

令和7年度
第68回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会
PTA・校長会合同研究大会「大阪大会」
近畿地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会
PTA・校長会夏季合同研修会
報告書



「舟にのって漕ぎ出すたこやき」
大阪府立東住吉支援学校児童生徒共同制作

研究主題

肢体不自由のある子どもたち一人一人の生きる力を育むために、
PTA活動はどうあるべきか

～なにわともあれ 友とつながり 共にいきる
大阪から愛と笑顔かがやく未来へ～

目次

発刊によせて	1
--------	---

第1日

開会式	2
主催者あいさつ	3
来賓あいさつ	5
歓迎のあいさつ	8
基調講演	9

分科会

第1分科会「学校」	15
第2分科会「地域」	21
第3分科会「福祉」	26
第4分科会「進路」	34
第5分科会「医療」	41
第6分科会「機器」	47

第2日

会員研修	54
------	----

全体会

分科会報告	67
全体講評	73

閉会式	78
大会宣言	79
開催地校長あいさつ	82
次年度開催地校あいさつ	84
大会タイムテーブル / 展示ブース 参加団体・事業所一覧	85

付録 大会アルバム

〈表記の取り扱いについて〉

一部寄稿を除き、本冊子は大阪府の方針に則り、文脈から人や人の状態を表す箇所は「障がい」としております。これは、障がいのある方の思いを大切に、障がい者理解を深めていく趣旨によるものです。

◆発刊に寄せて◆

全肢 P 連「大阪大会」実行委員長

大阪府立東住吉支援学校 PTA 会長

小山 真澄

8月20日・21日の2日間にわたり、第68回全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会総会および PTA・校長会合同研究大会「大阪大会」を開催いたしました。全国各地から多くの皆様にお越しいただき、大阪の地で皆様とともに充実した時間を過ごすことができました。全国の皆様との心のつながりを感じることができ、たいへん貴重な経験となりました。

大会開催にあたり、ご臨席いただきましたご来賓の皆様、助言者の皆様には、大会全体を通して多大なご協力を賜りました。また、本大会の趣旨にご賛同いただきました協力団体の皆様、ご協賛くださった団体や企業の皆様に、厚く御礼申し上げます。全肢 P 連事務局の皆様には常に大きなお力添えをいただき、ご参加いただいた皆様とともに実りある大会にできましたことに心より感謝申し上げます。

本大会では、菅野和彦視学官による基調講演で、「肢体不自由のある子どもたちの学びの充実」をテーマに、最新の動向や課題についてお話いただきました。会員研修では、武庫川女子大学教授で小児科医の宇野里砂様に「子どもの今とその先のために：見通しをもった支援と連携の工夫」をテーマにお話いただきました。また、分科会では全国の代表6校から貴重な実践報告をいただき、活発な協議・意見交換が行われました。

大会全体を通して、各地域での取組みを情報交換し、様々な課題を共有できたことは大きな学びとなりました。そして、子どもたちが安心して、笑顔で暮らせる社会づくりのために、保護者として、私たち一人ひとりが声をあげ、行動していくことの大切さを痛感しました。

大会の事後アンケートでは、「基調講演はとても分かりやすく、重要なことがしっかり伝わる研修でした」「会員研修では、各機関が専門性を補い合っていくことの大切さが強く印象に残りました」「分科会では活発な協議・意見交換ができ、もっと時間がほしかったです」「全体を通して、本当に楽しく学びの多い時間となりました」「おもてなしの気持ちが伝わってくる大会でした」「運営スタッフのお揃いのTシャツにチームワークと情熱を感じ、参加者としてとても頼もしく、また羨ましかったです」などの嬉しいご意見をいただきました。ありがとうございました。

来年、第69回全国大会は、「広島風感じてみんさい 結びつく心が平和をつくるけえ」をサブテーマに、広島で開催されます。最後になりましたが、全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会のますますのご発展と、広島大会の成功を祈念し、発刊に寄せてのことばとさせていただきます。

令和8年2月

開会式

日時:令和7年8月20日(水)13:00~13:30

会場:グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)



司会:大阪府立堺支援学校 PTA 会長	久保田 征夫
1 開式のことば 全肢 P 連「大阪大会」副実行委員長 大阪府立箕面支援学校 PTA 会長	大辻 美幸
2 主催者あいさつ 全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会会長 東京都立光明学園 PTA 会長	有吉 万里矢
3 来賓あいさつ (1)文部科学省初等中等教育局 視学官 (併)特別支援教育課特別支援教育調査官 (2)こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援専門官 (3)大阪府教育委員会教育長	菅野 和彦 氏 縄田 裕弘 氏 水野 達朗 氏
4 来賓・指導助言者紹介、祝電披露 全肢P連「大阪大会」副実行委員長 大阪府立東住吉支援学校長	西浦 由夏
5 歓迎あいさつ 全肢P連「大阪大会」実行委員長 大阪府立東住吉支援学校PTA会長	小山 真澄
6 感謝状贈呈 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会 顧問 第67回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会 「石川大会」実行委員長 主管校石川県立いしかわ特別支援学校 令和6年度PTA副会長	田村 康二郎 氏 谷畑 由佳 氏
7 閉式のことば 全肢 P 連「大阪大会」副実行委員長 大阪府立箕面支援学校PTA会長	大辻 美幸

◆主催者あいさつ◆

全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会会長
東京都立光明学園 PTA 会長



有吉 万里矢

皆さま、こんにちは。令和 7 年度全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会会長の有吉万里矢と申します。

今年も各所で地震や豪雨などの自然災害が発生しています。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。常日頃から防災意識を高める重要性を再認識しております。昨年は震災発生から 8 ヶ月の石川県で全国大会を開催しました。大会参加者の心には、石川の皆さまの思いが深く刻まれたことでしょう。

さて、本日はここ大阪府大阪市にて開催の第 68 回全肢 P 連 PTA・校長会合同研究大会「大阪大会」に、文部科学省、こども家庭庁、厚生労働省、そして開催地である大阪府並びに堺市教育委員会の皆さまをはじめ、教育・医療・福祉に携わるとご来賓の皆さまに、ご多用の中、ご臨席賜りましたことを全国の保護者を代表して心より御礼申し上げます。猛暑が続く中ですが、本日約 350 人の会員の皆さまが集まり、大会開催に至りました。全国の会員の「互いを思い合う気持ち」が一層深まる機会になれば幸甚です。

第二次世界大戦が終結して 80 年が経ちました。国際平和と安全の維持を目的に国際連合が設立されて 80 年です。昨年のノーベル平和賞は日本原水爆被害者団体協議会が受賞しました。代表理事の金本氏は、大阪・関西万博で基調講演を行い、核兵器の廃絶を強く訴えました。戦争は人間の持つ差別意識から生まれます。優位性を確立したいという意識の表れだと考えます。戦争と共生とは相反するものです。安定した社会で健常者と障がい者が対等に時間と空間を楽しむということは理想論なのでしょうか。

2006 年に国連で採択され、2014 年に日本が批准した障害者権利条約のスローガンは「Nothing About Us Without Us (私たちのことを私たち抜きで決めるな)」です。障がいの有無に関係なく誰もが同じように生活できるようになる事を目的としています。

「障がい」と一括りに言っても個々の障がいは大きく異なります。本連合会加盟校の児童生徒たちは意思表示の難しいお子さんから大学進学を考えているお子さんまで様々です。肢体不自由校は重度重複障害のある児童生徒の割合が年々高くなっています。それぞれを守る壁や個々に適した教育が必要であると私は考えます。

息子は 17 歳、重度重複障害があります。短期入所を利用して、私は今この場に立つことができます。福祉や医療、そして教育に関する制度やサービスを設け、整えてくださった方々、実際に今子どもたちと向き合ってくださいている方々には感謝の念に堪えません。

1 週間前のことです。朝の簡単な家事を終えて、息子の様子を見に寝室へ行くと、本人と周辺が

排泄物でまみれていました。数年前まではよくあったことですが、最近は良くないことだと理解できるようになっていました。痒かったのでしょうか。息子は目をうっすら赤くしていました。風呂場で全身を洗い、落ち着くと、声を出して涙を流し始めました。「駄目なことをしたから泣いているの?」と聞くと意思を持って「ハイ」と手を上げました。きっと、伝えたい何かがあったはずです。翌朝、早くに息子に起こされました。直ぐに便をしていることに気付き、着替えさせました。その間息子は黙って母の指示通りに手足を動かしました。着替え終わり、「もう少し寝ていても良い?」と聞くと、いつものように遊んでほしいとかご飯を食べたいなどごねずに「ハイ」と手を上げました。そういえば便秘薬を変えたばかりでした。暑さのせいか、臀部のかぶれも目立っていました。

息子は伝えたいことをいつもたくさん抱えているのでしょう。何とか表出しても見過ごされたり、「それはできない」と受け入れてもらえなかったり、「ちょっと待ってね」と放置されたり、日々我慢や遠慮を繰り返しているのだと思われます。障がいがあっても、その向こうに人格・人間性があります。

2011年、障害者基本法に「意思決定の支援」という文言が入りました。2013年には障害者総合支援法が施行され、2022年に成立した一部改正法には障害福祉サービス等に対する「意思決定支援の配慮の必要性」が加わり、昨年施行されました。

8050問題が取り沙汰されていますが、息子が大好きな家で一緒に暮らせる時間には限りがあります。息子にはまだ学ぶべきことがあります。誰にでも自分の意思を伝えられるよう、学びを続けてほしいと願います。我が子がどこへ行こうが、周囲の方に寄り添っていただき、意思を尊重されながら、平和な世の中で毎日を笑顔で過ごせるようにと心から願います。

本日は、文部科学省初等中等教育局 視学官(併)特別支援教育課 特別支援教育調査官の菅野和彦様による「肢体不自由のある子どもたちの学びの充実」というテーマでの基調講演を、明日2日目には、武庫川女子大学 教育学部教授の宇野里砂様による会員研修を予定しています。

戦後80年という節目に「いのち」をテーマとする万博の開催地で全国大会が開かれたというその意味に思案を巡らせ、皆さまにはこの2日間を積極的に楽しんでいただきたいと存じます。思いを伝え合える場にいたしましょう。

結びに、本日まで多大なご尽力をいただきました運営事務局の皆さま、特に主管校である大阪府立東住吉支援学校の皆さまへ心から感謝申し上げます。さあ、始まります。「なにわともあれ 友とつながり 共にいきる 大阪から愛と笑顔かがやく未来へ」

以上、主催者を代表し、大阪大会開会のご挨拶といたします。

◆来賓あいさつ◆

文部科学省 初等中等教育局 視学官
(併) 特別支援教育課特別支援教育調査官



菅野 和彦 氏

令和7年度、第68回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会、およびPTA・校長会合同研究大会「大阪大会」の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本連合会におかれましては、長きにわたり、保護者と学校が一体となり、肢体不自由のある子どもたちの教育の充実に向け、全国の各学校の取組みを中心に保健、福祉、医療、労働との連携や、情報機器の活用等に関する研修会を開催し、多大な成果を上げてられました。これまでの取組みに対し、心から敬意を表するとともに、本大会においても所期の目的が達成されることを心から御期待申し上げます。

さて、文部科学省におきましては、障がいのある子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学校をはじめ、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった連続性のある多様な学びの場の整備を進め、いずれの場においても障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組みを推進しております。

また、医療的ケアが必要な子どもが安全・安心に学校生活を送るための医療的ケア看護職員等の配置を拡充するとともに、保護者の負担軽減に関する調査研究や、災害時を含む医療的ケアに関するガイドライン策定に向けた調査研究に取り組んでおります。

さらには、GIGA スクール構想に伴い、一人一台端末の利活用のための入出力支援装置の整備などを通じて、子ども一人一人のもてる能力を最大限に引き出しながら、各教科等での資質・能力の育成が図られるよう取り組んでおります。

このような中、現在、中央教育審議会においては、次期学習指導要領の改訂に向けた議論が進められており、特別支援学校については、自立活動と各教科等との関連付けをこれまで以上に徹底することをはじめ、小・中、高等学校の各教科に準じつつ、知的障害の特性や発達の段階等を踏まえた構造化や、交流及び共同学習の重要性などが示されたところです。今後、これらを踏まえ、更なる検討を進め、質の高い特別支援教育の在り方を検討いただくこととしています。

文部科学省としましては、これらの取組みを全力で進め、特別支援教育の一層の充実を図って参りますので、本日御参会の皆様におかれましても、引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、大阪大会の開催に際し、計画・準備・運営等に御尽力をいただきました関係の皆様方に厚く御礼を申し上げますとともに、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会の更なる御発展を心から御祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

◆来賓あいさつ◆

こども家庭庁 支援局 障害児支援課障害児支援専門官



縄田 裕弘 氏

令和7年度 第68回全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会 PTA・校長会合同研究大会「大阪大会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、日頃より放課後等デイサービスをはじめとした、障害児支援施策の推進にご尽力いただき心より感謝申し上げます。

こども家庭庁では、地域全体で障がいのあるこどもに提供する支援の質を高め、様々な障害の種別や障害の特性に対応した専門的かつ適切な支援等を実施できるよう、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の整備を進めております。

また、全国どの地域においても、質の高い発達支援の提供が図られるよう、障がいのあるこどもの支援人材の育成に関し、全国共通の枠組みによる研修体系の構築を目指して、令和6年12月より「障害児支援における人材育成に関する検討会」を開催しています。こちらの検討会には、有識者、こども・若者当事者、子育て当事者等にご参画いただきながら、障がいのあるこどもへの支援と子育て支援両方の視点から専門性を身につけた支援人材の育成に向け、検討を進めているところです。

今後とも、障がいの有無にかかわらず誰もが自分らしく生きられる社会の実現のため、関係する皆様方の御意見も十分にお伺いしながら、障がいのあるこどもとその御家族への支援の充実に真摯に取り組んでまいりますので、引き続きの御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会のますますの御発展と、皆様の御多幸、御健勝を祈念いたしまして、ご挨拶といたします。

◆来賓あいさつ◆

大阪府教育委員会 教育長



水野 達朗 氏

皆様、こんにちは。全国各地から校長先生、PTA 役員の皆さんをお迎えし、ここ大阪の地で第 68 回全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会総会および PTA・校長会合同研究大会「大阪大会」が盛大に開催されますことを、心よりお喜び申し上げます。ようこそ、大阪にお越しくださいました。歓迎申し上げます。

皆様ご承知のとおり、現在大阪では、2025 年大阪・関西万博が開催されています。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、一人ひとりが自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できる社会をめざし、様々な取組みを行っております。

万博の開幕日の前日に行われた開会式では、天皇、皇后両陛下のご臨席のもと、府内の高校生約 200 名が参加国の国旗の旗手として出場し、支援学校からも肢体不自由支援学校の生徒を含む 15 名が参加しました。

また、7 月末には、万博会場にて「彩りのピース展」を開催しました。このイベントは、「ともに生き、ともに未来を創る」をテーマに、大阪府立支援学校に在籍する子どもたちの絵画など約 8000 点をモザイクアートとして映像展示したもので、会場を包み込む立体音響と併せて、子どもたちが描いた絵の中の世界に入り込むような没入体験が味わえる空間を演出しました。当日は、多数の来場をいただき、大阪府立支援学校の子どもの活躍を世界の方々に知っていただく、素晴らしい機会になったと感じております。

このほか、万博では、「未来社会の実験場」として、持続可能な社会の実現に向けた新たなアイデアや技術が世界中から集まる場となっております。皆様もぜひこの機会に、万博の活気とともに大阪の多彩な魅力を肌で感じていただければ幸いです。

さて、全国的に特別支援教育の重要性が認知され、その充実が求められているところです。大阪府教育委員会におきましては、令和 5 年 3 月に「第 2 次大阪府教育振興基本計画」を策定し、「一人ひとりの良さや可能性を引き出し、最大限伸ばす教育」「子どもたちの多様性に応じ、誰一人取り残さない教育」の実現に向け、様々な教育・施策を進めているところです。

その様な中、この記念すべき大阪・関西万博の年に、「なにわともあれ 友とつながり 共にいきる大阪から愛と笑顔かがやく未来へ」のテーマのもと、本大会が大阪で開催されますこと、大変嬉しく思います。本大会を通じて、「肢体不自由のある子どもたち一人一人の生きる力を育むために、PTA 活動はどうあるべきか」について実践研究を深めていただき、今後の皆さまの活動の一層の充実と発展につながることを期待しております。

結びに、本大会の開催にあたり、多大なご尽力を賜りました関係者の皆様に深く感謝申しあげますとともに、ご参会の皆様の一層のご活躍と本連合会のますますのご発展を心より祈念申しあげ、挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

◆歓迎のあいさつ◆

全肢P連「大阪大会」実行委員長
大阪府立東住吉支援学校 PTA 会長



小山 真澄

皆さま、こんにちは。

全国の肢体不自由特別支援学校PTAの皆さま、先生方、ご来賓の皆さま、ここ大阪の地へようこそお越しくださいました。

今年度の全国大会開催にあたり、本校が主管校を仰せつかって以来、きょうまで、不安や緊張の日々が続いております。一年前、石川大会に参加させていただき、全国からお集まりの皆さまの熱い思いを直接感じる事ができました。そして、大きな震災に見舞われたあとにもかかわらず私たちが温かく迎え入れ、実りある大会を運営されました石川の皆さまの並々ならぬご努力に頭が下がるとともに、石川大会での熱意をしっかり引き継いでいこうと心に誓いました。

大阪には、府立の肢体不自由支援学校が12校ございます。そのうち3校で、実行委員会を組織し、全12校で連携・協力して準備を進めてまいりました。また、知的障がい支援学校の児童生徒の皆さんに、全国の皆さまへのおみやげを作っていました。

大阪大会のサブテーマ【なにわともあれ 友とつながり 共にいきる 大阪から 愛と笑顔 かがやく未来へ】には、「社会の一員として、仲間や社会とつながり、支え合いながら、未来に向かっていきいきと歩んでいこう!」という想いを込めました。大会ポスターや冊子の表紙は、大阪名物のひとつ、「たこやき」です。これは、本校の肢体不自由教育部門の子どもたちが、一人ひとつずつ作りました。みんなで、ひとつの舟に乗りこんで、未来に向かって漕ぎ出しているところです。

さて、現在、「大阪・関西万博」が開催されております。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無に関わらず、誰ひとり取り残さないインクルーシブな社会の実現をめざしている大阪・関西万博と、本大会が、同じ大阪の地で、同じ時期に開催されますことを、たいへん意義深く感じております。

子どもたちの輝く未来のために、充実した2日間となりますよう、12校の力を合わせて運営させていただきます。至らぬ点多々あるかと存じますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

基調講演

日時:令和7年8月20日(水)

会場:グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)

司会:大阪府立光陽支援学校 PTA 会長	溝口 有香子
1 講師紹介 大阪府立箕面支援学校長	平井 晋也
2 講演 文部科学省初等中等教育局 視学官 (併)特別支援教育課特別支援教育調査官 テーマ「肢体不自由のある子どもたちの学びの充実」	菅野 和彦 氏
3 謝辞 大阪府立箕面支援学校長	平井 晋也



「肢体不自由のある子どもたちの学びの充実」

文部科学省初等中等教育局 視学官
(併)特別支援教育課特別支援教育調査官

菅野 和彦 氏

✦ はじめに

本日はこのような場で、お話をする機会をいただき、誠にありがとうございます。

このスライドは、全国の特別支援学校の校長先生方からご提供いただいた、子どもたちの学びの様子の写真を使わせていただいています。音楽や自立活動など、子どもたちが真剣に学ぶ姿に接することは、この仕事をしていて本当に嬉しいことです。

私の役割は、肢体不自由のある子どもたちの学びを充実させるために、学校のよい取組や様々な課題等を国の施策に反映できるよう努めることです。保護者の皆様と共に本研修会を通じ、様々な声を伺えることを、心から嬉しく思っています。

私自身、特別支援学校の教員を14年間経験しました。振り返ると、保護者の方々には手取り足

取り、多くのことを丁寧に教えていただきました。姿勢変換の方法や摂食、子どもの表情やしぐさから、その思いをどう読み解けばいいかなどです。その中でも特に、若い頃は給食の刻み食を食べさせた瞬間に、子どもがむせる様子に戸惑い、食べ物を詰まらせるのではないかという怖さを感じたこともあったことを思い出します。

しかし、学校での摂食研修や医療的ケア児との関わりを通して様々なことを学び、保護者の皆様と一緒に、その子どもの成長を支えていくことの重要性を学ぶことができました。

今日は、PTAの皆様と研修できることを大変嬉しく思います。それでは、この後の分科会の発表内容や特別支援教育の現状についてお話しさせていただきます。

[各分科会の発表について]

■ 第1分科会「学校」

個別の教育支援計画に関する発表がありましたが、本人の願い、保護者の願いを的確に把握するための工夫が示され、非常に有意義な内容でした。この計画は、自立と社会参加に向けた重要なツールであり、改めてその重要性を皆様と確認できたことを嬉しく思います。

■ 第2分科会「地域」

地域と連携した防災教育が紹介されました。子どもたちも含めて地域と連携した取組は、非常に参考になるものでした。お住まいの地域によって違いはあると思いますが、ぜひ情報交換を進めていただければと思います。

■ 第3分科会「福祉」

放課後等デイサービスが主な話題でした。地域によって、医療的ケアが必要な子どもの受け入れ状況に違いがあることは認識していますが、どのようにサービスを充実させていくかについて話し合いがもたれました。ぜひ議論を深めていただければと思います。

■ 第4分科会「進路」

卒業後の進路は、保護者の皆様にとって大きな不安要素です。特別支援学校は、幼小中高と12年間という長いスパンで運営されていることが多いです。行政をはじめとした関係機関との連携、地域資源の活用、そして情報収集の重要性を確認し、卒業後も安心できるような充実した話し合いを期待しています。

■ 第5分科会「医療」

医療的ケアについては、安全・安心に実施できる体制構築が非常に重要です。各学校で体制が充実してきている一方で、まだ課題も多く残されているのが現状です。課題を出し合い、解決に向けて提案し合ってほしいと思います。

■ 第6分科会「機器」

情報機器の活用について、保護者の皆様の具体的な取り組みやご感想が大変印象的でした。日進月歩で進化する支援機器を上手に活用し、一人ひとりの能力を最大限に引き出すことが

重要だと改めて感じました。保護者の方が自作のアプリを開発された事例も紹介され、大変感銘を受けました。重度重複の子どもたちは、意図的に動かせる部分が限られていることがあります。私は教員時代、子どものわずかな動きを生かし、スイッチを使って絵本を読めるようにしたり、給食の順番を選んだりする支援で活用していました。このような自分の意思や思いが実現できるという積み重ねは、自己選択・自己決定という観点からも非常に重要であり、そのきっかけとなる情報は、保護者の方から日常生活の様子を伺うことで得られていたことを思い出します。

1. 初等中等教育の動向と特別支援教育の現状

● 学習指導要領の改訂

学習指導要領は、約 10 年に一度改訂されています。現在、2040 年代に社会を生きる子どもたちに、どのような教育をしていけばよいのかについて議論が始まっています。幼稚園から特別支援学校まで、すべての学校種の学習指導要領が改訂の対象です。特別支援教育については、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を基軸とし、今後集中的に審議されていく予定です。

また、子ども家庭庁と協力し、「こども若者★いけんぷらす」として子ども・若者の意見を直接聞くための調査も実施されており、当事者の声が教育のあり方に反映されるようになっていきます。

● GIGA スクール構想と ICT 機器の活用

GIGA スクール構想により、児童生徒に 1 人 1 台の端末が整備されていますが、肢体不自由のある子どもたちにとって端末の整備だけでは十分使用することはできません。例えば、マウス操作の一部を子どもが操作しやすいスイッチにしたり、視線入力装置などの支援機器を端末と組み合わせたりすることで、子どもたちの意思の表出や言葉の理解を促進することができます。特に重度重複の子どもたちへの支援では、入出力支援装置の実践と研究が進んでいます。

肢体不自由者である児童生徒に対する教育

児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

肢体不自由の児童生徒に対しては、

- ✓ 身体機能の状態や体調の変化などに応じて、意思の表出を補助し、他者との触れ合う機会を提供

➤ 箱状目録の活用 <代替キーボード、キーボード、入出力支援機能>



キーボードやマウスの入力装置の代替

- 画面上に表示されるスクリーンキーボードなど文字入力を実現する機器など
- タouchパッドやトラックボール、ホウズルのマウス及びマウス操作を実現する機器など
- 身体の状態に応じて、身体の一部をスイッチで操作も支援する機器など

通常のスイッチ、音に反応する音声センサー、動きを検知して動作する光センサー、匂いなど検知する圧電センサー、目を検知することで動作する音声センサーなど、表出する状態を利用しやすいように工夫する支援機器などの周辺の機器など

➤ 表現活動の広がり <視線入力装置>



視線入力装置等を利用して、視線を動かすだけで、文字や絵等が書いたり、表現活動を実現できる。

➤ 遠隔合同授業 <他者とのふれあい>



小人数の班での学習の場外でも学習や個別な進捗支援等による授業学習により、多様な考えや疑問、疑問、自分自身の考えを強固しくいっ

国は、すべての学校で要望があれば、支援機器も整備できるように進め、GIGA スクールの 1 人 1 台端末を、5 年程度をかけて新しいものに切り替えていくこととしています。

● 特別支援学校の現状

全国の特別支援学校は、肢体不自由など単一の障害に対応する学校が減少している一方、複数の障害を対象とする学校が増加しています。特に、肢体不自由教育部門がある学校は増加傾向にあります。

- 11 -

具体的には、複数障害種の対象校のうち肢体不自由教育を行う学校は、H25とR5との比較で38校の増加となり、複数障害種の対象校のうち肢体不自由教育を行う学校の割合は、89.1%です。このことは、お住まいの地域に比較的近い特別支援学校で教育を受けられる環境が整っていると言えます。

2. 関係機関との連携

● 個別の教育支援計画の活用

令和6年4月には、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省の連名で、学校と関係機関（福祉、医療など）との連携を促す通知が出されました。この通知では、個別の教育支援計画を活用して情報共有を進めることが明示されています。この計画は、学校と学校以外の関係機関（医療や福祉等）を結ぶツールであり、子ども本人の願いや将来の希望を踏まえながら、それぞれの役割に応じて連携していく上で非常に重要な役割を果たします。

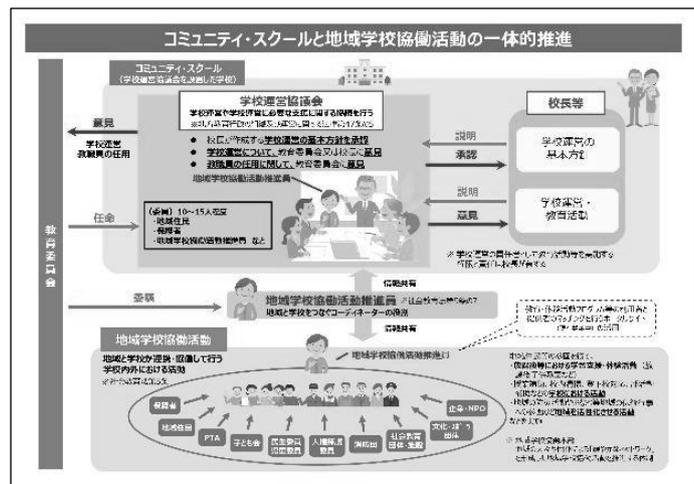
また、平成30年には学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について通知が出され、本人、保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と連携し作成することが明示されています。

3. 「コミュニティスクール」(学校運営協議会)

学校運営協議会を設置するコミュニティスクールは、年々増加しています。令和6年5月の資料では、全国1,130校の特別支援学校の内、569校が導入しています。

特別支援学校では、地域と学校が連携し、地域の資源を活用しながら豊かな学校経営を実現することを目指しています。地域の方々が学校運営にコミットすることで、子どもたちへの理解が深まり、共生社会の形成に繋がることも期待されています。

具体的には、災害対策を地域と学校が一緒になって行う事例もあります。また、学校内に地域のコンビニの一部を運営したり、地域の道の駅で子どもたちの作品や製品を提供したりする事例が見られ、地域とのつながりを求める多様な取り組みの一環となっています。



4. 学校と医療との連携について ～医療的ケアを中心に～

● 医療的ケアの歴史と現状

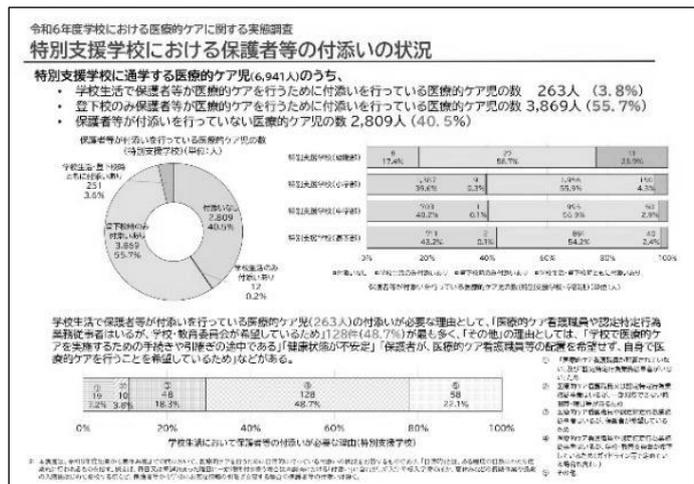
医療的ケアを必要とする子どもたちは、昭和の終わりから大都市圏を中心に増え始め、平成の初期には全国に点在するようになりました。これに伴い、当時の文部省（現：文部科学省）は厚生労働省と連携し、教員が医療的ケアを実施できるようにモデル事業を進めてきました。

その後、厚生労働省に設置された研究会において「指示系統が不明確であるなどの課題はあるが、モデル事業の下では、関係者の協力により3つの行為は概ね安全に行い得ることが実証され、

教育上の成果が上がった」と評価されました。そして、看護師の常駐など一定の条件下においては、教職員による痰の吸引等が医師法上の違法性を阻却されるとの解釈(実質的違法性阻却)を示されました。

平成16年から特別支援学校の教員が喀痰吸引及び経管栄養の一部を行うことについては当面のやむを得ない措置として許容され、全国に展開されました。平成24年には、教員による医療的ケア

が法令上位置づけられ、現在に至っています。現在、医療的ケアを必要としている子どもたちの約8割が、肢体不自由特別支援学校に在籍しています。また、多くの看護職員が配置されており、国も年々予算を拡充して支援体制を強化しています。また、特別支援学校における保護者等の付添いの状況については、徐々に減少傾向にあります。



● 課題への取り組み

現在も課題はありますが、国は災害時における医療的ケアに関するガイドラインの策定に向けた調査研究を新たに立ち上げました。これにより、各都道府県がガイドラインを作成し、各学校が災害時の体制を整えることを促していきます。

医療的ケア児の「在校時における発災への備えの状況」では、医療材料や医療器具・非常食等の準備及び備蓄等の対応について、保護者・主治医等と学校関係者間で協議をして取り決められている学校数が特別支援学校 539校(74.4%)、幼稚園、小・中・高等学校 1,602校(72.2%)。

「発災後、保護者及び医療的ケア看護職員等が長期間来校できない場合等」では、医療的ケア児の学校における待機が長期化した場合の対応について、保護者・主治医等と学校関係者間で協議をして取り決められている学校数が、特別支援学校 296校(40.9%)、幼稚園、小・中・高等学校 1,207校(54.4%)。

「電源を必要とする医療的ケア児が在籍している学校のうち、停電時の対応について」では、保護者・主治医等と学校関係者間で協議をして取り決められている学校数が特別支援学校 342校(66.3%)・幼稚園、小・中・高等学校 236校(59.6%)、となっています。

また、看護師向けの医療的ケア研修動画を作成しました。保護者の方も是非ご覧ください。

5. 肢体不自由のある児童生徒について ~卒業後を見据えて~

● 就労選択支援

令和7年10月からは、児童福祉法の一部改正により、就労選択支援サービスが開始されます。これは、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択



を支援するサービスです。

対象者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者となります。

また、特別支援学校は、本人や保護者の同意を得た上で、個別の教育支援計画などの情報を共有し、このサービスと連携することが求められています。

● 生涯にわたる学び

現在の学習指導要領では、生涯学習の観点も重視されています。子どもたちが学校教育を通じて身につけた知識や技能を、卒業後も活用し、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむことができるようにすることが重要です。



↓ さいごに

文部科学省は「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」を行っており、福祉関係機関と連携した学びのプログラム作成を支援しています。また、「共に学び生きる共生社会カンファレンス」が全国各地で開催されており、情報交換の機会が提供されています。

ここで、文部科学省が発刊している季刊「特別支援教育」（令和6年夏号）から、青森県立八戸第一養護学校の実践事例を紹介します。書道を通じて、肢体不自由のある子どもたちが自分の身体の向きや姿勢を考慮しながら表現する取組です。これは、子どもたちの「学びたい」という意欲を大切にしたい取組に留まらず、将来の人生の中で、様々な場面で創意工夫しようとする姿勢や自分の思いを伝えようとする意欲として活かされることを願う教育の姿勢を示している好事例と言えます。

飯野順子先生は、障害者の生涯学習の場として始めた訪問カレッジで分かったこととして、次のように話しています。「卒業後も子どもたちは学校時代に身につけたことは、ライフステージに応じて、その機会があれば、その人らしく、発揮できているということです。学校でしか、人生の基盤は、築けないのです。そのことを念頭においた授業づくりが求められているのです。」このことは、成長が緩やかな子どもたちが、いつまでも成長し続けるためには、学校教育がいかに重要かを学ぶことができる言葉であると思います。学校時代に培った喜びやコミュニケーションの方法を卒業後もいつでもどこでもできる力の育成と環境をつくるのが大切です。そのためには、保護者と学校の協力が不可欠であり、教師は、日々の授業を大切にすることが重要です。学校の先生たちは日々の授業づくりにおいて、悩みながらもとても熱心に取り組んでいます。ぜひ、協力と応援をしていただければと思います。

ご清聴ありがとうございました。

分科会

第1分科会「学校」

研究協議題

「子どもたちの学校教育を支え、社会自立を育むため、
PTA は、学校との連携をどのように進めていくか」

- 特色ある PTA 活動を進めるための学校との連携のあり方
- 個別の教育支援計画の作成と参画のあり方
- 特別支援教育を進めるための交流及び共同学習のあり方
- センター的機能を活用し、学校間の啓発を促すための PTA のあり方

指導助言者 大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課

主任指導主事 石谷 真吾 氏

発表校 宮城県立船岡支援学校

テーマ 「児童生徒の社会的自立を目指した PTA と学校の連携」
～児童生徒本人の思いを大切にして学校とともに将来へ向かうために～

発表者 宮城県立船岡支援学校 PTA 会長 井上 真由美 氏

司会者 宮城県立船岡支援学校 PTA 副会長 藤倉 妙子 氏

【発表趣旨】

1 学校の概要

本校は県内で唯一、寄宿舍及び高等部を併設する肢体不自由特別支援学校です。昭和 42 年に船岡養護学校として小・中学部 54 名の児童生徒で開校し、昭和 45 年には高等部が設立されました。令和 6 年度の在籍数は小学部 14 名、中学部 15 名、高等部 28 名、合計 57 名となっています。

教育課程は児童生徒の実態に応じて大きく 3 つに分かれています。知的障害を伴わない児童生徒には小・中・高等学校に準じた課程、知的障害を併せ有する児童生徒には各教科等を合わせた指導を主とする課程と、自立活動を中心とする課程があります。また、健康上の理由で登校が難しい児童生徒には訪問指導を実施しています。

看護師が常駐しているため、医療的ケアを必要とする児童生徒も安心して学ぶことができます。卒業後の進路は 4 年制大学進学から生活介護事業所利用まで幅広く、PTA と学校が連携して社会的自立を目指した支援を行っています。

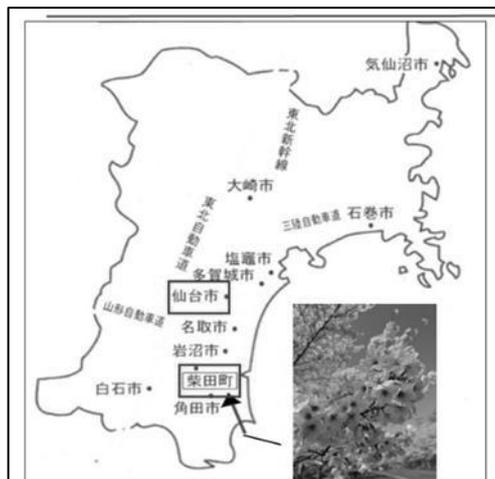


図1 学校について

2 学校の特徴

学校は仙台市から 30km ほど南に位置する柴田町にあり、桜の名所として知られています。児童生徒は毎年新学期に学校周辺でお花見を楽しんでいます。また、児童生徒の発案により桜の妖精「はなっぴー」を公式キャラクターとして考案し、行事に活用しています。

地域との連携も大切にしており、自衛隊船岡駐屯地を訪問したり、仙台大学の陸上グラウンドを利用したりしています。このように地域とのつながりを生かした学習が展開されています。

PTA 活動は全員参加制で、本部および 3 つの専門部（事業・広報・厚生）に分かれて活動しています。本部は学校全体との調整や外部機関との連携を担い、事業委員会は研修会を企画、広報委員会は広報誌を年 3 回発行、厚生委員会は奉仕活動や交流を担当しています。

3 PTA と学校 の 取 組 み

(1) 居住地校学習

コロナ禍で中断していましたが、事前に子どもの様子を写真や絵で紹介する取組みを行ったことで、交流が円滑になりました。児童生徒は挨拶や交流への意欲を持ち、ドキドキしながらも楽しく取り組むことができました。

(2) 学部行事「先輩の話を聞こう」

高等部では卒業後の生活をイメージするため、卒業生の体験談を聞く行事を行っています。現場実習だ

けでは得られない社会生活の具体的なイメージを持つことができ、生徒・保護者双方にとって貴重な機会となっています。

(3) PTA 研修会

卒業生の保護者を招き、進路先や家庭生活の実際について話を聞きました。また、就労継続支援 B 型事業所で製造されたお弁当を試食し、就労の成果を実感しました。参加者からは、卒業後の生活を具体的に知ることができて大変参考になったとの感想が寄せられました。

(4) 個別の教育支援計画

本人や保護者の願いをよりの確に把握するため、今年度からアンケート形式を導入しました。具体例が示されているため記入しやすく、本人と保護者の思いの共通点も見えやすくなりました。発語のない児童生徒についても、行動から願いを読み取り支援につなげる工夫が行われています。



図 2 学校について

4 成果と課題

(1) 成果

- 保護者と児童生徒が同じ方向に向かうきっかけとなりました。
- 卒業後の生活に対する理解を深めることができました。
- 本人の思いを保護者と教員がよりの確に捉えることができました。

(2) 課題

- 卒業後のさらに先の自立の姿についても見通す必要があります。
- PTA 活動への参加率が限られた会員に偏りがちであるため、参加しやすくする工夫が求められています。

5 まとめ

本校のPTAは少人数ではありますが、学校と連携して児童生徒の社会的自立を支える取組みを進めてまいりました。小学部から高等部にかけて段階的に活動を積み重ねることで、児童生徒本人の思いを尊重しながら将来に向けた力を育てています。今後もPTA会員が相互に協力し、学校とともに子どもたちの明るい未来を切り拓いていきたいと考えています。

【ワークショップ】

◇「PTA活動に会員が参加しやすくなるための工夫」

討議では、「PTA活動に会員が参加しやすくなるための工夫」について、多くの意見が交わされました。全国の学校から集まった参加者が、それぞれの地域や学校の状況を踏まえて実践や課題を紹介し合ったことで、単一の事例報告にとどまらず、参加率向上のための多様な知見が集積されました。参加率の向上という課題は、どの学校でも共通して抱える悩みであり、特に近年は共働き家庭の増加や遠方通学による保護者負担の増大など、社会状況の変化によって一層難しさが増していることが確認されました。その中で、活動にどう魅力を持たせ、自然に保護者が関わりたいと思える場を作れるかが議論の中心となりました。

最も多くの意見が集中したのは、「楽しい活動」を基盤とした工夫が必要であるという点でした。PTA活動という役員会議や事務作業のイメージが先行し、義務的・負担的と受け止められがちですが、参加そのものを楽しめる内容に変えることで意識が変わることが報告されました。具体的には、ヨガや整体といった心身を整える活動をPTA行事に組み込み、保護者が日頃の疲れを癒やししながら交流できるようにする実践が紹介されました。さらに、紙箱作りなどの小規模な工作活動を取り入れ、手を動かしながら自然に会話が生まれる環境を作った事例も報告されました。こうした工夫によって、子どものためだけでなく自分自身にとっても参加する意義が見いだせるようになり、保護者の心理的ハードルが下がったという成果が語られました。

活動を広く周知する際の広報にも工夫が求められるとの意見が多数出されました。単なる活動案内ではなく、「楽しいから参加してみたい」と思えるように魅力を打ち出すチラシや通信を作成することが効果的であるとされました。実際に、楽しい雰囲気を前面に押し出した案内を配布したところ、これまで参加したことのない保護者から新たに参加を得られた事例も紹介されました。情報の伝え方一つで参加率に変化があることは、多くの学校で参考になりました。

現代的な工夫としては、情報通信技術の活用が注目されました。特に「BAND」などのスマートフォンアプリを利用した情報共有の事例は、多くの参加者から関心を集めました。アプリを用いることで、従来の専門部会を廃止し、必要に応じてボランティアを募集する柔軟な仕組みが実



現しました。これにより、従来のように固定的な役割を担う負担が軽減され、保護者一人ひとりが自分の都合に合わせて関われるようになりました。さらに、アプリ上で情報がタイムリーに更新されるため、学校へ足を運ぶことが難しい家庭や、遠方からの通学者の保護者にとっても参加のきっかけになっているとの報告がありました。情報発信の在り方を変えることが、参加者層の拡大につながっている点は大きな示唆となりました。

地域や学校全体を巻き込んだ活動の有効性についても多くの事例が報告されました。親子プールを実施した学校では、PTAの発案に対し校長が柔軟に協力したことで実現し、夏の限られた期間であっても多くの親子が参加し大きな盛り上がりを見せました。地域の音楽家を招いた演奏会やサンタクロースを招いての行事なども、地域の文化や季節感を生かしながら、保護者と子どもたちが一体となって楽しむ場となりました。こうした活動は、学校内のPTA活動にとどまらず、地域住民との関係性を深める契機ともなり、学校全体の存在感を地域社会に広げる効果も確認されました。

一方で、除草作業や施設整備といった実務的な活動を単なる労務に終わらせず、その後に座談会を設け、保護者が互いに悩みや経験を語り合える場に発展させた事例も紹介されました。こうした場では、障害種別や学年の違いを超えた共感や情報交換が行われ、保護者同士の理解が深まるとともに、新しいつながりが生まれました。さらに、地域交流会として他校の保護者も交えた座談会を実施し、子育てや生活に関する悩みを共有することで、保護者の孤立感が解消され、活動参加への意欲が自然に高まったという報告もありました。

これらの意見を総合すると、PTA活動の参加率向上には「楽しく」「気軽に」「自分のペースで」関われる仕組みづくりが不可欠であることが共通認識として確認されました。義務的に関わるのではなく、自発的に「やってみたい」と思える活動を設計し、情報発信と地域連携を工夫することが、持続可能で魅力あるPTA活動の鍵であることが浮き彫りになりました。

【指導助言】

大阪府教育庁 教育振興室 支援教育課

主任指導主事

石谷 真吾 氏



船岡支援学校の取組みについて、学校とPTAが児童生徒一人ひとりの思いを大切にしながら、その進路や地域での暮らしに向けて、しっかりと手を携えて取り組んでおられる点が非常に印象的でした。特別支援学校は単に知識や技能を教える場ではなく、社会的自立への橋渡しの役割を担っています。その過程で本取組みのように、PTAが共助・協働することで、学校と家庭、地域が繋がり合い、子どもにとって安心して豊かな環境が育まれていく事が、特に大切であると感じています。

発表では、居住地校との交流の取組みについて、詳しく紹介されていました。居住地校との交流の意義については、災害時の避難や地域社会での安心感といった観点からも欠かせないものだとして受け止めています。居住地校との交流を通じて、地域の小中学校の児童生徒とつながりをもっておくことにより、万が一の災害避難時につながりを持った方々から声をかけてもらえるかもしれません。災害避難という苦しい状況に置かれた際、子どもはもちろん、保護者にも大きな安心感をもたらすのではないのでしょうか。また、中学部になると居住地校との交流希望率が低下する状況もあり、本発表の取組みのように、早い段階から関係づくりをしておくことは、普段の交流だけではなく、卒業後も見据えた安心感にもつながると思われます。さらに、例えば、支援学校と地域PTAが合同で研修や訓練を行うような取組みができれば、障害理解を広げ、地域全体で支え合う共生社会の基盤づくりにつながるのではないかと考えています。

進路支援についても、卒業生や保護者が自らの経験を語る研修会の意義が際立っていました。グループホームでの生活や福祉サービス利用の実態など、卒業後の生活に関する具体的な情報を直接知ることは、在学中の児童生徒とその保護者にとって非常に有益だと感じます。こうした体験談は、就労先の確保にとどまらず、地域での生活全般を思い描く力を育てるきっかけにもなります。また、学校を中心に、福祉事業所や行政機関と連携しながら段階的に移行支援を進めることの重要性も改めて認識していただきたいところです。他にも、同窓会のような縦のつながりを保ち、卒業生と在校生、保護者同士が交流できる機会を持つことは、卒業生をモデルとして長期的な自立の見通しを共有する上で有効だと感じます。



個別の教育支援計画については、本人や保護者の願いをアンケート形式で丁寧に把握し、意

見が分かれる場合には面談を通して調整していく仕組みが、児童生徒本人の自己決定を尊重しつつ、家族の思いを踏まえた計画づくりとして優れた取組みになっています。ここからさらに、学校が集めたデータを学年や発達段階ごとに分析することで、教育課程や支援体制を見直しや、地域資源を有効活用する基盤につなげることができるのではないのでしょうか。これらの取組みが進むことで、児童生徒の学びの保障や卒業後の移行支援の質を一層高めていくものと期待しております。

PTA活動の参加率向上については、ワークショップでの話し合いの発表内容や盛り上がりの様子のように、参加者が「楽しい」「気軽に話しができる・聞いてもらえる場」と感じてもらえることが入り口になると思います。参加方法などは、対面だけでなくオンラインでの関わりも選択肢に入れることで、多様な家庭環境に対応できると考えています。特に共働き世帯や介護を担う家庭など、時間的に余裕が限られる保護者にとって、参加のハードルを下げる工夫は欠かせないものです。また、一度参加した保護者が「参加してよかった」と思える体験を得ることが、次の参加を促し、活動の継続につながると感じています。

本日の船岡支援の発表が、他の学校・PTAの取組みのヒントを与えるものであったと確信しております。今後も、児童生徒一人ひとりの願いや思いに寄り添い、保護者・教職員・地域が三位一体となって歩む、PTA活動が続いていくことを願っております。

第2分科会「地域」

研究協議題

「子どもたちの将来にわたり安全で豊かな地域生活を支えるため

PTA は、地域との連携をどのように深めていくか」

- 子どもたちが地域社会で豊かな学校生活を送るための PTA のあり方
- 居住地域や学校生活において交流等を推進するための PTA のあり方
- 地域生活および学校外活動を豊かにするための PTA のあり方

指導助言者	大阪大谷大学 教育学部 教育専攻科長 教授・特別支援教育実践研究センター長	小田 浩伸 氏
発表校	東京都立城南特別支援学校	
テーマ	「地域社会の中で、当たり前のように 手を取り合う障害理解促進の実現」	
発表者	東京都立城南特別支援学校	PTA 会長 松浦 好美 氏
司会者	東京都立城南特別支援学校	PTA 副会長 佐々木 弘子 氏

【発表趣旨】

1 学校の概要

都立城南特別支援学校は、昭和 44 年に都内で 5 番目の肢体不自由校として創立されました。小学部・中学部・高等部の 12 学年が設置されており、全校児童・生徒数は 132 人です。そのうち医療的ケアを必要とする児童・生徒は 45 人となっています。教職員は 81 人、介護職員は 29 人、学校看護師は常勤・非常勤を含め 22 人が配置されています。

本校には、学校のキャラクターとして「城南うさぎ」というゆるキャラがいます。子どもたちからキャラクターの募集を行い、校内選挙で決定されました。今年ちょうど誕生 10 周年を迎えます。城南うさぎの特徴は、手と鼻がハートの形であること、本校の特徴である緑の芝生をイメージした色のエプロ

ンを身につけていることです。男の子であり、ブラックペッパーで味付けした人参とキャベツのスープを作るのが趣味です。考案した児童は現在天国で見守っていますが、城南うさぎは今も多くの人に愛されるキャラクターとなっています。



本校の学区域は広範囲に及び、東京都の南西部に位置する大田区・品川区と港区の一部から児童・生徒が通学しています。また、本校は日本最大の東京国際空港（羽田空港）から約 5km の場所にあります。通学手段としては、スクールバスが 17 台運行されており、そのうち医療的ケア専用通学車両が 10 台あります。この専用通学車両は東京都の独自事業であり、通常のスクールバスに乗車できない医療的ケアのある児童・生徒が看護師の同乗のもと

登校できる仕組みです。

さらに東京都の事業として、令和 5 年度から「付き添い短縮化事業」が開始されました。この事業により、医療的ケア児の保護者の入学後の付き添い期間が大幅に短縮されています。私の娘が入学した 12 年前には、小学部 1 年生の 2 学期が終わるころまで付き添いをしていました。子どもの状態や登校実績によって個人差はありましたが、1 年から数年にわたって、付き添いを続けていた保護者もいました。「付き添い短縮化事業」によって付き添い期間はおよそ 1 か月程度となり、時代とともに分離が進み、働く保護者の負担も少なくなっていると思います。

【ワークショップ】

◇障がいのある子どもたちにとっての「特別ではない」日常をどう作るか

～当たり前に取り合う社会への一歩を考える

参加者はそれぞれの現場で積み重ねてきた実践や課題を持ち寄り、「障がいのある子どもたちにとって特別ではない日常」をどのように育てていくかを、学校・家庭・地域の三者の視点から丁寧に話し合いました。議論は、司会から示された段取り（簡単な自己紹介→役割分担→グループ協議→全体共有）に沿って進められ、地域行事や学校間連携、保護者の思い、付き添いの負担、情報発信、防災の観点などについて多面的に意見が交わされました。全体を通して、「無理なく」「続けられる」「出会い直す」の三つがキーワードになっていました。

【地域とつながる実践の手応え】

地域の夏祭りや福祉フェスティバルへの出店・展示、近隣高校との合同発表や交流授業、スポーツを通じた交流、農業高校と連携した収穫体験など、多彩な実践が紹介されました。夏祭りでは想定を超える来場があり、模擬店の整理券を追加で配布するほどの反響があったこと、作品展示をきっかけに地域の方から声をかけてもらえることが増えたことなど、子どもたちの活動が地域の関心を集めている実感が示されました。東北のねぶた祭りへの制作参加や合同ステージ、球技を通じた自然な交流、果樹の収穫に伴う役割参加などは、いずれも「同じ時間」「同じ目標」を共有する中で、日常の挨拶や笑顔、ちょっとした頼みごとが生まれるきっかけになっていることが語られました。

【「小さな一歩」を設計する】

一方で、初めて地域行事に参加するご家庭にとっては、音や人混みへの不安、移動の負担、周囲の視線など、心理的・実務的なハードルが少なくありません。討議では、これらのハードルを下げる「小さな一歩」の設計が重要であるという認識が共有されました。例えば、(1)短時間・少人数・近距離での試行的参加、(2)当日の流れを写真付きで事前に共有する、(3)ボランティア向けのミニオリエンテーション、(4)休憩スペースや「静かなコーナー」の設置、(5)役割を細かく分けて「できた」を積み上げるといった工夫です。成功体験が生まれた直後に次の案内を届ける「連続設計」も提案され、継続率の向上につながった事例が紹介されました。

【付き添い負担と地域差】

議論が集中したのは、保護者の付き添い負担の問題でした。通学や行事、校外活動などで保護者が人的支援を長く担い続けると、就労や家庭生活に影響が出ます。自治体や学校の体制によっては付き添い短縮が進んでいる地域もある一方で、依然として保護者に多くを求める地域もあり、機会の格差を生み得るとの指摘がありました。討議では「付き添いを前提にしても、保護者だけが担い続けられない仕組み」に変えていく必要があることが繰り返し確認されました。送迎ボランティアの育成や医療的ケアに関わる支援スタッフとの連携、見守り当番の分担、学校と地域団体の連絡体制の整備などが具体策として挙げられました。

【地域啓発の新しいかたち】

福祉フェスティバルや校外展示といった「外へ開く場」は、理解促進と孤立の緩和に大きな効果を持つことが共有されました。ある事例では、雨天にもかかわらず多くの来場があり、アンケートからも「身近に仲間がいる」という実感が広がっていることが確認されました。企画段階から学校・PTA・地域団体が協働し、会場の動線や音量、掲示の高さや文字サイズ、体験ブースの配置などに配慮した結果、初参加の親子にも安心して参加できる雰囲気生まれ、満足度の向上につながっていました。さらに、終了後すぐに振り返り会を開き、気づきや改善点を共有し、次年度の暫定日程まで設定する「熱いうちに次へつなぐ」方法も効果的であると紹介されました。

【高校との連携・“同世代”との接触】

近隣高校との連携は、学びと地域をつなぐ有効な取組みとして紹介されました。合同発表や共同制作、避難訓練の協力など、学習と社会参加を両立させる活動は、子どもたちの役立ち感や自尊感情を高めるとともに、高校生にとっても多様性理解の大切な機会となっています。また、高校内に分校を設ける取組みでは、日常の中で自然な接触が生まれ、単発の行事では得られない関係づくりにつながっていることが示されました。学校種を超えた交流は、卒業後の進路や地域での役割獲得にも効果が期待されています。

【防災を“関係づくりの装置”にする】

防災の視点は、非常時の備えであると同時に、平時からの関係づくりの装置としても効果があることが示されました。給電可能な福祉車両のデモンストレーション、備蓄や雨水タンクの活用、避難所開設のロールプレイなどを地域と共に準備する過程そのものが、新しい顔の見える関係を生んでいます。非常時に頼れる相手が見えていることは、日常の安心感につながり、地域参加への後押しにもなっていました。

【運営と安全配慮の工夫】

取組みを支える基盤として、運営と安全配慮の「見える化」が欠かせないことが確認されました。集合・解散時刻や連絡手段、避難経路、医療的ケアの手順、騒音や照明の

情報、持ち物、混雑予測などを 1 枚のシートにまとめ、関係者が同じ情報を持つことが有効とされています。ボランティアには接し方のポイントや車いす介助、トイレ誘導などを短時間で伝える機会を用意し、不安を減らす工夫も行われています。迷子対策の名札や QR コード、休憩スペースの表示、感覚過敏に配慮したコーナーの設置など、ユニバーサルな工夫は障害の有無を問わず「誰にとっても優しい」イベントづくりにつながっています。

【評価とデータの活用】

取組みを続けていくためには、手応えを共有できる指標が必要です。アンケートには参加者数や満足度に加え、「当日初めて言葉を交わした人数」「翌週以降の挨拶や会話の変化」「次回も参加したいか」「家族の外出頻度の変化」など、日常に戻った後の変化を測る項目を加えることが有効とされました。自由記述は会報や SNS で紹介し、協力者の輪を広げる工夫も行われています。さらに、写真や動画の同意取得や掲載範囲の明確化、学校・PTA・地域団体の合意形成を文書化することが、信頼関係を築く基盤になっています。

【資金・資材と“見える会計”】

資金面では、規模の大小を問わず透明性を保つことが重視されています。収入は学校予算・PTA 会費・地域助成・協賛・クラウドファンディングなどを組み合わせ、支出は安全対策や消耗品、広報、謝金、保険を優先して配分しています。物品は地域企業からの寄附や貸与、行政の備品活用、近隣校との相互融通を組み合わせ、調達表を更新して共有しています。特に防災関連の発電機や蓄電池は、平時から試運転と記録を行い、共同利用ルールを整えておくことが重要とされています。

【広報の基本線】

広報では、「誰に」「何を」「どう動いてほしいか」を明確にすることが求められます。校内向けには紙と連絡アプリを併用し、地域向けには掲示板や回覧、自治体広報、SNS を組み合わせる工夫がされています。発信は「写真 2 枚 + 100 字説明 + 30 秒動画」を基本単位とし、「背景（なぜやるのか）」「当日（何をしたか）」「余韻（どんな変化があったか）」を簡潔に伝える方法が紹介されました。ハッシュタグや固定文言を統一して検索性を高め、問い合わせや見学、協賛につながるように工夫されています。

【一年のロードマップ（提案）】

無理なく始められる 1 年間の流れとして、春は新入生と地域ボランティアの顔合わせや校内見学会、保護者の希望把握、夏は小規模な校外参加（出張展示や短時間の体験コーナー）、秋は地域行事や防災訓練への本格参加（共催を目指す）、冬は成果の可視化（写真展や 100 字コメント、短編動画）と翌年度計画のワークショップが提案されました。これらを PDCA サイクルで回していくことで、担い手やノウハウ、地域の信頼が積み重なっていくことが期待されています。

【指導助言】

大阪大谷大学 教育学部 教育専攻科長
教授・特別支援教育実践研究センター長

小田 浩伸 氏



特別支援学校のPTA活動は、教育や福祉の改善を進めるだけでなく、共生社会の実現に向けても大きな役割を担っています。とりわけ、障害理解を広げたり社会に発信していったりするうえで、PTAの取組みは力強いものだと感じました。

活動を続けていくうえでは「持続可能性」の視点が欠かせません。コロナ禍をきっかけに効率化やデジタル化が進みましたが、こうした工夫は今後も息長く続けていく価値があります。無理なく取組みを継続し、参加した方が達成感を持てることが、活動の広がりにつながっていくと思います。

さらに、防災教育推進委員会や隣接高校との交流といった、地域の力を生かした実践はとても意義深いものでした。卒業後の居場所づくりや社会資源の利用についても、PTAが声を上げ続けていくことが重要です。あわせて、デジタルメディアやSNSで積極的に情報を発信することで、特別支援教育の魅力を伝え、地域や将来の教員を目指す人たちの理解を深めていけると考えます。

また、「すべての子どもたちの共通した願い」として、褒められたい、認められたい、役に立ちたい、気持ちを伝えたい、知りたい、挑戦したい、という思いが紹介されました。こうした願いをかなえていくためにこそPTA活動があり、地域・学校・家庭が力を合わせることの大切さを改めて確かめることができました。

【まとめ】

「特別ではない日常」とは、障害の有無にかかわらず、子どもたちが地域の中で役割を持ち、自然に認め合える関係があることだと考えます。その実現には、目的の共有や負担の分かち合い、成果が見える形にして循環させることが大切です。今回の討議や講評は、そのための具体的な入り口をいくつも示してくれました。今後も地域の資源を持ち寄り、制度の工夫と現場の知恵を重ねながら、子どもたちの「挑戦したい」という気持ちに応えられる場を広げていきたいと思っています。

第3分科会「福祉」

研究協議題

「子どもたちの現在、将来の自立生活を支え確保するために、

PTA は、地域との連携をどのように深めていくか」

○療育支援センターや関係する施設等に対する理解啓発のための PTA のあり方

○豊かな生活を築くためのデイサービス等の整備や福祉制度の活用について

○卒業後に向けた日中活動（通所・施設）と生活介護、介護サービス等のあり方

指導助言者 こども家庭庁 支援局 障害児支援課

障害児支援専門官 縄田 裕弘 氏

発表校 高岡市立こまどり支援学校

テーマ 「子どもたちが豊かな生活を育むために」

—家庭・行政・福祉施設・学校のよりよい連携—

発表者 高岡市立こまどり支援学校

PTA 会長 高嶋 真一 氏

高岡市立こまどり支援学校

PTA 副会長 元島 優子 氏

司会者 高岡市立こまどり支援学校

教頭 水谷 智子 氏

【発表趣旨】

1 学校の概要

高岡市立こまどり支援学校（以下「本校」）は、富山県西部、高岡市の中心部に位置し、氷見市や射水市からも肢体不自由のある子どもたちが通学する特別支援学校です。

昭和 33 年に、隣接する高岡市民病院内に開設された肢体不自由児「こまどり学級」が始まりであり、その後の発展を経て現在に至っています。令和 7 年度の在籍児童生徒数は、小学部 10 名、中学部 8 名の計 18 名です。そのうち 7 名が医療的ケアを必要としており、4 名の看護職員が日々の医療的ケアにあたっています。

また、本校には富山県立高志支援学校高等部こまどり分教室（以下「高等部こまどり分教室」）が併設されており、本校中学部の大半が進学し、現在 10 名の生徒が在籍しています。PTA は、本校と高等部こまどり分教室の保護者で組織し、活動を行っています。



2 本校の特色

本校では、児童生徒の実態に応じて週 1~2 回、近隣の高岡市きずな子ども発達支援センターにて機能訓練や医療に関する指導を受けています。

給食は、安心安全な学校生活を支える重要な取組みの一つです。児童生徒の食事の実態や指

導目標に応じ、普通食・初期食・中期移行食・中期食・後期食の5形態を提供しています。年1回の給食試食会では、保護者が栄養教諭から取組みを聞き、試食や参観を通して理解を深めています。

通学や校外活動にはスクールバス・ワゴン車を活用し、常時運転手2名と介助員が配置されています。

また、高岡市内の小中学校との学校間交流、居住地校との交流、地域4自治会との交流活動を実施し、社会性を高める一助としています。

3 福祉施設利用の現状と課題

本校の子どもたちの多くは、授業後や長期休業中に放課後等デイサービス（以下「デイサービス」）を利用しています。主に四か所の施設を利用しており、送迎、食事、医療的ケア、入浴、レクリエーション、機能訓練などの支援を受けています。

子どもたちは楽しみに通い、安心してリラックスして過ごしており、曜日ごとに施設を変えて利用する子どもは一週間の予定を理解しています。デイサービスでのイベントや遠足、工作などを通して社会経験が広がっており、医療的ケア児も元気な子どもたちと一緒に穏やかに過ごしています。保護者は、子どもの興味関心が広がり人との関わりが育まれていると感じ、幼少期から利用していることからくる安心感も持っています。保護者は、スタッフに悩みを相談することもでき、新しいサービスにつながったり子どもの成長を実感したりすることもあります。さらに、自分や家族の時間を持つことができるため心の余裕が生まれ、きょうだいの行事などにも参加しやすくなっています。入浴支援や医療的ケアを安心して任せられることも大きな利点であり、保護者同士での情報交換の機会ともなっています。

学校とデイサービスとの連携としては、下校時の送迎の際に日々情報交換を行っており、デイサービスのスタッフは授業参観や給食参観にも参加しています。夏季休業中には希望する教員がデイサービスを訪問し、子どもの様子を直接見る機会を持っています。

一方で、課題もあります。入浴サービスのために学校を早退しなければならないことがあったり、利用回数が限られていたり、実施している施設が少なく遠方にあるため利用が難しい場合があります。利用時間が短く、保護者の就労に影響が出ることもあります。延長料金が高いことや、急な利用や休日利用が難しいことも課題です。

さらに、高校卒業後に利用できる居場所が少なく不安を抱いており、デイサービスから生活介護への円滑な移行を望む声もあります。

行政との連携についても、福祉課が手続きだけでなく情報提供や相談に応じられる体制を強化してほしいとの意見があります。介護と子育てを両立している家庭では、相談支援員やケアマネージャーとの連携による支援の充実が必要です。

4 高岡市、富山県への要望書の提出

本校は毎年、高岡市 PTA 連絡協議会の一員として、また単独でも高岡市に要望書を提出しています。さらに、富山県内の肢体不自由特別支援学校三校で連携し、富山県にも要望書の提出を続けています。要望の内容としては、県西部に短期入所施設を設置してほしいこと、医療的ケア児が安心して利用できるデイサービスや入浴サービスの拡充、卒業後に利用できる就労先や生活介

護事業所の整備、公共施設のバリアフリー化、福祉バスの更新などがあります。

要望書を作成することにより、保護者が子どもの将来について考える機会となり、また他校との情報交換を通して新たな課題や情報を得ることができています。一方で、要望を保護者全体で共有・検討する機会が少なく、実現に向けた成果を実感しにくいことが課題です。

5 市の福祉事業

令和六年一月一日の能登半島地震では、本校の子どもたちも避難を経験しました。車庫の倒壊で通学ができなくなる子どもがいたなどの影響があり、災害時の対応を真剣に考える契機となりました。

高岡市では「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」を整備し、災害時の支援体制を強化しています。昨年十一月には、本校の子どもと保護者、地域住民、福祉関係者、学校関係者が参加してグループワークを行い、災害時に何が不安か、どのように支援できるかを話し合いました。この取り組みにより、地域に子どもの存在を知ってもらい、災害時の対応について理解を深めることができました。

氷見市では、実際の避難行動を通じて支援体制を確認する取り組みが行われ、本校の医療的ケア児について症状や生活に必要な物資を地域に理解してもらい、避難所での支援方法を共有することができました。災害時に取り残される人をなくすためには、日常からの備えと周囲への情報共有が重要であると感じています。

終わりに、子どもたちの豊かな生活を育むためには、学校、家庭、福祉施設、行政が連携し、一人ひとりの実態に応じた支援を続けることが必要です。本校 PTA は、子どもたちのよりよい現在と将来の生活を願い、これからも声を上げ続け、共に歩んでまいります。

【質疑応答】●質問 ○応答

●22 ページのお風呂の写真について、これは学校内の設備ですか

○このお風呂はデイサービスの設備です。

●個別の避難計画の作成について、県、市、学校のどこですか？

○高岡市の福祉課が中心となって行っています。

●20 ページにスクールバスとワゴンがあるということですが、学校が所有しているのですか？運転手等はどうなっていますか？

○本校のバス及びワゴンは高岡市が所有しているものを専属で使用させていただいています。運転手等も本校専属ということで、本校専用で運用しています。落札というものは一切なく、維持費、修理費等は高岡市が負担してください。また、校外学習や修学旅行等での交通費はほぼ学校負担なしとなっています。



●デイサービスに土日や祝日に預かってもらえるということですが、すべての事業所が開いているのですか？

○すべてのということではありませんが、一部、土曜日に開いている事業所はあります。日曜日は、家庭の事情を考慮して預かっていただける事業所もあるというように聞いています。

●要望書を高岡市と富山県に出しているということでしたが、それはなぜですか？

○要望によって、県に提出した方が有効なものは県に、市で対応いただけるものは市に提出しています。

【ワークショップ】学校卒業後を見据えた各機関との連携について

◇学校・家庭・地域・関係機関の繋がり方について

学校と放課後等デイサービス、事業所との連携について話し合いが行われました。連携については地域によって差があるようです。また、事業所の数が根本的に少ない地域では、進路についての相談自体満足にできていないことがあるということでした。「誰とつながるか？」「どこに相談すべきか」が不明確であり、それが不安となっているという意見が多くありました。学校と放課後等デイサービス、相談支援の連携が深くなり、密に情報共有してもらえればいいなという意見がありました。半年に 1 回、支援会議（モニタリング）を行い、保護者や学校、関係機関の職員とともに情報共有しています。子どもを通じて繋がってはいるが、直接顔を見て話す機会は貴重であり有意義な会議であると話されていました。



◇卒業後の進路決定および福祉の利用について

卒業後の進路を決めていくにあたり、福祉事業所や生活介護事業所と連携をしていくことが重要だとの意見が多くありました。併せて、保護者同士に繋がりをもち情報共有していくことも大切だとの意見がありました。PTA の繋がりだけでなく、卒業生保護者との繋がりを持つことで、福祉や進路の情報だけでなく、成功事例や悩み相談など今私たちが知りたい情報を得ることができると思います。そうして得た知識や情報を基に進路決定や福祉制度の利用などに役立てることができると思います。との意見がありました。

卒業後の進路の情報は、学校から提供を受けることがメインとなっています。それを基に相談支援員と検討していくことになるが、なかなかよい支援員に巡り合うことができないようです。結果、保護者のみで検討していくことが多くあるとの意見がありました。また、就職先について、子どもが行きたいところと親が行かせたいところが違う場合、どこに相談をすればよいか悩んでしまうといった意見もありました。

【指導助言】

こども家庭庁 支援局 障害児支援課 障害児支援専門官

縄田 裕弘 氏



子ども家庭庁支援局障害児支援課の障害児支援専門官、縄田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

現在は行政の立場から障害児支援に携わっておりますが、着任前は社会福祉法人が運営する児童発達支援センターにおいて、心理士として個別・集団支援、発達検査を行っていました。また、幼稚園・保育園・特別支援学校などに赴き、環境設定や授業のアドバイスも担当しておりました。そうした現場経験を踏まえ、現在は制度設計や支援体制の整備に取り組んでいます。

本分科会は保護者の方が多く参加されていると伺っておりますので、現場で感じられている課題等が制度的にどう扱われているかを中心にお話ししたいと思います。特に「連携」は重要なテーマです。多くの方が連携の必要性を感じている一方で、「誰と何をどう連携するのか」が不明確で、具体的な取組みにつながりにくくなっているケースも見受けられます。

まず制度的なこととして、例えば、こまどり支援学校 PTA の方から発表があり、質疑応答にてご質問があった「入浴支援」についてです。これまで放課後等デイサービスや児童発達支援事業所では、保護者の実費負担や施設からの持ち出して入浴支援が行われていた実情があると伺っております。令和 6 年度の障害福祉サービス等報酬改定において、「入浴支援加算」という新たな加算が創設され、例えば同一法人内の特別養護老人ホームなどの入浴設備を放課後等デイサービス等が活用し、発達支援に加えて入浴支援を行うことを評価する仕組みが創設されました。

また、「個別避難計画」については、国レベルでは内閣府防災が担当しており、災害対策基本法の改正により、市町村には作成の努力義務が課されています。ただし、作成状況は地域の規模や人員体制等に左右されているのが現状です。放課後等デイサービスの開所日についてもご質問がありましたが、これは事業所ごとに異なります。日曜日に開所している事業所もありますが、代わりに他の曜日を休業日にしているケースもあります。働き方改革の観点からも、週 7 日の稼働は現実的に難しいこともあり、事業所の運営方針や契約内容によっても異なります。

さらに、放課後等デイサービス以外にも「地域生活支援事業」や「日中一時支援」など、他の福祉制度を活用している事例もあります。こうした制度は国として枠組みを示していますが、名称や規模、予算の有無は自治体によって異なる現状があります。だからこそ、保護者の皆様がニーズを継続的に発信することが重要になります。PTA などを通じて自治体などに要望を伝えることで、障害福祉計画や障害児福祉計画に反映される可能性があります。この計画は市区町村が 3 年ごとに策定するもので、地域の障害児・障害者支援のサービス状況や利用者のニーズ状況を把握し、必要な施策を盛り込むことが求

められています。都道府県は市区町村の計画を取りまとめ、地域の課題を把握し、必要な施策を盛り込むことが求められているものとなります。さらに、都道府県は市区町村の計画を取りまとめ、地域の課題を把握します。例えば、富山県西部で短期入所施設が不足しているという声があれば、それが計画に反映されることで、行政が動く根拠となります。

令和7年度には国から計画策定の基本指針が示され、令和8年度には各市町村が計画を作成する予定となっております。ご自身の地域の「障害児福祉計画」を検索していただくと、児童発達支援の見込み利用者数や事業所数、充足率などが確認できます。計画策定時には、障害児支援団体や保護者会、有識者の意見を求めるよう国からもお示ししていますので、皆様の要望活動が制度に反映される可能性もあります。

一方で、制度を知ることは非常に重要ですが、現場にいた頃の私自身も十分に把握していたとは言えません。

子育てをしながら制度を調べるのは大変です。その際に頼れるのが「相談支援専門員」です。相談支援専門員は制度を含めた情報に精通しており、サービス利用計画の作成や事業所との契約など、様々な支援を行ってくれます。保護者自身でサービス利用計画を作成するセルフプランを選択されている方もいらっしゃいますが、相談支援専門員が作成されている場合には、よりの確な情報を受けられている可能性が高いのではないのでしょうか。支援会議（モニタリング）についても、半年に一度開催され、放課後等デイサービス事業所・保護者・相談支援事業所が参加します。必要に応じて学校などの関係諸機関も招集され、オンラインでの参加も可能です。

相談支援専門員は、保護者の希望を聞きながら必要な関係者を集め、支援体制を構築します。サービス利用計画は受給者証の支給決定にも関わる重要な文書であり、事業所が作成する個別支援計画と併せて、お子様の支援内容を明確にする役割を果たしているものとなります。

制度は複雑かもしれませんが、信頼できる支援者と連携することで、より良い支援環境が整えられるのではないかと考えています。皆様の声が制度を動かす力になりますので、ぜひ積極的に情報収集と発信を続けていただければと思います。

障害児支援においては、個別支援計画が一人ひとりのお子様に合わせてオーダーメイドで作成されています。各事業所では、お子様の現状を把握し、半年後や1年後にどのような姿を目指すかを保護者と共有したうえで、支援内容を具体的に計画します。例えば、月曜日は何時から何時まで、火曜日はどのような活動を行うかなど、時間帯や内容を明記した個別支援計画が作成されています。これが作成されていない場合は、制度上問題があります。

個別支援計画は半年に一度モニタリングを行い、必要に応じて見直しがされます。保護者にはその内容が説明され、署名を求められることもあります。こうした個別支援計画には、誰がどのように関わっているかが明記されており、支援の全体像を把握するうえで重要な資料となります。

この個別支援計画は、教育機関との連携にも活用できるのではないかと考えています。事業所で作成された個別支援計画を学校の先生と共有することで、個別の教育支援計画と福祉の個別支援計画を連携させ、お子さんの支援や生活に活用することが可能です。学校

と福祉事業所の職員は連携を望んでいるものの、勤務時間が異なるため、直接のやり取りが難しいといったご意見をいただくこともあります。だからこそ、保護者が個別支援計画を学校と共有する、あるいは「見てもらってもいいですか」と声をかけることが、連携の第一歩につながることもあります。

こうした積み重ねが、例えば送迎時の会話や顔合わせの場面で、関係性の構築につながっていきます。学校側の個別の教育支援計画を福祉側に伝えることも、保護者からの声かけで可能になることがあります。保護者が「こういう内容を放課後等デイサービスの先生に伝えてもいいですか」と確認するだけでも連携のきっかけになります。

また、要望活動として、施設見学を行ったり、相談支援事業所に制度の説明を依頼したりすることも有効です。行政だけでなく、学校を会場にすることで先生方も参加しやすくなり、地域全体での支援体制づくりにつながります。

国が示す放課後等デイサービスのガイドラインには、関係機関との連携の重要性が記されています。こどもを中心に、関係者が情報を共有し、支援を調整することが求められています。実際に何をすればよいかという点では、個別支援計画の共有や、関係機関への働きかけなど、保護者の皆様にもお手伝いいただけることが多くあると考えられます。

近年では、月曜から金曜まで異なる事業所を利用するケースもあると聞いています。その場合、事業所ごとに支援方針が異なり、情報の共有が不十分になることも考えられます。こうした状況を避けるためにも、自治体・並行利用している事業所・学校などに対して「このような支援を受けています」と伝えること、個別支援計画を共有することが、連携の一助となります。

地域における児童発達支援センターと併設した発達支援センターの役割と連携	
児童発達支援センターは、発達障害のある子どもが安心して生活できるよう、児童発達支援センターの機能に以下のように位置づけられ、地域にも幅広く開かれた施設として役割を担うものとされています。	
児童発達支援センターは、発達障害のある子どもが安心して生活できるよう、児童発達支援センターの機能に以下のように位置づけられ、地域にも幅広く開かれた施設として役割を担うものとされています。	
児童発達支援センター等に求められる4つの機能と開かれる役割は以下とおり。	
<p>中央機能1 幅広い広域な専門性に基づく発達支援・家庭支援機能</p> <p>こどもの発達支援に関する専門性、地域性を踏まえたシステムと適切なアプローチにより、発達障害のある子どもが安心して生活できるよう、発達支援センターに求められます。発達支援センターは、発達障害のある子どもが安心して生活できるよう、発達支援センターの機能に以下のように位置づけられ、地域にも幅広く開かれた施設として役割を担うものとされています。</p>	<p>中央機能2 地域の障害児支援事業所に対するサポート機能</p> <p>発達障害のある子どもが安心して生活できるよう、発達支援センターの機能に以下のように位置づけられ、地域にも幅広く開かれた施設として役割を担うものとされています。</p>
<p>中央機能3 地域のインテグレーション推進の機能</p> <p>発達障害のある子どもが安心して生活できるよう、発達支援センターの機能に以下のように位置づけられ、地域にも幅広く開かれた施設として役割を担うものとされています。</p>	<p>中央機能4 地域の発達支援に関する人口としての役割</p> <p>発達障害のある子どもが安心して生活できるよう、発達支援センターの機能に以下のように位置づけられ、地域にも幅広く開かれた施設として役割を担うものとされています。</p>

また、就学前に利用する児童発達支援センターなどの施設は、地域の発達支援の拠点としての役割を發揮することが求められています。これらのセンターには、専門職が配置されており、他の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能も求められています。制度や支援内容に関する疑問がある場合は、こうしたセンターに相談することで、適切な窓口や支援につながるよう支援していただくことも求め

ているところです。

最後に、制度の変遷について触れておきます。以前は厚生労働省の障害者支援の枠組みの中に、障害児支援が含まれていましたが、こども家庭庁の設立により、こどもに関する支援はこども施策全体の中で扱われるようになりました。これにより、障害児支援もこども施策の一環として位置づけられ、より包括的な支援が可能となっています。

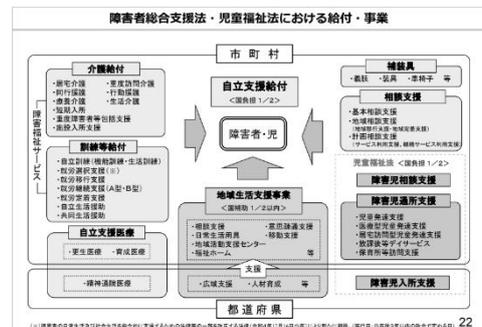
保護者の皆様が主体的に動き、情報を共有し、関係機関と連携することで、より良い支援環境が整えられると考えています。制度を知り、活用することが、こどもたちの未来につながる大切な一歩です。障がいのあるこどもへの支援は、従来の「障害者支援の中のこども」という位置づけから、「こども施策の中で障害のあるこどもをどう支援するか」という視点へと変化しています。つまり、単に小さな障害者として捉えるのではなく、こどもとしての成長や将来を見据えた支援が求められているのです。そのため、例えば就学前の

支援だけではなく、将来の生活や進路を見据えた支援のつなぎ方が重要になります。実際に、障害のある子どもが将来、放課後等デイサービスの職員として働くケースや、同じ支援単位で合同活動を行うなど、継続的な関わりが生まれています。

特に 18 歳を迎えるタイミングでは、児童福祉法のサービスから成人向けの障害者総合支援法のサービスへと移行するため、制度の体系が変わります。これに対応するための支援体制の整備も検討されています。18 歳は突然訪れるものではなく、数年先に見えている節目です。だからこそ、早い段階から将来の生活スタイルや支援のステップを相談支援専門員等も含め、今現在支援に関わっている職員とともに考えていくことが大切だと考えます。

また、子どもの将来を考えた際には、子どもの意思決定支援にも配慮が必要です。今まで大人が活動を決めていたり、選択肢を提示していたりした環境から、急に「自由に選んでいい」と言われても、子ども自身が選べないことがあります。お子さんの状況なども踏まえて、選択肢の幅を少しずつ広げたり、活動を子ども自身が選択したりすることを通して、「選ぶ力」を育てられるような支援も重要です。

制度面では、オレンジ色の領域が子ども家庭庁が所管する児童向けサービス、緑色が障害者総合支援法による成人向けサービス、青色が自治体独自の事業（名称や内容は地域によって異なる）を示しています。例えば、日曜日に利用できる支援や、移動支援を活用してヘルパーと外出する活動なども、生活の幅を広げる支援として有効です。



こうした制度を正確に知ることは、支援を受けるうえで非常に重要です。もちろん、行政としても分かりやすい情報提供に努めていますが、限界もあります。そのため、利用している事業所の職員や相談支援専門員、行政の窓口等に直接相談することが、最も確実な情報収集の手段となります。

また、保護者同士のつながりも大きな力になります。SNS などを通じて「こんなことで困っている」と発信すれば、誰かが答えてくれるような関係性は、非常に心強いものです。全国的なネットワークも有効ですが、地域によって制度の名称や内容が異なるため、地域内での情報交換が特に重要です。

学校の PTA 活動や福祉施設の取組みを活用し、自分の地域にどんな制度があるのか、どんな手続きが必要なのか、生活スタイルにどう影響するのかを確認しながら、支援の選択肢を検討していくことが望まれます。制度が十分かどうかは地域によって異なりますが、保護者の声を反映しながら、より良い支援体制を整えていくことが私たちの目標です。今後も皆様からのご意見をいただきながら、制度の改善に努めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

第4分科会「進路」

研究協議題

「子どもたちの社会参加と自立の実現を目指し

ライフステージに合わせた支援をどのように行っていくか」

○子どもたちのキャリア発達を促し、社会参加しながら自分らしく生きていくための力を育てる支援のあり方

○関係諸機関と連携し、進路実現（進学・就労・その他）を図るためのPTAのあり方

○個別の移行支援計画の作成と参画のあり方

指導助言者 厚生労働省 職業安定局

障害者雇用対策課 地域就労支援室

障害者雇用専門官 大岡 孝之 氏

発表校 滋賀県立三雲養護学校

テーマ 「PTAからも進路を拓く発信を」

発表者 滋賀県立三雲養護学校

PTA会長 宮澤 貴子 氏

発表者 滋賀県立三雲養護学校

教諭(進路指導部長) 西井 淳 氏

司会者 滋賀県立三雲養護学校

教諭 土井 義久 氏

【発表趣旨】

1 学校の概要

本校は、滋賀県南部に位置する知肢併置の特別支援学校です。

昭和51年に前身である県立石部養護学校が設置され、昭和54年に現在の校舎への移転に伴い、校名が滋賀県立三雲養護学校と改称され、現在に至っています。今年度は、お陰様で本校の開校50周年という大きな節目を迎えます。これまで本校の歴史に携わっていただいた方々、また地域の皆様への感謝の気持ちを胸に、本校のさらなる発展に思いを馳せ、12月に開催する記念式典において盛大にお祝いをしたいと考えています。

2 本校の特色

本校は、湖南市にある本校舎、甲賀市にある紫香楽病院に併設された紫香楽校舎、そして県立石部高等学校に併設された石部分教室の3つの校舎を有し、合わせて300名を超える児童生徒が日々、学習や運動、仲間づくりに励んでいます。



本校舎には、小学部・中学部・高等部が設置されています。通学区域である湖南市や甲賀市に在住する多くの児童生徒が、7台のスクールバスを利用して通学しています。また、本校の近隣には「障害福祉の父」と呼ばれ、「この子らを世の光に」の言葉を遺された糸賀一雄先生で有名な滋賀県立近江学園があります。ここを生活拠点として、本校に通学している児童生徒もおります。

紫香楽校舎は、独立行政法人国立病院機構紫香楽病院に隣接しており、紫香楽病院に入院し生活している肢体不自由の児童生徒が在籍しています。

石部分教室には、知的障害の高等部生徒が在籍しており、湖南省や甲賀市のみならず、大津市や草津市など8つの市や地域から通学している生徒がおります。そのため、幅広い通学圏域となっています。

3 本校のPTA活動

本校 PTA は、会長・副会長をはじめ研修・進路・厚生・広報の各専門部を持ち、保護者同士の交流と子どもたちのより良い学びと生活を支えるために活動しています。総会後には毎年アンケートを実施し、教育条件や福祉、進路に関する保護者の声を集約し、滋賀県教育委員会や湖南省・甲賀市に要望として届けています。要望書提出に際しては懇談の場を設け、行政へ直接「保護者の生の声」を伝えることを大切にしてきました。また、事業所見学会や研修会、学校環境美化活動、広報誌発行などを行い、保護者の学びや交流の機会を確保しています。

4 取組の内容

こうした活動の中でも、特に力を注いできたのが地域社会への働きかけです。卒業後の進路が限られる中、PTA は生活介護事業所や就労支援事業所の設置・拡充を繰り返し要望してきました。通所送迎体制や医療的ケアに対応できる施設・人材の配置など、保護者の切実な願いを伝え続けることで、行政や事業者との協働が進みました。その成果の一つが、2019 年に開設された「重心特化生活介護事業所かがやき」です。これは 10 年以上に及ぶ粘り強い声の積み重ねが実を結んだ象徴的な事例です。

5 成果と課題

このように PTA 活動は、子どもたちの進路や地域の福祉環境を改善する大きな力となってきました。行政への働きかけが新しい施設の設置につながったことは大きな成果です。一方で、医療的ケア児の受け入れ体制や送迎体制など課題は依然として多く残されています。要望活動には専門知識も必要であり、PTA だけで取り組むには限界があります。今後は関係機関や専門家とさらに連携し、活動の継続と次世代への継承を見据えた仕組みづくりが求められます。

【ワークショップ】

◇「各校の進路に関する取組、ならびに成功事例」

「各府県、各校での高等部卒業後の進路先について」

医療的ケア児が通える生活介護事業所の少ない都道府県があることが分かりました。都心部では比較的選択肢もあり、充実しているとの発言もありましたが、そもそもの施設数や事業所数だけでなく、それぞれの定員数や看護師を含む人手の問題、送迎のための車両数やその送迎距離・時間の問題も要因と考えられました。

「高等部卒業後の進路先の充実に向けた都道府県への要望について」

要望書を出すことができている都道府県もあれば、出すことができていない都道府県もあることが分かりました。要望書を初めて出した都道府県については、その様式の検討や要望項目の集約の段取り、提出先への出し方など分からないことが非常に多く、PTA役員が何度も集まって制度について確認したり、役所の担当課と相談したりしながら非常に多くの労力が必要であったとの情報提供がありました。また、別の都道府県からは要望書を出すことができたからと言ってすぐに実現に結びつくとは限らず、粘り強く息の長い取組みが必要であるものの、在学中の児童生徒の保護者だけでなく、卒業した方の保護者の方や、要望内容に賛同して下さった福祉事業所も協力してくれるなど、だんだんと輪が広がっていき、同じ思いを持っておられる人がたくさんいることを実感しているとの話もあり、粘り強く熱意のある取組が紹介されました。



「進路決定に欠かせない PTA 活動について」

我が子が高等部になってから進路について考えるのではなく、小学部から考えていくことの必要性を共有しました。PTAが大きな役割を担っているので、進路先見学会などを行っていきたい、そのためにPTAをもっと盛り上げたり参加するためのハードルを下げたりする工夫が必要で、役員の数を見直したり、ベルマーク収集などの今まで続けてきた活動の見直しも必要ではないかという意見がありました。また、進路に関するだけでなく、親亡き後の話題、年金の話題、防災の必要性などもPTA活動として取り上げていくことの必要性が共有されました。

【指導助言】

厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課
地域就労支援室 障害者雇用専門官



大岡 孝之 氏

滋賀県立三雲養護学校のご発表ありがとうございました。また、開校 50 周年を迎えられたとのこと、誠におめでとうございます。地域においても重要な役割を学校、PTA も担ってこられたのだと推察します。ますますのご発展、ご多幸をささやかながら祈念いたします。

また、グループ討議の活発なご議論を聞かせていただき、ありがとうございました。

自己紹介をしますと、独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構から厚生労働省に出向しており、以前は地域障害者職業センターで、障がいのある方の就職や職場定着の支援、障がい者を雇用する企業への支援を行ってきました。

現在は厚生労働省の障害者雇用対策課に所属し、企業就労などの視点が中心であり、私自身の経験としては知的障害、発達障害といった方々への支援が多く、身体障害の方への支援経験はそこまで多くはないのですが、障害者雇用対策についてお話しさせていただきつつ、今回の発表者である三雲養護学校の取組について感じたことをお話しさせていただきます。

現在の障害者雇用の状況としては、民間企業における障がい者の雇用者数は、令和 6 年 6 月 1 日時点の調査で 67.7 万人となっており、そのうち身体障がいのある方が 36.9 万人という数字になっています。雇用者数は 21 年連続で過去最高を更新しています。

この間、リーマンショックや東日本大震災、新型コロナウイルス等もありましたが、そのような中でも過去最高を更新し続けています。

雇用障害者数における障害種別ごとの重度障害のある方の実人数については、身体障害者手帳 1、2 級の方が 12 万 5271 人おられ、雇用されている身体障害者全体の 46 パーセントを占めています。

ハローワークにおける障がい者の職業紹介状況は、令和 6 年度のハローワークにおける新規求職申し込み件数が 26 万 8107 件で、就職件数が 11 万 5609 件、いずれも前年度を上回っている状況です。

障害種別に見たハローワークにおける職業紹介状況では、身体障がいのある方は、令和 2 年度はコロナの影響がありましたが、それを除くとおおよそ横ばいです。最近の傾向では障害者雇用対策の中で精神障がいの手帳をお持ちの方が非常に増えていることが特徴的です。

その就職件数を 10 年前と比較すると、平成 26 年度が身体障がいの方の就職件数が 3 割、昨年度の就職件数は全体の 2 割弱、代わりに精神障がいの方が非常に増えてきている状況です。

続いて、障害者雇用制度の直近の動向についてお話しさせていただきます。

まずは、障害者雇用率の設定等についてです。障害者雇用率は、少なくとも 5 年ごとに検討することになっており、直近の法改正により令和 5 年度から 2.7% という雇用率が設定されましたが、それまでの数字が 2.3% であり、特に大企業においてはその 0.何% の変更が数百人単位での雇用になるので、計画的な採用ができるよう、令和 5 年度までは 2.3% で据え置かれ、令和 6 年 4 月

から 2.5%となりました。来年の令和 8 年 7 月から 2.7%が適用され、段階的に引き上げられることが決まっています。

また、国及び地方公共団体は民間企業より高く設定されており、現在が 2.8%で、来年の 7 月には 3%となります。

特定短時間労働者、いわゆる週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満に対する実雇用率の算定についてです。昨年度までは週所定労働時間が 20 時間以上の労働者でないと障害者雇用率に算定できませんでした。一方で、「障害特性によって長時間の勤務は難しいが、週 20 時間未満の労働時間であれば働くことができる」という方たちの雇用機会の拡大を図ることが必要ではないかということで、令和 6 年 4 月 1 日から、重度身体障がい者、重度知的障がい者、および精神障がい者について、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の方も、雇用率に算定できるようになりました。それぞれ、一人を雇うと 0.5 カウントできる制度になっています。これも大きな変化の一つだと思います。

テレワーク、在宅就業に関する支援についてご説明します。厚生労働省では、テレワークにより障がい者を雇用するにあたり、各企業の具体的な取組をサポートしています。企業向けガイダンスでテレワークにより雇用したいと考えている企業向けに、具体的な導入に向けて手順をお示しするセミナーを開いたり、テレワーク導入に向けた企業向け相談の実施、ガイドブックや事例集を作成したりして厚生労働省のホームページに掲載しております。

在宅就業障害者支援制度についてです。この在宅就業障害者及び在宅就業支援団体に仕事を発注した企業に対して、特例調整金、特例報奨金を支給することにより、企業による在宅就業障がい者への発注を促進するための制度もあります。以上が厚生労働省の障害者雇用対策の状況についての説明の概要となります。

続いて、本分科会のテーマである「進路」について、三雲養護学校の発表事例に対し感想を含めてポイントと感じた 3 点について、お話しさせていただきます。

1 つ目は、やはり行政への要望を継続することは非常に重要だろうと思います。要望の提出に向けて保護者アンケートを実施し集約しているというお話もありました。そのアンケート項目の作成にはじまり、実施、集計作業は非常に大変かと思いますが、やはり、現在課題になっていることについて吸い上げ、行政機関に伝え続けていくということは、個人的には行政機関に身を置く立場にとっては、非常に重要でありがたいと思っています。今回のケースでも 2003 年から要望を出し始め、長期間の取組でしたので、日々の PTA 活動としての成果は実感しにくいかもしれませんが、やはり日頃、皆様を感じておられる課題や要望を伝え続けていかないと、行政に必要性を認識してもらえないことで、制度が変わっていかないという部分もあると思いますので、このような活動を続けていただくということは非常に重要だと感じております。そういう意味では、PTA と学校の連携が今回の事例ではとても際立っていたと思いますし、行政だけでなく事業者さんとの連携というのは非常に重要だったと感じております。

2 つ目は、研修会や進路学習会の実施は非常に重要だと思いました。私自身もそうですし、自分の子どものことを考えても、ついこの間、学校に入学したと思ったら、もう卒業を迎えていると感じている保護者の皆さんもいらっしゃるのではないのでしょうか。やはり、学校を卒業してからの人生の方が圧倒的に長いので、学校でどのような学びをしてきたか、ということも当然重要です。学校での学びというものがその後の人生にも大きく影響を及ぼしているという部分もありますので、やはり進

路を考える際には、卒業後の人生を保護者目線でどういう人生を送ってもらいたいかが非常に重要ですし、やはり進路を考える際には、卒業後どのような人生を送りたいか、保護者目線で言えばどういう人生を送ってもらいたいかを考えることが非常に重要です。ですので、進路の選択肢として、どういう事業所があるのか、どういう選択肢があるのかという情報収集をしたり、実際に見学する機会やお話を聞く機会を作ったりすることを PTA 活動として確保していくことは非常に重要な取組だと思えます。

3つ目は、PTA 活動への参加のハードルを下げることを意識した運営改善です。私自身も子どもの PTA 活動等に参加していますが、負担感がないわけでもない。皆さんも、仕事もそうですし、ご家庭事情も様々かと思えますので、やはり参加のハードルを下げる、言い換えれば参加の負担感を軽減することで、開催した勉強会や研修会等に保護者の皆さんが参加しやすくなることも、結果的には本分科会のテーマである「進路」に繋がる非常に必要な取組だと思えますので、各学校における PTA 活動の在り方を考えていくことが重要だと感じています。

先ほどポイントと感じた部分に関連し、また、本分科会が「進路」というテーマであることを踏まえて、卒業後の取組等において重要ではないかと思った点についてお話ができればと思います。

1つ目は、福祉施設の開設に至った事例からも、やはり支援機関や関係機関との連携は非常に重要だと感じます。皆様もそれぞれに様々な支援機関との連携の重要さというのは、認識しておられると思いますし、私自身も就労支援を行う中で、様々な支援機関と連携をしながら、一人ひとりの障がいのある方を支えていくことをしてきました。今後の皆さまのお子さん達が、どのようなライフステージにおいても、支援機関と連携を図っていくということは、大事にしていきたいと思えます。なぜ連携を図るのかと言うと、やはり、1つの機関で対応できる範囲は限られるということです。それぞれの機関の役割や専門性、その事業の実施に基づく法律も当然違ってきますので、当然、限度、限界があります。ですので、互いに補完しあうように連携していくことが必要となります。ぜひ関係する期間との連携、言い方を変えれば、支援サービスをうまく使っていただきながら、豊かな人生を送っていただければと思っています。

2つ目が、研修会、進路学習会によって、卒業後の生活をイメージしていくということが非常に重要だろうと思っています。学校を卒業して社会人になるというライフイベントについて、障がい者だからという話ではなく、やはり、経験したことのないことはすごくイメージしづらいものです。ですので、今回ご発表いただいた、研修会や進路見学会というのは、卒業後の生活を、保護者の立場から具体的にイメージできるので、非常に貴重な機会だったと思えます。また、昨年度の発表にもありましたが、卒業生保護者から卒業後のお話を聞く、という取組も非常に重要と感じました。やはり、お子さん自身だけでなく、保護者の方にとっても、子どもの卒業後の生活について不安になることが多いのではないかと思います。今回のような身近なロールモデルとして非常に近い立場の方からお話を聞くことを PTA として進めていくことは大変有効だと思えました。

最後は、私自身は詳しいわけではありませんが、ICT 機器の活用についてです。令和4年度の研究大会もオンラインで実施され、新型コロナ感染症が流行する前までは一部の方たちだけに利用が限られていたオンラインの会議ツール、例えば Zoom とか Teams とか Webex などが、広く日常的に使われるようになるなど、ICT 機器の発展、普及により非常に仕事や生活が便利になってきました。特別支援学校は通学区域が一般の公立学校より広いですし、こういう ICT 機器を使用することで、旅費などの金銭面でも、移動にかかる時間面でも PTA 活動に係るハードルが少しでも下

がるのではないかと思います。また、文字起こしツールや生成 AI なども仕事だけでなくご家庭や学校生活等でも活用できる場面も多いのではと想像していますので、日進月歩で進化する ICT 機器をうまく活用していきたいところです。

あわせて、私自身がメインのフィールドとしている就労においても、ICT 関連の機器だけではないのですが、障がい者の方が働くにあたって、ハード面から、働きやすくなるためのいろいろな就労支援機器を紹介しているページがあります。基本的には企業向けですけれども、無料の貸し出しも行っています。これらの支援機器に限らず、ご本人の生活を支え、周囲も楽になるようなツールを上手く導入し、活用する視点が、卒業後の進路という面でも PTA 活動の負担軽減にも活かせるかと思っています。

私からのお話は以上とさせていただきます。今回、参考資料として、在学中から卒業後も利用できる就労に関する施策や支援機関などの情報を載せたスライドを資料にしておりますので、お時間がある時にご覧ください。

第5分科会「医療」

研究協議題

「子どもたちの健康・安全の保持を基本に

医療機関や従事者との連携をどのように深めていくか」

- 健康で安全で、そして楽しい学校生活を維持するための健康管理や摂食指導について
- 看護師配置の整備や外部専門員、支援員を含めた医療的ケア体制のあり方
- 医療機関や医療従事者との連携・協力を進めるための PTA のあり方

指導助言者 大阪母子医療センター

医師 望月 成隆 氏

発表校 岡山県立岡山支援学校

テーマ 「一人一人が安全・安心な学校生活をおくるために」

～学校（教職員・保健室・看護師）と保護者の連携について～

発表者 岡山県立岡山支援学校

PTA 会長 星川 直美 氏

司会者 岡山県立岡山支援学校

副校長 小林 泰史 氏

【発表趣旨】

1 学校の概要

本校のマスコットキャラクターは「ハッピー」とい
い、平成 26 年に、学校に飛んできたイソヒヨドリを
モチーフに誕生しました。くわえている四つ葉のクロ
ーバーには、岡山支援学校が目指す児童生徒像の
キーワードが込められています。

校訓は「手をとって 交わす笑顔で 一歩ずつ」。
50 周年を記念し、公募と投票により決められまし
た。校章は「カワラナデシコ」の花を図案化したもの
で、中央に「養」の文字が入っています。本校は昭
和 32 年に旭川荘療育園内で肢体不自由児特殊
学級として発足し、昭和 36 年に岡山養護学校として開設されました。高等部は昭和 47 年に設置
され、平成 13 年に現在の校舎が完成。平成 22 年に「岡山支援学校」と校名を改め、現在に至っ
ています。

令和 7 年 5 月 1 日現在の在校児童生徒数は 80 名。その内 27 名が医療的ケアを必要として
います。また、寄宿舎には 6 名の生徒が在籍し、週末以外は家庭から離れて生活を送っています。



図1 校舎全体の様子

2 本校について

学校教育目標は「さまざまな制約をのりこえ、心豊かに自分探しの学習を続け、等しく社会に参加していく人間を育成する」です。教育活動を支える環境として、校舎は完全バリアフリーで、廊下や教室も車いすで安全に移動できる設計となっています。温水プールや自立活動室、可動式の机、感覚遊具など、児童生徒の学びや生活を支える設備も整っています。

給食は、児童生徒の摂食機能に応じ、普通食・刻み食・ミンチ食・ペースト食の4種類が提供され、すべての子どもが安心して食事ができるよう工夫されています。

PTA 活動は、執行部・事業部・広報部の3部で組織され、研修会や文化祭、PTA 新聞「わかたけ」の発行など、学校との連携を大切に取り組んでいます。

3 医療的ケアについて

本校では、多くの児童生徒が医療的ケアを必要としており、安全で安心できる学校生活を送るために、学校看護師・教員・養護教諭が連携して取り組んでいます。

27 名が医療的ケアを受けており、全体のおよそ 3 人に 1 人にあたります。学習時間の確保や安全な生活のため、計画的なスケジュール管理と関係者の協力が欠かせません。

学校で行っている医療的ケアは、痰の吸引、経管栄養、導尿、吸入、気管切開部の管理、酸素吸入などの日常的ケアに加え、坐薬挿入、気管カニューレ再挿入、用手換気などの応急的ケアも含まれます。また、人工呼吸器を使用する児童生徒が 2 名在籍しており、毎年の看護師研修で取り扱うことで安全な管理に努めています。

学校看護師は 15 名在籍し、1 日 9~10 名体制でケアを担当しています。昼食時にはケアが集中しますが、教員や養護教諭と連携し、ダブルチェックを徹底して安全に行っています。さらに、年 6 回の研修や指導医からの助言を通じて、看護師の知識と技能の向上を図っています。

一定の研修を受けた教員は「医療的ケア担当教員」として認定を受け、口腔内の痰吸引や経管栄養の一部を担当しています。看護師と分担することで、円滑な医療的ケアの実施につながっています。

ケア内容に変更がある場合には、毎年 2 月頃に医療的ケア懇談を行っています。養護教諭や担任、看護師、教頭などが参加し、1 年間の振り返りと次年度に向けた取組みを協議します。必要に応じて随時開催し、保護者の合意のもとで安全な医療的ケアの実施に努めています。

さらに、本校では「医療的ケア校内委員会」を設置し、指導医、管理職、教員、看護師などで構成して年 3 回の定例会を開き、必要に応じて随時協議

岡山県立岡山養護学校として開設

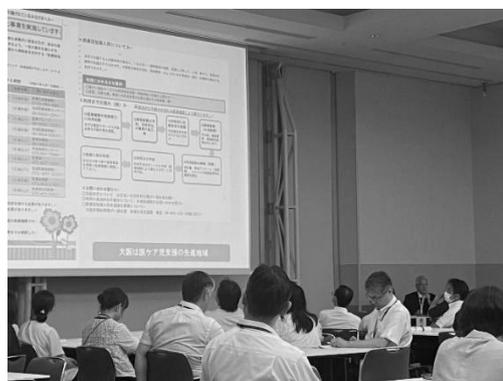


昭和 36 年
(1961 年)

小学部だけで
スタート
(児童数 44 人)

開校記念式の様子

図 2 開校記念式の様子



を行っています。学校全体で安全な体制づくりを進めているところです。

今後も児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、看護師・教員・養護教諭が協力しながら医療的ケアの安全な実施に取組み、研修や連携を強化してより質の高い支援体制を整えていきます。

4 保護者の思い

これまで宿泊を伴う学校行事では、医療的ケアが必要な児童生徒に保護者の同行が求められていました。そのため参加を断念するケースもありました。しかし、学校と県の検討の結果、今年度からは看護師が帯同することで、条件を整えば保護者不在でも行事に参加できるようになりました。この決定を聞いたとき、私を含め多くの保護者が大変喜び合いました。また、本校では「ヒヤリハット」・「アクシデント報告」を徹底しており、全職員で共有し、再発防止に努めています。昨年度、医療的ケアに関する大きな事故がなかったことを、保護者として大変うれしく思っています。

一方で、医療的ケアに必要な物品が就学奨励費の対象とならない点については、保護者から強い要望が寄せられています。PTA としても、子どもたちの学習保障の観点から、今後も対象となるよう働きかけを続けていきたいと考えています。

5 まとめ

保護者の願いはただ一つ、「子どもたちが安全・安心を第一に、毎日楽しく学校生活を送ってほしい」ということです。そのために先生方は日々研鑽を重ね、努力してくださっています。私たち保護者も「わがまま」ではなく「子どもたちの笑顔と成長のため」と考え、これからも学校や県に要望を伝え、協力しながら歩んでいきたいと思えます。

【ワークショップ】

医療的ケアの現状について、対象児童生徒の実態、本校で実施している医療的ケア、学校看護師や担当教員による対応、医療的ケア懇談、校内体制について紹介されました。さらに、保護者の立場から、子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう、県や学校への働きかけの重要性と、それを支える PTA の役割について意見が交わされました。



◇医療的ケア児の登校支援について

グループ討議では、医療的ケア児の登校や行事参加の体制に地域差があることが課題として浮かび上がりました。

埼玉県、奈良県、大阪府などでは、福祉タクシーや看護師の同行が可能な例がある一方、都道府県によっては、保護者の付き添いが必須とされるケースも多く、看護師が少ない、教員が医療的ケアを行うことができないといった学校や、保護者に送迎を依頼している学校などがあつたり、通学支援としては年間15回、就学奨励費対応になっているところもあつたりと、制度の違いが明らかになりました。進んでいる地域に近づけるよう今後も働きかけていく必要があるとの意見がでました。

◇泊行事について

宿泊行事においても、医師や看護師の確保が難しく、実施が困難な学校もあるなど、支援体制にはばらつきがあります。また、保護者自身が看護師さんに任せることの不安を感じている場合もありますが、すべて保護者送迎、同行というのは、課題だと考えます。また、注入や発作時対応、座薬の使用などの実施内容にも学校間で差が見られ、制度の整備と情報共有の必要性が述べられました。泊行事については、福祉、医療、教育などのそれぞれの機関で、包括された教育活動であるのご意見もありました。

また、宿泊に同行する看護師については、「トラベルナースといった現地のナースを活用するケースもある。」と、いった事例の紹介もありました。また反面、学校看護師を育てる、人材育成が課題である。といったご意見もでてきました。

他には、ペースト食の注入についても話題に上がったグループがあり、それぞれの地域により判断が異なっているとのことでした。実施しているところ、希望があり困っているところ、県の規定によることや、アレルギーなどが判断材料に挙げられていました。

【指導助言】

大阪母子医療センター 医師



望月 成隆 氏

皆さん、こんにちは。私は大阪府医療的ケア児支援センター長の望月と申します。専門は新生児科で、これまで大阪母子医療センターに勤務し、多くの医療的ケア児やそのご家族と関わってきました。現在は大阪府における医療的ケア児支援の取組みを進めております。

1 ワークショップより

さて、通学支援事業についてですが、大阪府では教育委員会の主導により、通学支援事業が進められています。訪問看護師の同行や現地集合・解散などの課題はあるものの、府教育庁が利用者の声を丁寧に聞き取り、制度改善が進められてきました。その結果、徐々に利用者が増えてきています。一方で「費用の妥当性」や「利用者が少ない地域での実態把握」など、制度の使いやすさに関わる課題は残っています。他府県でも同様に教育委員会や行政に対し、現場の声を届けていくことが重要と考えます。

次に宿泊行事への対応についてですが、宿泊学習など学校行事への参加に関しては、大阪でも様々な工夫が行われています。学校の先生方は「子どもが安全に、そして楽しく友達と旅行をして帰ってくることを第一に考えており、医療職である私たちが安全性を優先する姿勢との違いを強く感じました。互いの立場を尊重し協力することが重要だと考えています。

現在、大阪では人工呼吸器を使用している子どもなど医療的リスクが高い場合、主治医が帯同し、看護師やボランティアと協力して行事を支えています。しかし、病院勤務医を長時間拘束するこ

とは、現実的に困難な場合も多く、今後は訪問診療医との連携や ICT（オンライン診療）を活用した支援の可能性も検討しています。

2 大阪の医療的ケアについて

大阪における医療的ケア児の現状についてですが、大阪府には約 1,800 名の医療的ケア児が在籍しており、人工呼吸器使用児は約 290 名です。大阪府の医療的ケア児のうち約 800 名が母子医療センターをかかりつけとしており、人工呼吸器使用児は約 130 名です。近年は医療技術の進歩により、低年齢児でも早期に在宅移行できるケースが増えています。

大阪では 1990 年代から医療的ケア児支援が始まり、以下のような歩みがあります。

- 1990 年：府内初の在宅人工呼吸療法児が誕生する。
- 1992 年：大阪府医師会に「小児の在宅医療システム検討委員会」設置する。
- 2000 年：「医療的ケアマニュアル」初版刊行（現在は第 3 版、HP で公開中）する。
- 2009 年以降：NICU 長期入院児の退院促進事業などが全国的に拡大する。
- 2010 年：「大阪小児在宅医療を考える会」発足する。

大阪府では長期入院児退院促進等支援事業として、大阪の NICU のある基幹病院で協働しました。コンセプトとしては「どうやって病院から安全に安心した形で、おうちに帰る流れを作れるか。」でした。

高槻病院、淀川キリスト教病院、愛染橋病院、大阪市立総合医療センター、大阪母子医療センターと一緒に、長期入院児の実態調査をし、地域連携パスを作成し、「大阪小児在宅医療を考える会」を開催しました。また、院内および地域関係機関とのカンファレンスや、訪問看護ステーションへの医療的ケア研修会を開催し、コーディネーター、エンパワメント支援員会議を行い、医療的ケアの標準化させ、5 年間の事業のまとめを「こないするねん、大阪の小児在宅医療」を発刊しました。

また、レスパイト入院についてですが、本来の入院というのはご本人にとって医療が必要で入院するのですが、レスパイト入院では、本人は基本元気で体調が良いのですが、ご家族の休憩とかご兄弟のこととか、いろんなことを考えて入院するということになります。当時は「それでいいのか。」という話も出ました。結果、福祉施設の機能を病院に持ち込み福祉として入院してもらって医療費との差額のベッド代を、福祉予算から充填することで、病院のベッドを利用して福祉として入院してもらうというような状況が可能になりました。

大阪府医療的ケア児支援センターの役割と課題についてですが、当センターでは、相談窓口業務を中心に活動しています。2 年間で延べ 5,500 件以上の相談調整業務があり、人員も拡充してきました。現在は 5 名体制で運営しています。さらに地域差をなくすため、府内の複数地域に「ランチ拠点」を置き、北河内地区には社会福祉法人枚方療育園、南河内地区には四天王寺やわらぎ苑にご担当いただくことになりました。

さらに、医療的ケア児コーディネーター（医ケア CO）との連携を強化しています。ただし、コーディネーターの活動は地域によって差があり、今後は一層の研修・情報共有が求められています。

また、今後学校との連携については、学校における医療的ケア支援も重要な課題です。

- 行事参加の付き添い支援について
- 医療的ケアの標準化（手技マニュアルの整備）について

- 看護師配置の課題について
- 防災訓練(人工呼吸器用バッテリーや非常食ペーストの活用)について

といった課題があります。特に防災については、昨年度は岸和田支援学校と協力して実施した防災訓練では、PTAや大学生ボランティアも参画し、有意義な成果が得られました。

また、今年度は大阪府立東住吉支援学校、大阪府立藤井寺支援学校と連携して防災デイキャンプを実施します。災害時には公助の力を待っているだけでは、多くの命が守られません。医療的ケア児のために何が必要か、蓄電池や防災ペースト食など、防災食から点検していただければと考えています。

さて、今後の展望については、医ケア支援センターに求められる機能と課題としては、災害対策、成人移行支援、地域の支援体制の構築、地域の社会資源情報の継続的なアップデート、家族支援、兄弟児支援、ピアカウンセリング、府全体で医療的ケア児支援の関係者ネットワーク構築、地域格差への対策、課題解決の事例集の作成と共有、医療的ケアの技術に関する研修、人材養成研修等が挙げられます。

府内ランチ拠点の拡充と効果検証をしていきたいことや、医療的ケア児コーディネーターの育成・活性化を図っていききたいと思います。

また、学校・福祉・医療の三者連携強化し、災害時対応の整備が挙げられます。近畿各府県との情報交換や研修会を継続し、支援の質を高めていきたいと考えています。

大阪府では医療的ケア児支援において長い歴史と積み重ねがありますが、地域差や制度の使いづらさといった課題も残っています。

今後も地域の支援者・学校・医療機関が連携し、「子どもたちが安全で楽しい生活を送れること」を第一に支援を続けていきたいと思っています。

第6分科会「機器」

研究協議題

「子どもたちの可能性を広げ、生活を豊かにする

コミュニケーション支援をどのように深めていくか」

- コミュニケーション能力を高める効果的な機器利用のあり方
- 機器を取り巻く、多様なコミュニケーション手段のあり方
- 機器を利用した自立支援（生活支援・就労支援）のあり方
- 家庭における機器の活用法と学校との連携

指導助言者	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 上席総括研究員（兼）研修事業部長	吉川 知夫 氏
発表校	沖縄県立鏡が丘特別支援学校	
テーマ	「視線入力をやってみた」～保護者の気づき	
発表者	沖縄県立鏡が丘特別支援学校	PTA 会長 渡真 利功 氏
	沖縄県立鏡が丘特別支援学校	教 頭 大城 琢也 氏
司 会 者	沖縄県立鏡が丘特別支援学校	教 諭 伊波 興作 氏

【発表趣旨】

Ⅰ 学校の概要

本校は、那覇市と米軍普天間基地のある宜野湾市に挟まれた浦添市に所在しています。浦添市は人口約十一万人の市で、プロ野球ヤクルトスワローズのキャンプ地としても知られています。また、那覇空港から続くゆいレールの終着駅「てだこ浦西駅」があり、利便性の高い地域ですが、それ以外はあまり目立たず、控えめな印象を持つ市でもあります。



鏡が丘特別支援学校は、昭和四十年に本県で初めて肢体不自由児のための養護学校として開校し、本年度で創立六十周年を迎えました。現在は、小学部・中学部・高等部を合わせて百三名の児童生徒が在籍しており、そのうち十八名は訪問学級に所属しています。また、二十五名の児童生徒が医療的ケアを必要としており、十一名の看護師が配置されています。さらに、寄宿舎も設置されており、十一名の児童生徒が利用しています。

本校の教育課程は、Ⅰ課程（準ずる教育）とⅡ課程（知的障害教育）で編成されています。Ⅰ課程では高等部三名と中学部一名が学んでおり、その中には大学進学を目指す生徒もいます。Ⅱ課程においても教科ごとの指導を実施し、児童生徒一人ひとりの実態に応じた教育が展開されています。さらに、自立活動の指導では、ポジショニングや摂食指導、個別の指導計画の作成などに関する職員研修を行うとともに、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と連携した支援も行われています。

また、部活動としてボッチャ部とアーチェリー部があり、特にボッチャ部は、今月開催された全国ボッチャ選抜甲子園大会において三十五チーム中六位で予選を通過し、全国大会への出場を果たしました。

2 視線入力の導入と保護者の気づき



沖縄県では十年ほど前から視線入力の機器が導入されるようになりましたが、機材が高価であったことや、扱える教員が少なかったことから、活用は一部に限られていました。さらに、使える教員が転勤すると取組みが継続されないという課題もありました。昨年度、元校長でもある退職されたK先生が視線入力の活用を推進するため、本校や訪問学級の授業にボランティアで同行し、各担任が使えるように指導する活動を始めました。今年度は教諭として再任用され、県内の各校を巡回し、機器の扱

い方を指導されています。今回は、その取組みの一部と保護者の感想を報告いたします。

本校で使用している視線入力装置はトビー・テクノロジー株式会社の製品であり、アプリには「重度障害児支援システム Eye MoT(アイモット)」を使用しています。開発者は伊藤史人先生(島根大学、令和七年度より岩手県立大学)で、多くの種類のゲームが搭載されており、児童生徒の興味に応じて様々な練習が可能です。

ゲームの一部を紹介します。花火職人に視線が合うと花火が打ち上がる「花火」、的に一定時間視線を合わせると景品が落ちる「射的」など、多様な活動があります。また、ゲームの効果音を振動として体感できるよう、スピーカークッションを使用しました。画面の変化に連動した振動が体に伝わることで、自分の視線の動きによって得られた結果を気づきやすくし、子どもの実感を高めています。

モニターのセッティングについては、子どもによって見やすい位置や角度が異なるため、しっかりとしたアームで固定する必要があるため、最初は一人ひとりの調整に時間を要しました。訪問学級では家庭ごとに室内環境が異なるため、それぞれに適したスタンドなどの機材が必要となります。トビーの視線調整(キャリブレーション)は子ども自身で行うのが難しいため、大人の視線である程度合わせた状態で使用しています。

視線入力を活用した活動では、発声や表情からは気持ちを読み取りにくい子どもでも、活発に視線を動かしたり、狙いを持って視線を送ったりするなど、主体的な活動が見られます。その姿に周囲の大人から歓声が起こり、子どもが笑顔を見せる場面も数多くありました。ゲームだけでなく、扇風機を動かして教室の大人を涼しくしたり、校内の就業体験でコーヒミルを操作して豆をひき、販売を行ったりと、生活や社会参加につながる体験も実現しました。



初回は操作がうまくいかず疲れてしまうこともありましたが、回数を重ねるごとに操作が上達し、五回目には「K先生の授業があるよ」と伝えるだけで顔が明るくなるほど楽しみにするようになりました。

した。授業中は集中力を切らさず取り組み、著しい成長を見せています。当初は視線が合うのか、操作できるのか半信半疑でしたが、予想を超える上達ぶりに、子どもの可能性の大きさを改めて実感しました。「できないかもしれない」と大人が決めつけるのではなく、チャレンジすることの大切さを強く感じています。

小学部の児童の事例を紹介します。この児童は常時呼吸器を使用しています。保護者によれば、「ゲームが始まる前は眠たそうにしていたが、始まると目を大きく見開き、一生懸命に花火や射的、トラックのゲームに取り組んだ。先生方も成功のたびに『やったー!』と声をかけて盛り上げてくださり、子どもも笑顔で応えていた。表情や感情表現が豊かになったことに驚いた。回を重ねるごとに上達し、几帳面な性格が射的ゲームの狙い方にも表れて新しい発見があった」とのことです。

また、普段は絵本の読み聞かせやアニメの視聴など受動的な遊びが多く、反応も弱かった児童が、視線入力ゲームでは成功のたびに喜びを見せ、集中力を発揮して「もっとやりたい」と表現する姿が見られました。

次に中学部の訪問生の事例です。動画では、視線の動きが画面にどのように影響しているかが明確にわかります。担任は「暗闇の中から光が当たり、この子の主体的な表現を見つけ出すことができたような気持ち」と述べ、生徒の変化を強く感じ取っています。

ある保護者からは、「K先生が『左目より右目の方がしっかり見ているようだ』と指摘してくれて新しい発見があり、今後の活動に役立つと感じた。本人の目の動きが分かることで、新しいことや未経験のことに挑戦する可能性が広がり、楽しいことが増えると思う。授業にも取り入れてほしい。コミュニケーションの一つになると期待している」との感想も寄せられました。

小学部通学生の女の子の事例では、上から降りてくる車に視線を合わせるとクラクションが鳴るゲームに集中し、画面をしっかりと見ていました。担任からの報告によれば、普段は好き嫌いがはっきりしており、興味がないことには目を閉じたり寝たふりをしたりするのに、このゲームには十五分間集中して取り組んでいました。母親は「娘には難しいと思っていたが、実際に集中して取り組む姿を見て感動し、諦めていた自分を反省した。自宅では動画を聞くだけと思っていたが、しっかりと見ることがわかり嬉しかった。家族や主治医、リハビリの先生、訪問看護師も動画を見て感動し、可能性が広がったと感じた」と話していました。

さらに、高等部の訪問生の事例では、生徒がゲームをすると母親や先生が歓声を上げ、その声を聞いて本人が嬉しそうにする様子が見られました。自分の行動が周囲に影響を与えていることを実感する機会となっています。K先生からも多くの助言をいただきました。その中の一部を紹介します。

- ・子どもによって見やすい位置は異なるので、その場所を探し、教材を提示する際にも考慮すること。
- ・コミュニケーションの獲得にとどまらず、視線入力を通じて周囲に影響を与える役割を持たせること。
- ・ゲームで周囲が歓声を上げ、その反応が子どもに返ることで、自分が他者に影響を与えていることを感じられるようにすること。

どの保護者も、子どもが視線入力を使えることに驚きと感動を覚えていました。これまで受け身であった活動が「自分の意思で何かをする」体験へと変わり、保護者や教職員にとっても心を動かされる瞬間となりました。今後は、子どもたちの可能性を広げるために、機器を扱える人材の育成や活用の工夫を重ねながら、継続的に取り組んでいく必要があります。

3【質疑応答】●質問 ○応答

- 本日は発表ありがとうございました。私の学校では1人1台端末が整備されているものの、先生方による活用がなかなか進まず、異動があると取組みがゼロに戻ってしまう現状があります。沖縄では元校長先生がボランティアから始め、県の支援を受けて定着したと伺いました。最初の一步を誰に頼めば現実になるのか、ご助言をいただければありがたいです。
- ご質問ありがとうございます。実は私自身もこの学校に赴任して3年目ですが、当初は視線入力の取組みはほとんど行われていませんでした。学校に機材はあったものの、誰も使っていない状況でした。そこへ元校長のK先生が取組みを始め、私自身も初めて活用方法を学びました。10年前の機材と現在の機材では精度が大きく違うこと、そして教員の知識や技術の更新が課題であると痛感しています。K先生のおかげで有用性が再認識され、県内でも広がりが見え始めました。今後は、組織として継続できるかを考えていく必要があると感じています。
- 発表を拝見し、重度の障害があっても視線を動かして活動できることに驚きました。ぜひ本校でも取り入れていきたいと感じています。そこで伺いたいのですが、視線入力を試みる児童生徒をどのように選んでいるのでしょうか。見え方の程度によっては難しい場合もあると思いますが、選定の基準について教えてください。
- ご質問ありがとうございます。実際には視機能検査などを通じて「光を感じる程度」と判断された子ども、実際に試してみるとできる場合が多くあります。したがって、選抜するというよりも、まずは片っ端から試してみることが大切だと考えています。動画で紹介した子どもも「見えていないのでは」と思われていたのですが、実際には操作できる力を持っていました。チャレンジする中で本人の意思や可能性に気づくことができますので、多くの子どもに体験してもらうことが望ましいと考えています。

【ワークショップ】

◇子どもの意思表出を支える支援のあり方

まず重要なのは、子どもの可能性を信じる視点です。沖縄の実践事例では、「子どもが画面をスクラッチしているところに意思を感じた」という医師の言葉が象徴するように、一見些細に見える動作の中にも子どもの意思や能力を見出す視点が不可欠です。従来の評価基準では見落とされがちな子どもの表現や反応を、意味のあるコミュニケーションとして捉え直すことで、子どもの潜在的な力を引き出すことができます。

次に、テクノロジーを活用した意思表出の拡張が挙げられます。ICT技術の進歩により、従来は困難とされていた意思表出が可能になっています。視線入力による選択操作、画面タッチによる意思伝達、視線のみでの絵画制作など、多様な手段が子どもたちの表現の幅を大きく広げています。重要なのは、技術そのものではなく、その技術を通じて子どもが「一般の子どもと同じような立場でいろんなことができる」シームレスな環境を実現することです。

しかし、個別性に配慮した支援の提供も欠かせません。子どもによって意思表示の方法や疲労度は異なります。視線入力では「すごく目が疲れる」「集中しないとできない」といった課題も指摘されており、一人ひとりの特性や体調に応じた柔軟な支援が求められます。画一的なアプローチでは



なく、その子にとって最も適した表現方法を見つけ出し、継続可能な形で支援することが大切です。

また、多職種・多機関連携による包括的支援が重要です。意思表示支援は、教員だけでなく医師、保護者、専門機関が連携して行うべきものです。医師による専門的な見立て、保護者による日常での変化の実感、教員による教育的な働きかけが有機的に結びつくことで、より効果的な支援が実現されます。盲学校と小学校の連携事例のように、異なる教育機関間での知見共有も重要です。

さらに、支援者のスキル向上と格差解消への取り組みが必要です。「利用できる先生とできない先生」「興味を持っている人、保護者さんによって差が出てきてしまう」という指摘があるように、支援者間のスキル格差は深刻な課題です。子どもの意思表示を適切に支えるためには、研修の充実、実践事例の共有、継続的な学習機会の提供が不可欠です。

加えて、持続可能な支援体制の構築が求められます。「機械があっても使えない」「その先生が移動してしまったら、使えなくなってしまう」といった問題を解決するためには、個人の努力に依存しない組織的な支援体制が必要です。教育行政、県教育委員会、文科省を含めた制度的な支援、予算措置、人事配置などを通じて、継続的で安定した支援環境を整備することが求められます。

最後に、成果の可視化と普及啓発の重要性があります。「生き生きとした子どもの姿を見れば、こんなに変わるんですよと実感できる」という言葉が示すように、意思表示支援の効果を具体的に示すことの意義は大きいものです。実際の変化を目で見て、手で触れて実感できる機会を増やすことで、支援の必要性と可能性への理解を深め、より多くの人々の参画を促すことができます。

子どもの意思表示を支える支援は、単なる技術的支援を超えた、子どもの尊厳と可能性を信じる教育実践です。沖縄の実践が示したように、「画面をスクラッチする」という小さな動作にも子どもの確かな意思が宿っており、それを見出し育てることが私たちの使命です。ICT 技術の進歩により、従来は困難とされていた意思表示が可能となった今、問われているのは技術の活用方法ではなく、子ども一人ひとりと真摯に向き合う私たちの姿勢です。保護者が実感した子どもの変化、教員が感じた成長の喜び、そして何より子ども自身が示す生き生きとした表情こそが、この支援の真の価値を物語っています。今後は、個人の努力に依存しない組織的な支援体制を構築し、すべての子どもが自分らしい方法で意思を表出し、社会に参加できる環境を整備していくことが求められます。

【指導助言】



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
上席総括研究員(兼)研修事業部長

吉川 知夫 氏

改めまして、国立特別支援教育総合研究所の吉川です。本日は、沖縄県立鏡が丘特別支援学校の皆さまに大変素晴らしい取組みを発表していただき、感謝申し上げます。時間が限られておりますので、要点を整理してお話いたします。

まず、国の政策として GIGA スクール構想が推進され、コロナ禍で前倒しとなったことで、全国の学校に 1 人 1 台端末が整備されました。現在は、それをいかに各教科の授業や自立活動の中で効果的に活用していくかという段階に入っています。ICT は必ず使わなければならないものではなく、従来の方が有効な場合もあります。大切なのは「ICT を使うこと自体が目的にならないこと」であり、教育の目標を達成するためにどう活用するかという視点です。

ご発表の中にもありましたが、入出力支援装置の整備は補助の対象であり、10 分の 10 の補助率となっています。端末だけを配布されても十分に使えない場合があるため、スイッチやモニター、スタンドなど子どものニーズに応じた周辺機器を整えることが重要です。多くの学校には既に装置が導入されていますが、十分に活用されていない実態もあります。背景には、導入後のセッティングや運用が個人の力量に依存していることがあります。

ICT 活用は、教科指導だけでなく、自立活動や生活支援にもつながるものです。授業において指導の効果を高めることや情報活用能力の育成に資するだけでなく、障害による学習上の困難を改善する手段としても活用できます。休み時間の遊びなども含めて、子どもが主体的に関われる活動に結びつけることが大切です。

研究所では、令和 5 年度から全国 14 校の特別支援学校にご協力いただき、ICT 活用に関する実践研究を進めています。各校の事例は研究所のホームページで公開しており、チェックリストを使って学校の強み・弱みを把握し、校内体制を整える取組を紹介しています。ICT 活用には得意な教員と不得意な教員が存在し、個人に依存した活用では継続が難しくなります。そのため、校内研修を通じて組織的に取り組み、次世代の指導者を育てる仕組みを作ることが必要です。横須賀市や香川県、岐阜県などの学校事例では、校内講師の育成や選択型研修など多様な工夫が実践されています。

特に、視覚認知に困難を抱える子どもが多い現状では、セッティングと見え方のアセスメントが重要です。外部機関や大学、高専と連携し、専門的な支援を受けながら ICT を活用する事例も増えています。山梨県の学校では大学との連携により実践事例を積み重ね、セッティングの方法をマニュアル化し、担当が変わっても引き継げるようにしています。福岡県の事例でも、授業の中で視線入

力を効果的に取り入れていました。

また、ICT の活用は学校教育の枠を超えて、卒業後の生活や就労に結びつける視点が不可欠です。特に自立活動の授業では、将来の生活に必要な力を見据えて取り組むことが大切です。好きなことを見つけ、それを周囲に伝える手段として ICT を活用することも意義があります。例えば、風船割りのような活動で周囲と一緒に喜ぶ体験は、子どもにとって大きなコミュニケーションの機会となります。

AT(アシスティブ・テクノロジー)は、機器を用意するだけでなく、フィッティングや使いこなすための支援まで含めて考える必要があります。校内体制の整備、保護者との情報共有、外部専門家との連携が欠かせません。子どもは毎回同じパフォーマンスを発揮できるわけではないため、日々の状態を丁寧に見取り、柔軟に支援していくことが重要です。

さらに、ICT はコミュニケーションのツールであると同時に、実態把握の手段としても有効です。視線の動きや体の反応を可視化する技術は、アセスメントをより客観的にする助けとなります。研究所のポータルサイトでは、全国の実践事例を多数紹介していますので、参考にさせていただきたいと思います。

最後に、学校だけで完結するのではなく、近隣の学校や教育委員会、地域資源と連携しながら取り組むことが重要です。卒業後の社会生活を見据えて、ICT を効果的に活用し、子どもたちの可能性を広げていただきたいと願っています。私自身も皆さまの実践から多くを学ばせていただきました。本日はありがとうございました。

会員研修

日時:令和7年8月21日(木) 9:30~10:45
会場:グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)

司会:大阪府立交野支援学校 PTA 会長	五鬼助 朋子
1 講師紹介 大阪府立中津支援学校長	木下 美香子
2 講演 武庫川女子大学 教育学部 教授 テーマ「子どもの『今』と『その先』のために ～見通しを持った支援と連携の工夫～」	宇野 理砂 氏
3 謝辞 大阪府立中津支援学校長	木下 美香子

「子どもの『今』と『その先』のために ～見通しを持った支援と連携の工夫～」

武庫川女子大学 教育学部 教授

宇野 里砂 氏



おはようございます。本日は、このような素晴らしい盛大な会にお招きいただきまして大変緊張しております。ご準備くださった先生方本当にありがとうございます。

思い出すのは、医療的ケアネットという法人団体が、保護者さんや、特に教員の先生方に向けて医療的ケアの手技を一緒に勉強しましょうとお誘いする会を 2009 年に開催されまして、それが、たまたま大阪大会での開催であったのでお手伝いさせていただいたことです。

それからもう、早や 15 年が経っています。当時の医療的ケアの状況と今の医療的ケアの状況、ずいぶん変わっているなあと当時を思い起こしながらこの資料を作成しておりました。余談続きなのですが、私は、武庫川女子大学で特別支援教育等の教鞭をとりながら、もともと豊中市の児童発達支援センターでの診療を今も続け、22 年目となります。そこは、肢体不自由の子どもたち、医療的ケアが必要な子どもたち、そして近年は発達障害のある子どもたちと、様々な発達に課題のあるたくさん子どもたちを長期間に渡り診せていただいているありがたい職場です。その中で保護者さんと学校や園の先生方から色々なお声をお聞きしながら診療したり、教育活動の支援を行ったりしております。

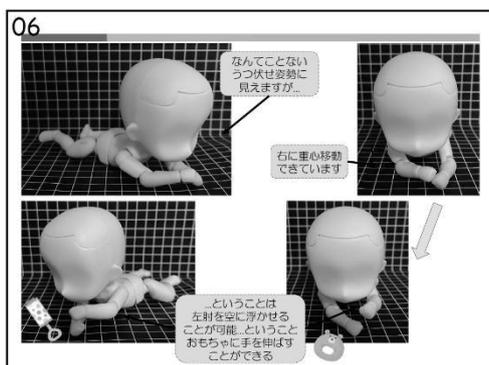
さて、まずは近年の傾向についてお話をさせていただきます。ご存知のように出生数が年々下がり、今や 70 万人を割る数字となっています。一方で低出生体重児の割合は、ずっと増え続けてきました。最近では横ばいになっているものの 10 人に 1 人弱の割合で生まれています。その要因は複雑で、近年の医療が進歩することによって救命できることが増えたことも要因のひとつで、子どもたちの様相が変わってまいりました。低出生体重児の発達には個人差がありますが、極低出生体重以下で生まれた子どもたちは、脳性まひなどの運動障害や知的障害、発達障害などの神経学的合併症の頻度が、標準体重で生まれた子どもたちよりも高いことが知られています。しかし近年、重症脳性まひの発生率は低下傾向にあります。そういった状況から、明らかに障がいのある低出生体重児でも、明らかにない低出生体重児でも、運動発達や言葉の発達などを注意深く診ながら関わっていくことに大変注目が集まっています。重症の脳性まひの子どもたちの発生率が減ってきているということは、お示したこのグラフから見てとれると思います。このグラフは、ご存知の方も多いと思いますが、2009 年に創設された産科医療補償制度のデータです。この産科医療補償制度は重症の脳性まひの子ども達に経済的支援を行うことを目的の 1 つにあげています。その代わりにその子どもたちの貴重なデータを情報収集することで研究に役立てるということが 2 つめの目的となっています。このデータは、そうやって得られた貴重な数字なのです。0.39 から 0.31 と制度創設 5 年余りの間に確実に重症の脳性まひの子どもたちの発生率の数字が下がってきていることが分かります。

他にもいろいろな視点からまとめますと、出生数が下がり、高齢の出産率は上がり、新生児医療や救急医療の進歩による救命率が上がってきました。在宅医療が推進され、NICU で長く入院している子どもたちを減らしていこう、できるだけご家庭に帰していこうという動きが進んでいき、それに合わせて医療的機器の進歩による医療的ケア児数が増えています。在宅医療は多様化複雑化していて染色体異常症のある子どもの出生率はあまり変わらないのですが、重症の染色体異常症の子どもの救命率や延命率が非常に良くなっております。産科医療や新生児医療が進歩したことで重症の脳性まひの発生率は下がっていますが、明らかな麻痺のない低緊張児や発達障害児などは相対的に増加しているような印象があります。一部の希少疾患に対しては治療開発が行われ、重症化が低減しているというような結果も得られています。

これらすべてを合わせてみると、障がいのある子どもたちの活動領域はどんどん広がっていますし、その人らしく生きる人生の道筋を本人が、家族とともに選択できることが非常に重要です。疾患の特徴や個人の発達等の見通しを持った支援、教育というところを学校教育の中で行っていただきたい。このことが、色々な職種あるいは機関からも非常に熱い視線で期待されているところです。

少し視点を変えてお話をしていきます。まず本人やご家族に発達の気づきや診断が得られた頃、そして未就学期、学童期、思春期、成人期と子どもたちが育っていくにあたって、子どもたちは、定型発達の子どものたちと比べて、自ら動くあるいは考える、感じるということが表面上弱く見えることがあります。したがって、初めの頃は何をするか、どう声かけしたらいいか、どう遊べばいいか分からないとおっしゃる保護者さんにたくさん巡り合います。食べにくい、寝にくい、いつ発達が追いつくのかと、不安でいっぱい、そのようなお話を聞くことは日々の診療の中でたくさんあります。そういったところに我々は発達評価、診断を行っていきます。例えば運動発達については、手の使い方から姿勢、そして知的発達については発語だけでなくジェスチャーや視覚反応、聴覚反応、社会性の発達については表情、不安感、集団活動に関することなどなど、集中して観察します。その後、それらを保護者さんと本人に対して、発達の状況、子どもの気持ち、診断や治療に関する情報、リハビリの適応の有無、今

後の見通し、生活機能への助言等を現状の整理をして、言語化してお伝えするように努めています。



例えば、このスライド画像をご覧ください。これは人形を使って撮影したものです。子どもがうつ伏せの姿勢をとっているイメージです。このうつ伏せ一つでも、よく観察すると、両肘ではなく、右側の肘に重心を乗せられていることがわかります。こういった重心移動ができつつある子どもであれば、このあと左側の肘を浮かせることができるかもしれないと観察できるわけです。それができれば、左側の手をおもちゃに伸ばしていけるかもしれない。そういったことを日々の診察の中で、お子さんや保護者さんに「あっ、もうすぐ手を伸ばせるかもしれませんね」というように話をします。

このように姿勢や運動の発達というのは、一つの運動だけをとっても、支える機能と反動を受け止める機能が必要と言われており、うつ伏せからどんな風に動いていける可能性があるか、そういったことをチェックします。まずは姿勢が安定して、それから立ち直りなどのバランス、これを脳が学習し、姿勢を安定させながら、動くという移動の能力を獲得していきます。そのためには、教育、自立活動の中で、こういったことをやっていくのがよいか、そして、実態把握、困りごととは何か、子ども自身のメリットとなる目標設定になっているかなど、学校の先生方やリハビリの先生方と一緒に話し合うこともあります。

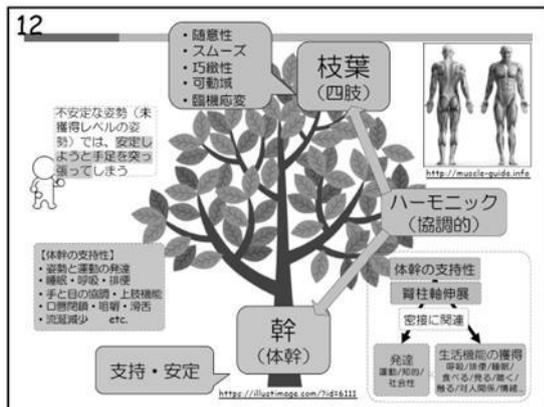
続きまして未就学期から学童期における考えや様子の受け入れを示します。

入学前や学校に入ってから、集団活動上の困り事に注目されるようになります。集団そのもののイメージがわからないとか学校とどんな話をしたらよいだろう、あるいは親が病気で倒れたときどうしたらよいかなど、保護者さんの不安・お悩みは尽きません。学校では、先生方が、もっと話せるようになるにはどうしたらよいか、歩く練習、座る練習、手をうまく使うためには、など子どもたちの様子を観察し、実態把握をしながら子どもの教育活動を構築してくださっています。そういったご相談に対しては、保護者さんには子どもの気持ち、その子どもらしさ、そして今後の見通しなどを、順を追って説明してまいりますし、先生方には、安全、有意義な集団活動を目標にさせていただくこと、子どものモチベーションを重視してくださいという話をよくします。

例えば、きれいに立てること、あるいは手を上手に使えることが理想で、それが子どものためになると大人は考えます。それは真っ当なのですが、子どもにとってみれば、別にやりたいと思っていないかもしれない。そのため子どもがやりたいと思っている方向性と教育活動の方向性が合致するところを探していただきたいと思っています。その際は、体調が安定しやすいポイント、そして将来をイメージした目標設定などを一緒にお話したりします。

次に思春期や成人期についてです。障害や病気の受容という言葉は、一言では言い表せない重い、重いテーマです。受容とは、自身の慢性疾患や障害を受け入れ、全人的な視野で認識し、適応的に生きていこうとすることと定義されています。幼少期に発症した病気や障害の場合、まず保護者さんの受容が段階的に進み、後から追って人の受容が進んでいくと言われています。そして、子ども自身の受容においては、学校での生活が非常に重要であるとされます。自分で生活管理や健康管理を行うこと、これをセルフケアといいます。子どもは学校や社会生活、友人関係の中で主体性や自立性を育みながらセルフケアの能力を高めていくので、学校生活は障害の受容と密接な関

係があると言われているのです。そのような中、保護者さんは修学旅行に参加できるか、将来の進路の選択肢を知っておきたい、卒業までに何を準備しておいたらよいのかなどたくさん相談してください。学校の先生方からは体調管理や医ケアが複雑になってきて、どうしてあげたらよいのだろうと、切実なお悩みの相談もあります。このどちらに対しても医療職ができることとしては、現状を整理して言語化することしかありませんが、併せて、疾患や発達、体調等のこれまでとこれからの変化について、また、小児期診療から成人期診療への移行支援、それから障害年金などの成人期の福祉制度についてお手伝いできるところ、情報提供できるところをお話します。



ここからは、少し発達や生活機能の事をお話していきます。お腹の中の赤ちゃんは子宮の中で丸まって非常に安定しています。世の中に出てきたとたんビヨーンと広がった姿勢におかれ、体を丸めていられないので、非常に不安定な姿勢で過ごすことになります。気持ちも不安定になります。そこから自分で体を使えるようになり、移動能力や認知機能を高めていくのです。これらには体幹の支持性、脊柱がまっすぐ伸びていく、こういった運動機能の要になる部分が核になって発達が進んでいきます。

姿勢や運動が発達するだけでなく呼吸、睡眠、排便、見たり聞いたり触ったり、ごっくんもぐもぐ、声を出したり、手を使ったり、あるいは情緒が分化したり…。こういった生活機能、認知機能においても合わさって進んでいきます。つまり体幹が太くまっすぐ伸びていくことで発達が進んでいき、スムーズに体を使えるようになり、生活機能を獲得します。

疾患に合わせて、この体幹の支持性を見ていくと、例えば私たちが診療するとき、まひがあったら脳性まひを考えていきますし、筋力低下のあるお子さんには神経筋疾患を疑って検査を考えていきます。お顔立ちや体の特徴があった場合は、染色体異常症や遺伝子異常症を検索していきます。こういったものが全くなく社会性の遅れだけが見られる場合は、発達障害を疑うこともあります。肢体不自由のある想定される疾患と発達障害は全然違う疾患ですし、なんら関係ないように思われるのですが、脳の中で起こっているできごととして、特に乳幼児期には非常に似通った特徴があります。例えばこういった乳児期、幼児期の発達の遅れは体幹支持性の遅れ、つまり低緊張という状態から起こってくるのですが、その低緊張が重度であるか、中等度であるか、軽度であるかといったようなことは、疾患により、あるいは個人差により、ある程度見えてきます。例えば運動発達に影響しますし、姿勢保持、手の使い方などにも、もちろん関係があります。呼吸それから便秘、こういうところにももちろん関係があります。例えば呼吸に関して言うと、低緊張が重度な場合、呼吸そのものがしんどい、人工呼吸器を必要とするという場合もありますし、中等度であれば、ゼロゼロ音が止まらない、そして軽度であれば、鼻風邪が長引いて、年中鼻水を出している、ずっと風邪をひいているというように、発達との相関がわかりにくい特徴である場合もあります。そして認知機能にも関係があるので、例えば姿勢の維持、姿勢の保持、あるいは自分で自由に頭を動かすことができない場合、見回しにくかったり、気づきにくかったりということが起こります。姿勢が低緊張であると口を閉じる発達の獲得が遅れますので、発語が不明瞭であったり、咀嚼機能に遅れが見られたりします。姿勢が不安定であると睡眠の発達にも影響するなど、ここに挙げただけでも、いろんな生活機能に影響し、それが

低緊張の度合いによってある程度推察できるということを想像していただけたらと思います。

このように、体幹の支持性の発達と運動発達あるいは生活機能、認知機能といったところが、つながりながら発達している子どもたちです。例えば重度の低緊張のある子どもの場合、中には将来歩行を見込めないというお子さんもいらっしゃいますし、そういうお子さんでは移動や日常生活に介助が必要となります。一方、軽度の低緊張をお持ちのお子さんの場合は、移動能力は問題ないが、対人関係や集団活動など、工夫が必要という場合も多く見られます。そのため、肢体不自由のある疾患と、発達障害等の肢体不自由のない、しかし発達に課題がある疾患とは実は根本のところまで繋がっていると考えています。

15 発達の目標と工夫

① 歩行や移動、移乗など

- 目的（実用性やモチベーション）を整理する
- 足部の形や下肢装具ではなく体幹の支持性
- 歩行未滿の移動方法（膝歩き・四つ這い・いざり這い・寝返り移動など）
- 寝返り（体幹の支持性・脊柱軸伸展・骨盤拳上/斜上）

② 臥位/座位の安定

- 体幹の支持性・脊柱軸伸展
- 未獲得レベルの姿勢の長時間継続を避ける
- 姿勢の左右差を減らす
- 接地面積を広くする【睡眠】

③ 上肢機能

- 姿勢の安定（既獲得レベルの姿勢に設定する、接地面積を広くする）
- 肩関節・肘関節の動きを理解する
- 手と目の協調

④ 呼吸・排痰

- 胸部の可動性を上げる（体幹の支持性・脊柱軸伸展・骨盤中間位）
- 重症心身障害児/者の腹臥位の重要性（重力で痰の排出を助ける、背側の肺野の拡張を促す）
- 排便のりきみ

⑤ コミュニケーション

- 姿勢設定（獲得レベル、安定）
- 応答
- 視覚支援・視線入力など

立位・座位の安定では可能な範囲でアライメントを整える

肢体不自由のある子どもたちを中心に発達の目標と工夫を整理してみました。一人ひとり、子どもたちが違いますし、疾患も疾患の見通しもずいぶん違いますので、一言でまとめるのが非常に難しいですが、例えば、このスライドにある①歩行や移動、移乗などの場合は、目的やモチベーションを整理しながら、目標を立てていきます。足の形や下肢装具ではなく、体幹の支持性で立位や歩行がある程度決まるところも、重要なポイントです。

20年以上前の話ですが、大手前整肢学園の整形外科の医師(Dr.)が、足の形で歩ける、歩けないが決まるのではないということを教えてください、ものすごく衝撃を受けました。その方からは、子どもたちの表面上のことではなく、もっと中身を診ることを丁寧に教えていただき、日々勉強、頑張っています。

歩行未滿の移動方法として膝歩きや四つ這いなどがありますが、子どもたちにとっては日常生活の中の大切な移動手段なので、それをどのように維持させていけるか、あるいはそこからどんな発展性があるのかなどを考えていきます。②臥位や座位を安定させることも非常に大事なことです。例えば②姿勢の左右差を減らすことで将来の側弯をおさえることができるかもしれませんし、床に接地する接地面積が広がるごとに睡眠が安定し、よりしっかり寝られるようになります。③手の使いかたは、認知機能とともに評価していく必要があります。どんな風にどの範囲が見えている、どんな音が一番聞きやすいのかなど、いろいろな認知機能の評価とともに行っていくのです。ここで大事なのが手と目の協調と言われるところで、肢体不自由のある子ども達においては、乳児期に手元を見ながら手を使って遊ぶという経験が弱いまま成長していきますので、手元をじっと見るということが苦手な子どもたちも多いわけです。

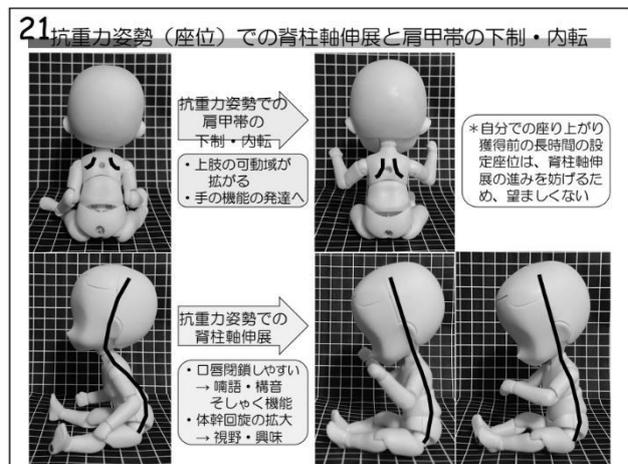
また、④呼吸や排痰、これに関しては胸がよく動くほどに効率よくなります。胸が大きく動くということは体幹の支持性、脊柱の軸伸展から獲得できますので、重症心身障害のある子どもさんの場合は、この姿勢管理がとても大事ということになります。腹臥位、うつ伏せの重要性です。腹臥位は痰を出すためにも背中側の肺を守るためにも非常に重要な、命を守る姿勢と言われます。他に、便をいきむとか、姿勢を保ってもぐもぐしっかり咀嚼しながら呼吸も維持できているかなどを丁寧に診て、普段どんな食事介助をしていけばよいかということを考えます。⑤コミュニケーションにおいては知的発達あるいは口の動きとも連動しますので、言語での会話を獲得しているしていない、あるいは声を出せる・出せないに関わらず、応答し合う日々の関わりがとても大事だと思っています。

次に寝返りの姿勢を見てみましょう。寝返りは、体を丸めて骨盤を持ち上げて、さらに骨盤を斜めに動かしながら、反対側に手を伸ばし、肩甲骨でグイッと体を持ち上げるとできます。こういった定型の寝返りをしにくい子どもたちもいて、例えば反り返りやすい子どもは反り返った姿勢のまま後ろ足で蹴るようにして寝返る様子が見られます。この寝返り方だと、一方だけへ寝返りでき、反対側への寝返りをなかなか獲得できないというのが少し気になるころではあります。とはいえ、理想的な寝返り方法だけが子ども達の移動能力ではないので、子どもたちの様子を見ながら、「あっ、じゃあここをもう少しこうしてみようか」などリハビリの先生と検討します。先ほど見ていただいたずり這いの姿勢でも、片方の手を宙に浮かせることができ、そして支える側の肘でグイッと体を引き付けることができるはずり這い移動できるようになります。四つ這いの姿勢ではお腹を持ち上げて、そしてさらに片手を持ち上げ、片ひざを持ち上げて、反対側の片手と片膝だけで体を支えられると四つ這い移動できるようになります。単に支えているだけではなく、姿勢がちょっとグラグラ不安定になった時も、体幹の働きで姿勢を保てるようになると移動できるわけです。一方、低緊張のある子どもにおいては、体幹が床に沈み込んで落ちたような姿勢や、ちょっと一般的でない四つ這いになる子どもたちがいます。また、一見、通常の四つ這いに見えるけども、スタスタ進みにくい子どもたちがいらっしゃいます。それは膝と膝の間隔が広い四つ這い姿勢です。これでは、体幹の支持性が高まりにくく、進みにくさとか安定しにくさにつながります。そのため、幼児期にこのような四つ這いが見られたら、リハビリで、膝と膝の間隔を狭くする誘導を行います。体幹の発達がゆっくりな子どもたちは、いつもの姿勢と違うことを誘導されると嫌がる場面も見られますが、理想的な四つ這いの姿勢と子ども達が見せる実際の姿勢を比較しながら、リハビリの方針や手立てを考えていきます。

姿勢と運動の発達はご想像のとおり、脳の発達と非常に関係があります。ヒトの脳は首の方から頭のとっぺんにむかって成熟していきます。まずは生後すぐから、脳の下部、脊髄神経や脳幹に司令場所がある原始反射が見られ、徐々にそれが消えていきながら中脳と呼ばれる脳の真ん中あたりが司る立ち直り反射、つまりちょっとふらついても体を戻せるような脳の反応が見られるようになります。そして平衡反応を司る大脳皮質の神経が成熟し、置き換わっていくことで、臥位から四つ這いや座位、立位、歩行と、姿勢と運動の発達が進んでいきます。

子どもたちが座りあがりを獲得する過程にあたっては、四つ這いの姿勢からおしりを斜めにトンと下ろしてお座りするのが定型発達です。これには斜め座りという姿勢が重要な鍵になります。斜めに体をねじっても、体幹をまっすぐ保ち、かつ、肩甲骨、つまり肩の支えがしっかりできると、斜めに座れて、その後起き上がって座位姿勢をとることができます。座位姿勢は、はじめ背中が丸まり、そして顎が持ち上がっている状態なのですが、徐々に背中をまっすぐ保ち、顎を少しひきつけることができるようになります。

このように座位姿勢が発達し安定すると、唇を閉じやすくなるので、喃語が出たり咀嚼機能が発達したり、そして体も回して後を振り返りやすくなり、視野も興味も広がります。座位姿勢の背部を見



ると肩甲帯、肩の周りの発達もわかります。はじめは新生児のように肩がもちあがって狭まっている姿勢をとっていますが、肩や体幹が発達してくると、肩が下りて手を使いやすくなります。理想的な椅子姿勢は、背中が真っすぐ伸びて顎が少し引けた姿勢なのですが、体幹の発達が不十分だと、背中が反り返ったり、あるいは、丸くなって骨盤が前にずれた姿勢になったりしがちです。こういう状況では口を閉じたり、前や手元を見たり、あるいは手の細かい操作の獲得は途中の段階です。

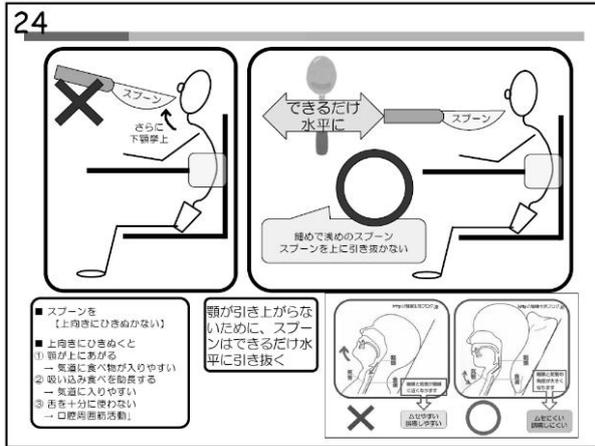
手の機能の発達を見てみましょう。赤ちゃんの時は手足がWとMの形をしていて、仰向けでは手のひらは天井を向いています。3か月ぐらいでは、真ん中で手を合わせられるようになって、口へ手を持っていけるようになります。6か月ぐらいになると、仰向けで床から腕を持ち上げることができて、おもちゃを持ち替えられるようになります。こういった姿勢と手の把握の発達は連動します。4か月ぐらいでは小指側で物を持ちます。意外と気づかれにくいのですが、親指を外に開くことがまだできず、親指は握りこんでいます。うつ伏せで両肘支えを獲得すると、親指の握り込みが緩み、手の平の真ん中で物を持てるようになります。親指と人差し指・中指で物をはさむように持てるのは9か月ぐらいです。10か月ごろ、指の腹ではさんで持てるようになり、12か月ぐらいでは、指先で物をつまめるようになります。そして、ペンやスプーンを持つ動作は、上からもつ上手持ち、そして小学校に入る頃にペン持ちできるようになります。これらは運動発達と直接関係があるので、運動発達がゆっくりな子どもは、手の使い方もゆっくり進みます。ですから持ち方の手の指導だけでなく発達全体を見ながら、本人のやる気を育てていくことが非常に重要です。

咀嚼機能の発達についても少し説明させてください。生まれてすぐに赤ちゃんがおっぱいを飲めることはご存知だと思います。赤ちゃんは原始反射を使って、教えられなくても生まれた瞬間からおっぱいを飲むことができます。もちろん上手下手はあります。ところが、離乳食など食べる機能は、練習して獲得していく必要があります。よだれをチュパチュパ、ごっくんできるようになる5~6か月ごろ離乳食を開始するのが一般的です。5~6か月というと、定型発達では寝返りをする頃で、このころにペースト食を食べながら、上唇と下唇を合わせて閉じる練習をします。自分で座り上がれるようになる頃には、舌を上顎に押し付けて、離乳食の中期食、押しつぶし食を食べるようになります。自分で立ちあがれる頃には、顎や舌を互い違いに左右に動かし、横の歯茎に食べ物をもっていけるようになり、離乳食の後期食を食べるようになります。さらに12か月ぐらい、つまり歩行を獲得する頃は、手を使ってつかみ食べしながら自由に口を動かすことができ、離乳食完了期となります。離乳食というと、いろいろなものを食べられるようになるための練習期間と思われがちなのですが、実は口の動きを獲得していくための大切な期間なのです。ですから、こういった咀嚼機能の発達が運動機能と強く相関しているということを知っていただいて、運動機能と見合った離乳食あるいは食形態のものを食べることが理想です。

ただ、肢体不自由のある子どもたちのように、発達がゆっくりな場合は、日々の生活の中で運動機能に見合う以上の食事を食べられている例もたくさんあります。そういう場合「離乳食の食形態に戻してください」と伝えるのではなく、例えば咀嚼機能と見合っていない普通食を食べている場合は、

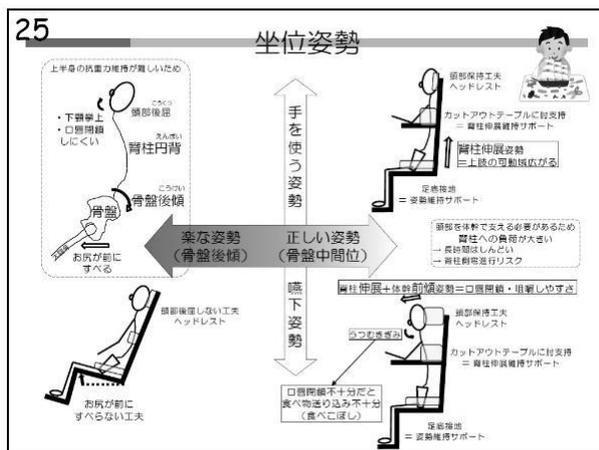
安全に食べられるような見守りや食事介助の工夫に注意していただきながら、咀嚼機能の発達を促すことが大切です。

上唇と下唇を合わせて口を閉じることが、食べ物を取りこむために非常に重要です。口を閉じるのが苦手な子どもの場合、顔がうつむき加減では、口に入れた食べ物が出てきてしまいます。介助者は、スプーンを上を持ち上げて、顎を持ち上げるように口に運びたくなりがちです。ところが、顎を持ち上げるほどに口を閉じる機能は発達しにくく、口を閉じられないと食べ物を安全に喉に送り込む仕組みが働きにくくなります。口を閉じて、口の中を閉鎖空間にすることで食べ物を右、左、奥へ運び込むことができ、咀嚼することもできるようになるので、口を閉じることは、咀嚼にすごく重要なポイントなのです。難しいところですが、子どもの目線より下側から水平にスプーン



を口に入れて食事介助できると良く、「お口を閉じてね」「こぼさずに食べれているね」などと話しかけたり視線や声でやり取りしながら食べてもらうイメージです。

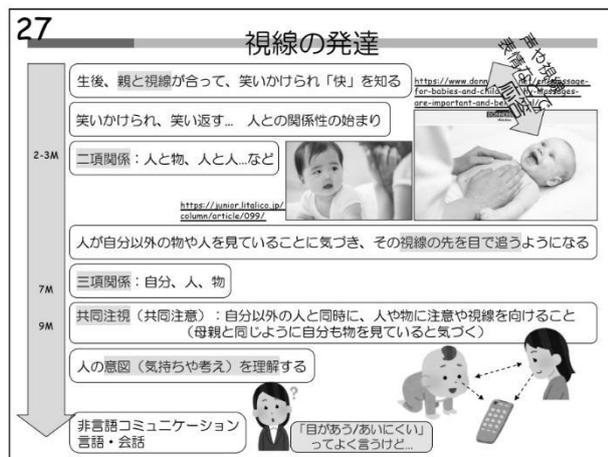
発達支援センターの診療の中で、座位保持装置や車いすの意見書を作成するとき、保護者さんが「めっちゃいい椅子つくってほしい」とおっしゃることがあります。私も「めっちゃいい椅子欲しいなあ」と思うのですが、「万能の椅子はない」ということもご存じください。例えば、手を使う時に理想的なのは、体が垂直に上がり、肘をテーブルにつけて、前を向きやすい頭の位置の椅子です。一方で、食べる時に理想的なのは、背中



が伸びて肘もついているけれども、顎が胸の方向に軽く下がっているような椅子です。座位保持椅子の設定においては、手を使う姿勢と食べる時の姿勢ではヘッドレストの厚さや位置を少し変えていただく必要があることが多いです。また、楽に座れるのは、手を使うときや食べる時の姿勢とは異なり、リクライニングでお尻が少し前にすべっている姿勢です。つまり、場面ごとに姿勢を変えられる椅子が「めっちゃいい椅子」となりますが、その設定は大変難しいです。私たちが何時間も立ちっぱなしでいるのがしんどいように、肢体不自由のある子どもたちにとって、何時間も座りっぱなしでは体にも心にもしんどいかもしれません。子どもたちが色々な姿勢をとりながら、食べたり、手を使ったり、勉強したり、人と関わったりできるように、座位保持椅子や車いすを使い分けたり、折々に移乗させてくださることが望ましいです。

ここからは、少し認知機能の話をしていきます。新生児期のうつ伏せの姿勢は、見るからにしんどそうな形をしていますが、だんだん体を伸ばしていられるようになり、しっかり肘で支えるようになると、顔が前を向けるようになります。体幹の支持性、脊柱の軸伸展、それから肘や太ももで体を支えるなど、見るべきポイントがいくつもあります。仰向けの姿勢では、生まれてしばらくは置かれたまま、無意識

にもぞもぞ動くしかできず姿勢を支えることができていないのですが、2～3か月、3～4 か月と進むにつれ、体幹がまっすぐ、しっかり支えられるようになり、呼吸、睡眠、嚥下機能などが発達したり、見たり触れたり、情緒などが発達していきます。4～6か月には、手元を見て手を動かすようになります。これを、赤ちゃんのハンドリガードといい、最近よく目にする言葉です。「手元を見る」ためには、顎を胸に引きつけるという要素が必要です。顎を引きつけると体が反りにくくなります。逆に反りやすい子どもは、顎の引きつけという発達が進みにくいです。顎を引きつけることができると、手を口に入れやすくなり、手元を見ながら遊べるようになります。また、唇を閉じやすくなり、よだれが減ったり、離乳食が順調に進んだりして、喃語の発語が進みます。顎を引きつけることによって養育者と見つめ合い応答できます。これらが寝ころんだ姿勢だけでなく、座位の姿勢でもできると咀嚼機能や手の機能、そして周りを見回すことが発達していきます。



少し視点を変えて、視線と対人関係の発達についてお話します。生まれてすぐ目があって笑うようになるのが2か月ぐらいです。この頃は定型発達の子どもたちにおいても、姿勢は不安定で、姿勢を保ちながら声や表情などでやりとりすることを日々繰り返しています。7 か月頃には、視線の先を目で追えるようになり、三項関係、あるいは共同注意、共同注視を獲得します。視線の先を共有することで、相手の意図や気持ちを理解できるようになり、見る力を使ってやり取りをして

行くということが発達していきます。このことが、言葉や言葉以外でのコミュニケーションをとる段階につながります。肢体不自由のある子どもたちは、乳児期のやり取りや、周りを見回して認知することが育ちにくい要素を持っていますので、幼児期以降でも、視線を気にしながら子どもがどんな風に顔を向けてどちらを見ているか、どのぐらいの時間じっと見つめることができるのかなどを確認しながら視線を誘導し、目を合わせながら関わるのが望ましいです。

乳児期に反り返りやすい子どもや肢体不自由のある子どもでは、姿勢が安定しにくいいため睡眠が深まりにくいということも懸念するところです。乳児期には、寝たり起きたりを繰り返しながら、だんだんまとまって眠るようになっていきます。これが睡眠の発達です。睡眠パターンが整って、2歳ぐらいに体内時計ができると言われています。生まれてすぐに赤ちゃんは、お母さん体内時計の影響を受けたまま生まれてくるとも言われています。睡眠をとれるようになり、自分の体内時計ができあがっていくわけです。睡眠は、脳内の神経細胞ネットワークを構築し、記憶を固定し、脳内の老廃物処理をしながら脳を活性化し、翌日もしっかり使えるといった働きがあります。1 歳から 5 歳位に神経細胞のネットワークがどんどん拡張していき、13 歳、14 歳位までがネットワークを構築し整理する時期です。思春期にネットワークを調整して、大人の脳機能となっていきます。肢体不自由のある子どもにおいては小学校に入る前後が一番脳の活性が急速に上がる時期で、例えば今までほとんどなかったのにてんかん発作が増えてきたなどもよく聞かれることです。そして中学校に入った頃には、女の子だったら月経の兼ね合いもあって、また再びてんかん発作の頻度が不安定になるっていったことも、この脳のネットワークの構築あるいは整理ということにも関係していると考えています。

今度はお腹の中の赤ちゃんの様子を見てみましょう。お腹の中の赤ちゃんは妊娠 8 週で体長はわ

ずか 3cm ながら既に手を使って遊びます。妊娠 10 週では体長 5cm 位なのですが、自分の顔を触ったり、体長 6 cm の妊娠 11 週には、子宮の中からパンチしたりできます。妊娠 30 週では指しゃぶりをしている、こういう姿を特殊なエコー検査で見ることができます。胎児期には、お母さんの子宮の中で丸まって狭くて苦しいわけではなく、安定した姿勢で自分の体を触れる最適な状態で、触覚や味覚あるいは聴覚、視覚、嗅覚などを獲得し始めていると言われていています。生まれてくると、手足が広がった不安定な姿勢になり、獲得し始めたこれらの感覚がいったん弱まり、体を動かしながら徐々に姿勢を保てるようになると、感覚を統合したり、弁別したりできるようになります。生まれてきてからの姿勢と運動発達が、呼吸や排便、おっぱいを飲む、睡眠、見たり、気づいたり、手を使ったり、咀嚼、座位姿勢、はいはい、歩く…というように、幼児期や学童期、思春期以降の生活、発達の特徴につながっていきます。基本的な生活機能、移動や手の使いかた、食事、排泄、睡眠だけでなく認知機能や対人関係、集団活動につながっていくわけです。繰り返しになりますが、その子どもがどんなふうに使っているのかを見ながら、どんなところをどんなふうに見ているのか、感じているかを想像しながら、その子どものモチベーションを引き出せるような教育設定、そして将来の子どもがどんな生活を送っていくのか、どんな生活を送りたいと思っているのかということを教育の中で考えていただくよう、学校教育に期待を持っています。医療ではできないことです。

幼児期に療育に通っている子どもたちもいて、その時期は、体調が不安定であったり、保護者さんはまだ複雑な思いを受け止めきれない時期で、涙されたり、イライラすることもありながら通って来られます。それを支援者、私たち医療や福祉関係者が受け止めたり、受け止めきれずに一緒に悩んだりしながら生活しています。それが小学校に入学すると、これまではなかなか食事が進まなかったのに「小学校の給食をめっちゃ食べています」など保護者さんから聞くこともあり、すごくジェラシーを感じます。療育に関わっている人たちは、そのような経験があると思います(笑)。保護者さんが「子どもが学校へ行ってきて、自分の時間も少しできました」と笑顔でおっしゃると嬉しい反面、学校にジェラシーが湧きます。そのようにして、療育の時期を巣立っていかれることがすごく大事だと思っていますし、そこまでを保護者や関係者と一緒に作っていきながら、子どもさんが育っていかれる所をずっと見ていけるという点では、本当に幸せだと思います。

医療的ケアに関するところをお話していきます。呼吸や排痰についてです。呼吸は筋肉を使って胸郭を広げ、それによって空気が吸い込まれます。胸の筋肉を緩めると息を吐き出すという仕組みです。横隔膜も胸の筋肉と一緒に連動して動いています。口から喉を通して空気を取り込むのが吸気、いわゆる息を吸うことで、胸の筋肉が動いて、取り込んだ空気が肺胞、私はよく種無しブドウとかデラウェアに例えるのですが、そのデラウェアの皮の中にたくさん空気がたまっていくわけです。そして、そのたまった空気がデラウェアの皮の表面に張り付いているたくさんの血管の中の二酸化炭素を、デラウェアの中の酸素と交換します。その物々交換が終わると肺胞が勝手にしぼみ、脳で呼吸リズムを調整するというのを私たちは無意識のうちに日常的に繰り返しています。

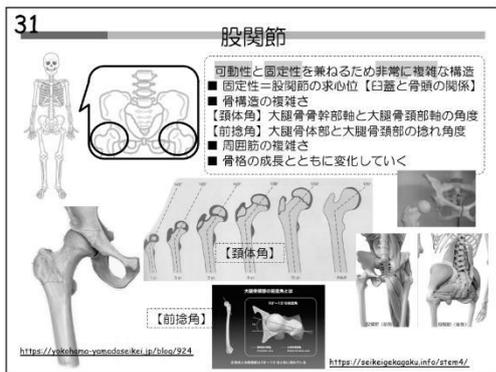
呼吸の通り道が狭い場合は、気管切開やエアウェイといった処置で通り道を確保する医療的ケアが必要な場合があります。筋肉の動きが不十分な場合は、人工呼吸器を必要とすることもありますし、人工呼吸器をするほどではないけれど血中酸素濃度が充分でない場合は、一時的に酸素を投与することもあります。肺胞周りの血流が不十分な場合、肢体不自由児に限らず、心臓に大きな問題があって生まれた場合は、酸素を使っていることがあります。脳からの指令リズムがうまくとれない場合も人工呼吸器を使います。

痰を排出するということは、胸を大きく広げて、いったんぐっと止めて、勢いよく吐き出す、この流れが必要なのですが、肢体不自由のある子どもの多くは胸を大きく広げることも、一気に吐き出すことも苦手で、排痰には手助けがいる場合もあります。それは姿勢の工夫であったり、最近ではカフアシストといったような医療機器を使って排痰の補助をしたりすることもあります。

低緊張のある子どもでは、脊柱側弯症が懸念される場合もあります。脳性まひなどで極端に低緊張のある子どもでは体幹の支持性が低く、脊柱で頭の重みを支えきれず、脊柱が曲がってしまふ、支え切れない、そういった状態が固定化してしまうことが脊柱側弯症です。そこは骨盤との位置関係、そして骨盤との位置関係は連動して股関節の発達に関係し、股関節の亜脱臼や脱臼の原因にも連動していきます。そのため、低緊張の肢体不自由のある子ども達においては、やはり脊柱の状態、股関節の状態をしっかり見ていかないといけないということで、保護者の皆さんが懸念されているところだと思います。

昔、診ていた東南アジアの生まれの重度の脳性まひがある患者さんの話ですが、日本の医療を素晴らしいと言ってくださって、懸命にリハビリに來所されていました。食べることが大変難しかったので、急いで座位保持装置を作ったのですが、座位保持装置がすばらしいと、家ですべてそれに座っていたのです。そうすると急激に側弯が進んでしまって、「こんなに長時間座ってはだめよ」と、拙い英語で一生懸命説明したことが忘れられない記憶です。先ほど素晴らしい車椅子、座位保持装置について話をしましたが、座位保持装置が進歩してきた近年においては、側弯の発生率が進行しているとも言われています。

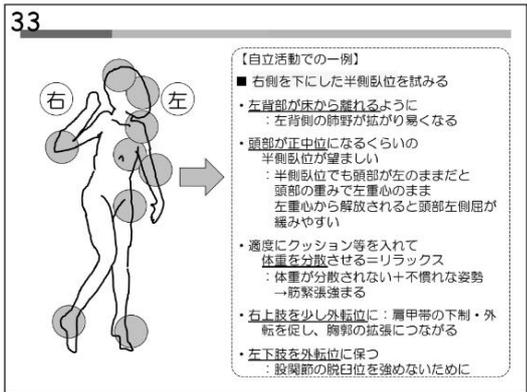
このように、生きていくことで大切にしたい大事な部分は本当にたくさんあるのですが、相対的に見ながら、子どもの将来を考えながら、椅子をどう使っていくか、あるいはリハビリをどうやっていくか、そしてどんな体制で教育を行っていただくのかは、総合的に全体を見渡して考えるべきだとも思っています。



ちなみに大腿骨も発達していくということをご存知ですか。股関節を形成しているのは骨盤と、大腿骨の頭のところ、大腿骨頭といわれる部分です。赤ちゃんのうちには大腿骨はまっすぐに近く、それがだんだん倒れた形になります。その倒れた角度を頸体角といい、その頸体角が小さくなっていくのです。それだけでなく前捻角といって、前にもねじれていきます。ですから大腿骨の骨頭部分が倒れてねじれていくというのが理想的な骨盤

を形成するために必要な形の変化なのですが、肢体不自由のある子どもたち、特に脳性まひや筋肉の疾患があると、重力との関係性がうまくとれず、頸体角の発達がうまくいかず、股関節脱臼を起こしやすいと言われています。

先ほど重症心身障害のあるお子さんにおいてはうつ伏せの姿勢が命を守る姿勢だとお話ししました。背中側の肺が広がりやすい姿勢が重要ということは、皆さんよくご存じかと思います。背中側に重みがかかったままだと背中側の肺がうまく広がらないので、筋緊張が強かったり、姿勢の左右差があったりするお子さんにおいては、いつもくっついていて側の背中を接地面から浮かせていくような自立活動をご提案させていただくことがあります。

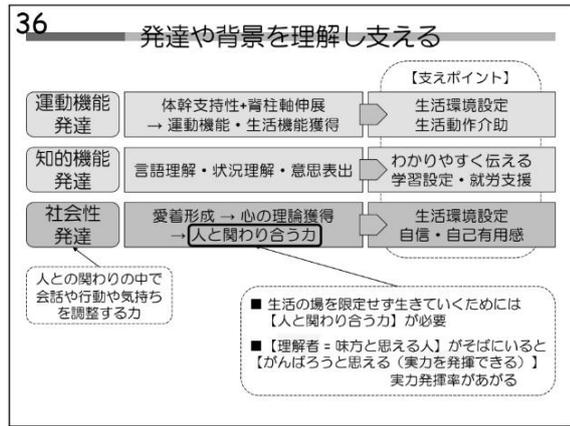


左右差があって片方の向きに頭を押し付けてしまいがちな子どもたちがいます。筋緊張が強くなり気持ちが落ち着かなくなると、よりそちら側に頭をぐっと押し付けてしまい、筋緊張が抜けず、呼吸が余計に苦しくなって、さらにもっと押し付けてしまうという悪循環に陥ってしまふことがあります。そういう場合、押し付けている側を少し床から浮かして半側臥位姿勢にすると、自分の頭の重みで頭が反対側に倒れてくれる時があります。「頭を回してね」「力を抜いてね」と無理をしなくても、自分で

力を抜いて、かつ押し付けている側の背中側の肺を広げやすくなるのです。こういったことを学校訪問の際にお話しすることもあります。

自立活動や姿勢の変換の時に骨折のリスクがあるということも懸念するところです。保護者さんも先生方も非常に留意しておられますし、子どもたち自身が一番どきどきしているかもしれません。骨折の留意すべき部位の第1位が大腿骨、第2位が上腕骨と言われています。特に大腿骨においては、子どもたちの身長が伸び体も大きくなってきた頃、移乗あるいは排泄介助時のおむつ交換の時などには、太ももの下に手を入れてぐいっと勢いをつけて抱き上げがちで、膝から下の重みが太もものに一点集中でかかります。内反足や、逆に外旋肢位のお子さんの場合、重みと同時にぐっと足が反対方向に動いてねじれてしまうこともあります。肢体不自由のある子どもたちの骨折リスクで一番高いのは、ねじれによる骨折です。ですから、抱き上げる時や排泄介助の時などに勢いをつけて持ち上げないよう十分に注意をしたり、足先の重みも同時に支えたりしてください。

今は、医療的ケアが必要な子ども、疾患がある子ども、発達に遅れがあったり、生活や環境に特徴があったり、多様な子どもたちが、みな地域で暮らしています。それぞれの多様性の部分以外は、他の子どもたちとなんら変わらないということを強調したいです。すべての子どもたちは発達期にあって、支援する側の関わり方の工夫が欠かせません。そのような工夫のほとんどは、特定の子どもだ



けでなく、すべての子どもに有益であると考えています。

また、子どもたちの発達の課題は、運動機能、知的機能、社会性発達と、それぞれ異なるように見えても、いずれの特徴を持つ子どもも、人と関わり合う力がとても大事だと考えます。生活の場を限定せずに、子どもたちが生き生きと、そして保護者さんが家族としての営み、家族として大事にしていることを守っていけるよう、一人ひとりの子どもたちの力を把握して、目標設定をしながら、その関わりあう力を育てていた

できたいと強く強く願っています。

医療だけでは子ども達を支えることができないという思いで、診療の現場を少し離れて教育の世界に飛び込みました。先生方、そして保護者の皆様方、皆さんの専門性を補い合って、子どもたちと一緒に見守っていきたいと思っています。これからもぜひよろしくお願いいたします。

【質疑応答】 ●質問 ○応答

- 今日貴重なお話をありがとうございました。医療だけでは子どもたちを支えることはできないとおっしゃっていたように、福祉、学校、行政との連携、生活全てを支える連携が大事と思っているんですが、縦のつながりが多く、横でつながるということがあまりないなと非常に身をもって感じています。先生が日々支援される中で連携がうまくいったケースなどありましたら教えていただくとありがたいと思います。
- 悩ましいところです。発達に関する診療をやっている医師同士でよく話すのは、とにかく目の前の子どもと一緒にやっという事です。全体を変えていく力は個人にはないけれど、目の前の子どもたちとできることをやる…という気持ちで日々過ごしてきました。診療だけの日々から、働き方を変えて、専門性の違う者同士と一緒に顔合わせて話し合えば少しずつ変わることがあると思えるようになりました。医師仲間に「子どもたちは学校でこんなふうに過ごしていますよ」と発信したり、大阪小児科医会の医師を募って学校訪問もしています。何ができるかわからないですが、目の前のできることをチャンスを生かして、少しずつ進めていきたいと思っています。

全体会

日時:令和7年8月21日(木)11:00~12:00

会場:グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)1003号室

司会:大阪府立西淀川支援学校 PTA 会長 中西 千晶

1 分科会報告

第1分科会「学校」	大阪府立岸和田支援学校 PTA 会長	清時 綾
第2分科会「地域」	大阪府立岸和田支援学校 PTA 副会長	馬原 和美
第3分科会「福祉」	大阪府立平野支援学校 PTA 会員	石原 久美子
第4分科会「進路」	大阪府立平野支援学校 PTA 副会長	田中 聖香
第5分科会「医療」	大阪府立藤井寺支援学校 PTA 会長	森川 雅子
第6分科会「機器」	大阪府立藤井寺支援学校 PTA 副会長	早馬 恭子

2 全体講評

(1) 全国特別支援教育推進連盟 理事長 岩井 雄一 氏

(2) 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会 会長
東京都立光明学園校長 島添 聡 氏

1 分科会報告

【 第1分科会「学校」 】

「児童生徒の社会的自立を目指した PTA と学校の連携 ～児童生徒本人の思いを大切に
学校とともに将来へ向かうために～」というテーマで発表がありました。発表校は宮城県立船岡支
援学校で、居住地校学習、学部行事「先輩の話を聞こう」、PTA 研修会、個別の教育支援計画作
成などの取組みについて、その成果と課題が紹介されました。

居住地校学習では、事前に子どもの様子を写真や絵で紹介する取組みを行ったことで交流が
円滑になった話がありました。学部行事「先輩の話を聞こう」では、現場実習だけでは得られない社
会生活の具体的なイメージを持つことができ、生徒・保護者双方にとって貴重な機会であったこと
が述べられました。PTA 研修会では進路について卒業生の保護者を招いて話を聞いたこと、個別
の教育支援計画の作成については、本人や保護者の思いを踏まえた丁寧な計画づくりが進められ
ていることが伝えられました。これらの取組みを通じて、学校と PTA が連携することにより小中高を
通じた学びの理解が深まり、協力することの大切さが共有されました。

ワークショップは、「PTA 活動に会員が参加しやすくするための工夫」というテーマで討議しまし
た。協議では、「楽しさが参加率を高める」との意見から、専門部会を廃止してボランティア形式に
したり、ヨガや整体、工作活動などを取り入れたりする工夫が紹介されました。アプリ「BAND」を活
用した情報発信やボランティア募集の効果も取り上げられ、親子プールや地域音楽家の演奏会、
交流会など自主的で楽しい取組みが参加拡大につながったことが共有されました。また、除草作業

や施設整備といった実務的な活動を単なる労務に終わらせず、その後に座談会を設け、保護者が互いに悩みや経験を語り合える場に発展させた事例も紹介されました。障害種別や学年の違いを超えた共感や情報交換が行われ、保護者同士の理解が深まるとともに新しいつながりが生まれました。さらに、地域交流会として他校の保護者も交えた座談会を実施し、子育てや生活に関する悩みを共有することで、保護者の孤立感が解消され、活動参加への意欲が自然に高まったという報告もありました。これらの意見を総合すると、PTA 活動の参加率向上には「楽しく」「気軽に」「自分のペースで」関わられる仕組みづくりが不可欠であることが共通認識となりました。義務的に関わるのではなく、自発的に「やってみたい」と思える活動を設計し、情報発信と地域連携を工夫することが、持続可能で魅力ある PTA 活動の鍵であると述べられました。

提案校の発表とグループ協議の内容について、大阪府教育庁教育振興室支援教育課主任指導主事の石谷真吾氏より助言をいただきました。学校と PTA が児童生徒一人ひとりの思いを尊重し、進路や地域生活を共に支えていく姿勢が特別支援教育の本質であること、また個別の教育支援計画についても本人や保護者の願いを丁寧に把握し、意見が異なる場合には面談を通じて調整する仕組みが自己決定を尊重しつつ家族の思いを踏まえた計画づくりにつながるということが述べられました。さらに、集約したデータを学年や発達段階ごとに分析することで教育課程や支援体制を見直し、地域資源を有効に活用する基盤となること、また支援学校が学びの場にとどまらず社会への橋渡しの役割を果たすことが重要であると指摘されました。居住地校との交流や卒業生・保護者の体験共有は、児童生徒の将来を具体的に描く重要な機会となり、地域社会全体で自立を支える基盤になることが語られました。

【 第 2 分科会「地域」 】

「地域社会の中で、当たり前のように手を取り合う障害理解促進の実現」というテーマで発表がありました。発表校は東京都立城南特別支援学校で、コロナ禍を経た PTA の在り方を見直しつつ、子どもたちの未来に向けた実践として、ホースセラピーによる動物との触れ合い、防災教育推進委員会を基点にした地域交流、近隣の小・中・高等学校との協働などが紹介され、地域を巻き込みながら障害理解を深める重要性が伝えられました。PTA が「子どもたちの笑顔を守るため」に、時代に合わせて進化・改善し、学校と協力して取り組む姿が紹介されました。

ワークショップは、「障がいのある子どもたちにとっての『特別ではない』日常をどう作るか ～当たり前を手を取り合う社会への一歩を考える～」というテーマで討議しました。協議では、地域祭り・夏祭り・福祉フェス・農業体験、近隣高校との合同発表やスポーツ交流、果樹収穫など多彩な実践が共有され、子どもたちが「同じ時間」「同じ目標」を地域と分かち合うことで自然な挨拶や声かけ、頼みごとが生まれる効果が報告されました。一方で、初参加の家庭には音や人混み、移動など心理的・実務的ハードルがあり、短時間・少人数・近距離での試行、当日の流れの事前共有、休憩スペースや「静かなコーナー」の明示、役割の細分化など「小さな一歩」を設計する工夫が求められました。

課題として、保護者の付き添い負担と地域差が大きく取り上げられました。通学や行事で保護者が人的資源として長期に依存されると、就労や家庭への影響が避けられません。送迎ボランティアの育成、医療的ケアに関わる支援スタッフとの連携、見守り当番の可視化と分担、学校と地域団体の連絡体制の書面化など、「保護者だけに頼らない仕組み」への転換が提案されました。

地域啓発の新しい形として、外部展示やフェスの「外へ開く場」の活用が紹介されました。写真 2 枚+100 字説明+30 秒動画を基本単位とする発信、紙媒体と SNS の組み合わせ、掲示の高さや文字サイズ、音量や動線への配慮など誰にとっても優しい設えが満足度向上に資することが報告されました。行事終了直後に振り返り会を実施し、気づきや改善点を次年度計画へ素早く反映する「熱いうちに次へ繋ぐ」運用も取り上げられました。

また、防災は非常時対策にとどまらず、平時の関係づくりの装置であるとの視点も語られました。給電可能な福祉車両デモ、備蓄や雨水タンク活用、避難所開設ロールプレイ等を通じて、顔の見える関係を積み上げることが日常の安心や地域参加への心理的後押しになることが共有されました。運営・安全配慮では、集合解散時刻、連絡手段、避難経路、医療的ケア手順、騒音・照明情報、持ち物、混雑予測を 1 枚シートで共有する工夫、名札や QR、休憩スペースの可視化、感覚過敏配慮コーナーの設置などが挙げられました。

資金・資材面では、学校予算・PTA 会費・地域助成・協賛・小規模クラウドファンディングの複線化、支出の優先配分（安全対策・消耗品・広報・謝金・保険）、地域企業の寄附・貸与や行政遊休備品、近隣校との相互融通、発電機・蓄電池の試運転とログ管理、共同利用ルールの整備など、透明性と持続可能性を高める取組みが紹介されました。

提案校の発表とグループ協議の内容について、大阪大谷大学教育学部特別支援教育専攻長で特別支援教育実践研究センター長の小田浩伸教授より助言をいただきました。特別支援学校の PTA 活動が共生社会の実現に直結する重要な役割を担うこと、医療的ケア児も参加できる行事や防災推進委員会を通じた地域連携が持続可能な好事例であることが語られました。また、活動の効率化、デジタル発信、成果の可視化と次世代継承の要点、卒業後の居場所づくりや教員不足対応の課題についても触れられ、子ども・保護者・教員が互いに自己肯定感を高め合う社会の必要性が述べられました。

【 第 3 分科会「福祉」 】

「子どもたちが豊かな生活を育むために 一家庭・行政・福祉施設・学校のよりよい連携―」というテーマで発表がありました。発表校は高岡市立こまどり支援学校で、子どもたちのほとんどが利用している放課後等デイサービスに焦点をあて、利用の現状、課題、学校との連携、行政への要望、さらには地域福祉事業の取組みについて紹介されました。

まず、デイサービスの利用の現状については、イベントや遠足、工作などを通して社会経験が広がっており、医療的ケア児も元気な子どもたちと一緒に穏やかに過ごしている様子が伝えられました。保護者は子どもの興味関心が広がり、人との関わりが育まれていると感じていることも述べられました。

一方、デイサービス利用に関する課題としては、入浴サービスのために学校を早退しなければならないこと、利用回数や時間が限られていること、施設数が少なく遠方にあるため利用が難しいこと、延長料金が高額であること、また急な利用や休日利用が困難であることなどが挙げられました。これらは保護者の就労や家庭生活に影響を及ぼす実情として共有されました。

デイサービスと学校の連携については、下校時の送迎の際に日々の情報交換が行われていること、デイサービススタッフが授業参観や給食参観に参加していること、さらに夏季休業中に教員がデイサービスを訪問し子どもの様子を直接見る機会を持っていることが紹介されました。また、児童生

徒のよりよい生活と卒業後の生活を見据え、市や県への要望書を提出したこと、その成果と課題についても報告がありました。さらに高岡市の福祉事業における災害対応の取組みも紹介されました。

ワークショップは、「学校卒業後を見据えた各機関との連携について」というテーマで討議しました。協議では、「卒後の進路は保護者だけでは決められない」「卒後の就労選択については相談支援専門員と相談することが重要」「相談支援専門員と学校の連携を深める必要がある」といった意見が出されました。また、「とにかく繋がれるところと繋がっておくことが大切」「PTA で先輩保護者の話を聞く」「施設見学を通じて関係を築くことが大事」「支援会議（モニタリング）を実施し、情報を共有することが必要」といった意見も共有されました。

提案校の発表とグループ協議の内容について、子ども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援専門官の縄田裕弘氏より助言をいただきました。相談支援専門員を活用し、個別の支援計画や支援会議（モニタリング）を通じて学校や事業所と情報共有を図ることが有効であること、地域の制度理解や保護者同士のつながりも重要であること、さらに卒業後を見据えた段階的支援や生活スタイルに合った制度利用の必要性について述べられました。また、保護者の声を計画的に反映させることが行政を動かす鍵となること、そして障がいのある子どもを「小さな障がい者」としてではなく、一人の子どもとして捉え、成長や将来を見据えた支援を行う視点の大切さについても語られました。

【 第 4 分科会「進路」 】

「PTA から進路を拓く発信を」というテーマで発表がありました。発表校は滋賀県立三雲養護学校で、PTA 活動を通じて進路支援に取り組んでいる実践について紹介がありました。

ワークショップは、「各校の進路の取組み、ならびに成功事例」というテーマで討議しました。地域とのつながりを生かした活動や、学校と家庭、地域、企業が協力して取り組む具体的な事例が数多く共有されました。

進路支援の取組みとしては、職場実習や事業所との連携により児童生徒が将来像を具体的に描けるようにする活動、また PTA が保護者向けに進路学習会を開催し、卒業生やその保護者から直接体験談を聞く機会を設ける活動などが紹介されました。さらに、企業や地域の人々と協力しながら就労体験やボランティア活動を行うことで、生徒自身が将来を考えるきっかけとなり、地域理解の促進にもつながっていることが述べられました。

討議の中では、進路選択を考えるうえで学校と家庭が一緒になって子どもの成長を支えることの重要性が語られました。進路情報を共有し、相談支援専門員を交えて協議することで進路の幅を広げられるという意見が出されました。特に、実際に就労している卒業生やその家族の声を直接聞くことが大きな力になっていること、また地域の企業や団体とのつながりを通じて「働くこと」のイメージを具体化できることが報告されました。

一方で、進路指導における課題として、教員不足や情報不足の問題が挙げられました。学校だけでなく、行政や企業との連携を深めることで支援の幅を広げる必要があるとの意見が出されました。また、進路の選択肢が地域差によって偏ることも指摘され、広域的な情報交換や見学の機会を増やすことが求められるとの声がありました。

資金や資材の確保についても議論が行われました。学校予算や PTA 会費だけに頼らず、地域の助成金や協賛、クラウドファンディングなど多様な方法を活用し、支援体制を安定させる工夫が必要であるとの意見が出されました。安全対策や広報に重点を置いた支出の在り方、地域企業や行

政からの寄附や備品提供、近隣校との相互融通などの事例が紹介されました。また、発電機や蓄電池の定期試運転、利用ルールの整備など実務的な準備が継続的に行われていることも共有されました。

運営面では、集合や解散の時刻、避難経路、医療的ケアの手順、騒音や照明への配慮、必要な持ち物や混雑の予測を 1 枚のシートにまとめて共有する工夫、名札や QR コードによる識別、休憩場所や感覚過敏に配慮したスペースの設置などが紹介されました。こうした具体的な準備は、保護者や児童生徒が安心して活動に参加するために重要であるとの意見が交わされました。

提案校の発表とグループ協議の内容について、厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課地域就労支援室障害者雇用専門官の大岡孝之氏から助言をいただきました。PTA 活動を通じて進路支援を考える取組みは、子どもたちの自立と社会参加につながる重要な活動であること、また学校・家庭・地域が一体となって進路を支えていくことが必要であることが述べられました。さらに、進路指導における情報の充実、成功事例の共有、企業や地域社会とのつながりを深める意義についても触れられました。今後も PTA が進路支援に積極的に関わり、子どもたちが将来に希望を持って社会へと踏み出せるような環境を整えていくことが期待されました。

【 第 5 分科会「医療」 】

「一人一人が安全・安心な学校生活を送るために ～学校（教職員・保健室・看護師）と保護者との連携について～」というテーマで発表がありました。発表校は岡山県立岡山支援学校で、医療的ケアの現状と課題、保護者と学校との連携の取組みが紹介されました。

発表では、対象児童生徒 80 名のうち 27 名が医療的ケアを必要としており、学校看護師や担当教員が協力しながら学習時間を確保し、安全な学校生活を送るために計画的なスケジュール管理を行っていることが伝えられました。また、保護者の立場から、子どもたちの安全と安心を確保するために県や学校に働きかける重要性と、それを支える PTA の役割についての意見が紹介されました。

ワークショップは、「学校における医療的ケアの現状と課題について」というテーマで討議しました。協議では、まず医療的ケア児の登校支援について取り上げられ、福祉タクシーや看護師同行が可能な地域がある一方で、保護者が送迎を担っている学校もあることが述べられました。また、通学支援が就学奨励費対応となっている学校もあるなど、地域によって制度に差があることも確認されました。進んでいる地域に近づけるよう、各都道府県 PTA として働きかけが必要であるという意見が出されました。

次に宿泊行事については、保護者の付添いが必要な学校や、医師や看護師の確保が難しく行事を実施できない学校があることが挙げられました。行事参加体制に地域差があることも課題となっており、注入や発作対応、座薬使用などのケア内容についても学校間で違いがあることから、制度整備と情報共有の必要性が語られました。

提案校の発表とグループ協議の内容について、大阪医療的ケア児支援センターセンター長の望月成隆氏より助言をいただきました。大阪府には約 1,800 名の医療的ケア児が在籍しており、そのうち約 800 名が母子医療センターをかりつけとしており、人工呼吸器使用児は約 130 名であることが紹介されました。医療技術の進歩により低年齢児でも在宅移行が増えている現状が述べられました。

通学支援については教育委員会の協力により体制が整いつつあるものの、制度の使いづらさや地域差が依然として課題であることが指摘されました。さらに今後の展望として、災害時対応、成人期への移行支援、地域支援体制の構築、社会資源情報の更新、家族やきょうだい児への支援、ピアカウンセリング、府全体でのネットワークづくり、課題解決事例の共有、医療的ケアに関する研修や人材養成研修、府内ブランチ拠点の拡充と効果検証、医療的ケアコーディネーターの育成と活性化などが挙げられました。医療と教育が連携し、現場の実情に即した多角的な取組みを進めていく必要があることが語られました。

【 第 6 分科会「機器」 】

「視線入力をやってみた～保護者の気づき～」というテーマで発表がありました。発表校は沖縄県立鏡の丘特別支援学校で、視線入力装置を活用した授業や家庭での実践について紹介されました。

発表では、肢体不自由の児童生徒を対象に、視線入力装置「Tobii」や「重度障害児支援システム Eye MoT」を用いた授業実践が取り上げられました。児童生徒は「自分の意思で何かをする」という経験を重ねることで、学習や生活の中に小さな成功体験を積み上げることができていました。たとえば、扇風機を動かして大人を涼ませる、コーヒーマルを回して豆を挽き販売活動に参加するなど、周囲に働きかける行為につながっていました。

保護者の感想として、中学部生徒では操作が難しく疲れも見られたが、繰り返すうちに上達し授業を楽しみにするようになった事例が紹介されました。別の中学部生徒では視線の使い方に新しい発見があり、今後の学習や生活に活かせる期待が語られました。小学部児童では、普段は受け身がちであってもゲームに集中して取り組み、成功すると喜びの表情を見せる姿がありました。また、画面を追って集中する姿に家族が感動し、これまで「難しい」と諦めていた自分を反省したという声も紹介されました。さらに、動画を医療関係者や家族に共有した際に驚きや感動の声が広がり、子どもの可能性を再認識するきっかけになったことも述べられました。

ワークショップは、「子どもの意思表出を支える支援のあり方」というテーマで討議しました。協議では、子どもが自ら操作し周囲とやり取りできることの意義が共有されました。その一方で、支援者の関わりによって成果に差が出ること、担当教員の異動で継続が難しくなること、機器の高額さから財政的な支援が欠かせないことといった課題も挙げられました。さらに、機器の低価格化、アプリの活用、盲学校との連携など活用の幅を広げる工夫について意見が出されました。

提案校の発表とグループ協議の内容について、独立行政法人国立特別支援教育研究所上席統括研究員（兼）研修事業部長の吉川知夫氏より助言をいただきました。ICT の導入は目的ではなく「子どもがやりたいことを伝えるための手段」であること、また「卒業後の生活の方が長い」という視点に立ち、学校で培った力を社会でどう活かすかを意識して取り組むことの重要性が語られました。さらに、視線入力を通じて周囲を喜ばせる経験が子どもにとって大きな自信と成長につながるということが述べられました。

2 全体講評

(1) 全国特別支援教育推進連盟 理事長

岩井 雄一 氏



皆さん、こんにちは。2 日間にわたる大会の開催、そして多様な発表や討議、本当にお疲れ様でした。この 2 日間、皆さんと共に学ばせていただき、気づいたことや感じたことを共有することで、これからの未来に向けて、皆で何を考えていくべきか、その一助となれば幸いです。

まず、全国特別支援教育推進連盟についてご紹介します。現在、当連盟には 16 の団体が加盟しています。全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会は、全国にある各障害種別の PTA の連合体の一つです。他にも多くの団体がありますが、私たちはこの 16 団体で様々な取組みを進めています。

昭和 39 年に、私たちの団体が設立されました。昭和 30 年代は、現在の特別支援教育（当時は「特殊教育」と呼ばれていました）をしっかりと推進していこうという機運が高まり、多くの団体が誕生しました。養護学校校長会や盲・聾学校校長会が戦後に設立され、昭和 38 年には全特長が発足。特殊教育学会も誕生しました。私たち推進連盟は昭和 39 年に設立され、同年には特別支援学級を設置する学校の校長会「全特協」も誕生しています。こうした団体の活動の中で、昭和 46 年には国立特別支援教育総合研究所が発足し、関係者が力を合わせて特別支援教育の推進に成果を上げてきたという歴史があります。

当初の目標であった養護学校の義務制実施については、昭和 54 年 4 月から実施されました。この流れの中で、当時「盲・聾・養護学校」と呼ばれていた特別支援学校が全国に多数設立されることとなりました。

では、PTA はどうなっているのでしょうか。全肢 P 連は昭和 39 年に発足し、東京都立光明小中学校にて連合会の結成式が開催されました。当時は 7 校が集まり、全肢 P 連を設立したと沿革に記されています。障害種別の PTA 連合会としては、聾学校が最も早く昭和 36 年に設立され、翌昭和 37 年には全国盲学校 PTA 連合会、昭和 42 年には全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会、昭和 45 年には全国病弱・虚弱特別支援学校 PTA 連合会が設立されています。

今回の大阪での研究大会では、「なにわともあれ 友とつながり 共に生きる 大阪から愛と笑顔がかがやく未来へ」というスローガンのもと、基調講演から全体会に至るまで、さまざまな取組みが展開されました。この実りある成果を、それぞれの地域に持ち帰り、広げていただければと思います。

私たち推進連盟では、毎年 6 月に国へ要望書を提出する取組みを行っています。今年の全肢 P 連からは、文部科学省に対して令和 8 年度予算等に関する 10 項目の要望を提出しており、さらなる充実を図る内容も含まれています。中でも第 10 項目にある「日本版 DBS (Disclosure and Barring Service)」の導入については、法律上導入が決定されています。最近では教員による事件・事故が多く報道されており、文部科学大臣も調査を行うと記者会見で述べています。こうした事態はあってはならないことであり、今後、日本版 DBS がどのように運営・運用されていくのか、組織

的にチェックを行いながら、全肢 P 連を中心に検討いただければと考えています。この制度は文科省だけでなく、こども家庭庁や厚生労働省とも連携して構築されると伺っています。

同様に、厚生労働省やこども家庭庁にも要望書を提出しています。これらの要望事項は、全肢 P 連のホームページおよび推進連盟のホームページに掲載されていますので、関心のある方はぜひご覧いただき、要望の取りまとめにご活用ください。ただし、これらは国への要望であり、都道府県や市区町村への要望とは内容が異なる場合がありますので、ご注意ください。

分科会講評

今回の研究大会では、6 つの分科会が設けられました。以下に、それぞれの分科会について簡単にご紹介いたします。

第 1 分科会「学校」

学校と PTA が連携し、子どもたちのために様々な取組みを行っている様子が、非常に丁寧に発表されました。どの発表にも共通して見られたのは、学校との連携に加え、卒業生や地域を巻き込んだ活動です。児童生徒の育成を中心に据え、地域と協力しながら多様な取組みが展開されていることが読み取れました。

PTA としても果たすべき役割は多くありますが、地域や学校との連携がなければ、行政の働きかけも難しくなります。要望を実現するためには、何をどこに届けるべきかを研究し、戦略的に取り組む必要があると感じました。

第 2 分科会「地域」

地域の理解なくしてインクルーシブな社会の実現は困難です。各校が地域に向けた取組みを積極的に行っており、発表では、PTA 活動に ICT を活用することで負担軽減を図っている様子が紹介されました。広報のデジタル配信や委員数の削減により、医療的ケア児の保護者も参加しやすくなったとの報告がありました。

「自治体への要望活動は、未来の子どもたちへのプレゼントである」という表現が印象的で、非常に感動しました。今だけでなく、これから育っていく子どもたちのために取り組むという姿勢が素晴らしいと感じます。

また、防災教育推進委員会の開催や近隣校との副籍交流、そして、この資料の中に写真があったのですが、隣の高校との間にフェンスがあり、「絆の門」と言われています。いつもはずっと閉じたままですがいざという時にちゃんと行き来できるように相互に助け合えるような「絆」がある。隣同士、同一敷地内に特別支援学校と高等学校がある。いわゆるインクルーシブな学校運営モデル事業、もう既にそういうことを進めている「門」なのかなと思いました。このように地域との連携が進んでいる様子も紹介されました。

第3分科会「福祉」

福祉の充実を求める声が多く寄せられました。発表校は小中学生のみの市立支援学校と、県立支援学校の高等部が併設されており、両校のPTAが協力して活動しているとのことでした。

学校間交流や居住地校交流、放課後等デイサービスの活用など、学校との連携が紹介されました。要望としては、入浴サービスの充実や公共施設のバリアフリー化、災害時に福祉サービスが継続される体制の確保などが挙げられています。

これらの要望は、市区町村との協議が必要となる事項です。地域の実情に応じた政策的対応が求められます。

第4分科会「進路」

保護者アンケートの実施にあたり、ICT機器を活用した新しい方法が紹介されました。紙媒体ではなく、配信機器を用いてアンケートを収集し、卒業後に医療的ケアに対応可能な生活介護事業所の設立に向けた意見をまとめたとのことでした。

アンケート結果をもとに、市への要望をどのように実現してもらうかについても工夫がなされており、実践的な取り組みとして非常に参考になる内容でした。

第5分科会「医療」

学校と看護師の連携についての発表がありました。現在、多くの都道府県が医療的ケアに関するガイドラインや指針を示しており、それに沿った準備が進められています。

特に宿泊行事における保護者の付き添いについては、医師の判断により保護者の同行が不要となった事例が紹介されました。保護者との連携や情報共有が進んでいることが伺えます。

医療的ケアに必要な物品の購入に関しては、就学奨励費の活用が可能ですが、補助の仕組みや対象範囲についての理解と工夫が求められています。

第6分科会「機器」

機器の活用に関する発表では、保護者や教員が使用方法に悩む様子が紹介されました。授業への効果的な組み込みが課題となっており、個々の障害に応じた入出力装置など高額な機器の購入に関する負担も指摘されています。

文部科学省による支援の必要性も述べられましたが、PTAがすべての活動を担うことは難しく、それぞれができる範囲で取り組むことが重要です。無理のない形で、継続的な活動を進めていくことが望まれます。

まとめ

各分科会の発表からは、学校やPTAがそれぞれの役割を理解し、連携しながら地域に根ざした活動を展開している様子がよく伝わってきました。ICT機器の活用も進んでおり、短時間ながらも成果のある発表がなされたと感じています。今後も、こうした取り組みを地域に持ち帰り、共有・発展させていただければ幸いです。

(2) 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会 会長
東京都立光明学園校長



島添 聡 氏

東京都立光明学園校長の島添です。光明学園は、この大会2日間でいろいろなところで話題に上がっており、先ほど(全国特別支援教育)推進連盟の歴史の中でも名前が出てきた通り、歴史と伝統が世の中の流れとともに学校の様相が変化してきています。

岩井先生から、各分科会の中身についてお話がありました。(提示中のスライドを見ながら)このスライドは、私は一文字も入力していません。事前に分科会の資料データをいただいていたので、AIを活用してそれを要約しスライド作成をしたものです。テーマと書いてありますが、分科会の発表資料をAIが中身を読んで、要約するときにテーマとして項目を挙げたものです。発表者の皆さん、これであっているでしょうか。

分科会からの発表とそれから岩井先生の解説でも似たような文が出てきました。事前に岩井先生とは打ち合わせをしておりませんが、AIを活用しても同様な内容に要約できたということです。

実は、本校は現在東京都教育委員会のAIに関する研究指定校なので、こういうことを授業で活用したり、先生たちの仕事で活用したりするということをしています。本当に今、30分もかからずに出てしまうのですね、こういうので、要約するにはいいのですが、このような会するときにはきちんと中身を読まないといけない。これが合っているかどうか、というのが分からないということです。私としては、AIが作成した「テーマ」の部分の内容はこれでいいかなと思います。この後につながる授業を活用するためにはどうしたらいいかというところを考えていけたら良かったという気はしていますが、成果物としては80点ぐらいではないでしょうか。

今、この場で最後のまとめのスライドを作りながらお話しています。2日間のキーワードとして、いろいろなところで「繋がり」や「連携」という語句が出てきました。これらが大事なことであれば、皆さんご理解いただいていると思います。

さて、昨年度の石川大会と比べ、より良い学校生活の部分と高等部卒業後の見通しというか、その辺のところの話題が多かったかなという気が今回しています。特にその学齢期から青年期、いわゆる生涯学習という部分が大きく出てきたと思っています。私の考え方ですが、多くのところで連携とか繋がりが出てきたときに、ではその連携先の時間、例えば福祉のほうでは放課後等デイサービスっていうところが出てきたとしたら、その役割や特徴をまずこちら側が理解しないといけないだろうと思います。当然ですよ。分科会の中でお話にありましたが、まず勤務時間が違います。職員と教員と保護者のみなさんと。ですから、きちんとその調整をしないとダメです。まずフェイストゥフェイスの会議ができないですよ。まず、そういうところから役割とか特徴をきちんと理解しないと、こちら側の専門、理屈だけでは難しいですね。それから、これは前のところにもありましたが、制度を理解するということをしておかないといけません。「いや、そんなこと言われても、うちではできません。それは制度にないですから。」「わかっていなくて、すみません。」みたいな話になってしまう訳です。

学校でも、特に特別支援学校については、福祉制度とは切っても切れないですし、医療制度もそ

うです。詳しいところは、専門家に聞かなければいけません、一通りのことは理解をして、学校の理屈だけではないかというのを、理解する必要があります。

また、支援会議の機能を理解する、ということ。これは、分科会の中では、そこまで議論になったとは思っていないのですが、私は普段からこう思っていて、本校の先生方もそうなのですが、課題をもって支援会議をやりたい、といわれます。支援会議は、決定機関ではなく、誰も決めないのです。まずは誰が主催する会なのか、それは学校が呼び出すのか、福祉制度の方の支援計画を作るために福祉の機関が呼んでくれたのか、ということでも会議の性質が違ってしまいます。そこを前提として、じゃあ誰が来るの？どこでやるの？会議の形態って、今はフェイストゥフェイスだけではなくてオンラインだって可能なので、そういうことも含めて、どのような形態にするのか、ということなどを計画的にしていかなければならないのです。本当に事務的な打ち合わせだけだと、オンラインで済む。しかし、実際、支援会議では、それだけでは済まないことも多く、中心的な役割を担う 3 人だけ先に打ち合わせをしましょう、というみたいなのも当然、あるだろうというふうに思っています。その支援会議の機能を理解するということをしていかないと、課題が起きたらしっかりとやればよい。そういうことではないんだと思います。

ですので、決定するわけではなくて、まずは情報の共有が基本です。それぞれの機関が把握している課題を保護者の方に了解を取りながら、共有化していくものだと思います。ただ、情報共有としてそれぞれが歩みだす必要はないと思うんです。それぞれの関係機関の機能・特徴があります。うちがこれができます。うちは、でもここまでは無理です。っていうところをアイデア出しする場なんです。そのアイデア出しの中で、それぞれのところが持ち帰り、具体的な計画実施にっていうふうになるんです。そこで決まった感じはあるかもしれないけど、実は決まっています。こういったところをきちんと機能を理解して特徴を理解するというのが、まずはつながり連携っていうことの基礎になるだろうということです。

先ほどの福祉制度・医療制度という、昨日の分科会にもありましたとおり、やはり足りない部分があります。これが行政に対する要請活動に繋がっていくということになります。機能に対して、でもここが足りないから、こういう風にやってくださいということを行く相手によって、きちんと伝えるべき事を考えなきゃいけない。それは広域の都道府県なのか国なのか、基礎自治体である市区町村なのか。それを何？どういう風に？と具体的なところまで話をしていくのかっていうところを考えていかなければならないと思っています。ですので、こういう活動をする際には、校長先生方と PTA の会長の皆さんや県の皆さんが、意思疎通をして同志を作られるといいかなと思います。

石川大会の時にもお話しましたが、文章に書いたからと言って翌4月に予算がつくとは限らないんです。でも言い続けることも大事です。毎年書いていても、実現しないと心が折れます。また…で。でも、またやらなければダメなのです。皆さん領いている方も多いと思うのですが、言い続けることが大事です。30 年前に言っていたことが、今、たくさんできています。このコロナ禍の前後でも、全然、社会制度含め様々なことが変わってきました。言い続けることは大事です。ですが、社会情勢にみあって工夫をしていくことも大事ではないかと思えます。

この 2 日間に話題となった「繋がり」や「連携」という言葉の背景についても一度考えられるといいかなと思っています。私からは以上となります。ありがとうございました。

閉会式

日時:令和7年8月21日(木)12:00~12:30

会場:グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)

1003号室

司会:大阪府立西淀川支援学校PTA会長 中西 千晶



1 開式のことば

全肢P連「大阪大会」副実行委員長
大阪府立箕面支援学校PTA会長 大辻 美幸

2 大会宣言

全肢P連「大阪大会」実行委員長
大阪府立東住吉支援学校PTA会長 小山 真澄

3 開催地校長挨拶

全肢P連「大阪大会」副実行委員長
大阪府立東住吉支援学校校長 西浦 由夏

4 次年度開催地校挨拶

全肢P連「広島大会」実行委員長
広島県立広島特別支援学校PTA会長 横田 君恵

5 閉式のことば

全肢P連「大阪大会」副実行委員長
大阪府立箕面支援学校PTA会長 大辻 美幸



～なにわともあれ
友とつながり 共にいきる
大阪から愛と笑顔
かがやく未来へ～

◆大会宣言◆

全肢P連「大阪大会」実行委員長
大阪府立東住吉支援学校 PTA 会長



小山 真澄

本連合会は肢体不自由の子どもを抱える保護者が互いに手を携え、「わが子が学ぶ肢体不自由特別支援学校の教育がより良いものになってほしい」という願いを胸に、その輪を大きくしながら今日に至っています。

本連合会は68年の歴史の中で「学校に通えるようになったならその環境を良くしたい」、「環境が整ったら充実した教育を受けさせたい」、「教育でつけた力を活用して障がいがあっても特別支援学校卒業後も地域で豊かに生活させたい」と、私たち保護者のあたりまえの思いや願いを絶やさずことなく脈々とつなぎ、願いを形にできるよう活動してきた歴史があります。

私たちは、どのような状況であっても今できる事を考え、私たちの思いを途切れることなく国や地域に届け続けてきたことを誇りとし、引き続き歩み続けます。国の動向をみましても、令和3年1月に中央教育審議会が「令和の日本型学校教育の構築を目指して」の答申を發出、同年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行、令和4年6月に「改正児童福祉法」、12月に「障害者総合支援法の一部改正法」が成立、そして令和5年4月には前年6月に成立した「こども基本法」が施行、同時に「こども家庭庁」が発足、同年6月には「こども未来戦略方針」が閣議決定するなど、共生社会の実現を目指し、特別支援学校のみならず、学校全体の制度改革、社会全体の支援体制づくりが着実に進められています。

このような流れの中で、学校の果たす役割は極めて大きいと考えます。本当に必要な支援や制度制定にたどり着くためには、学校教育の一端を担っている私たち保護者そして全肢P連の果たす役割も非常に大きいものと考えます。PTAの基盤は「つながり」です。その真ん中には子どもたちがいます。PTA活動が敬遠されがちな昨今ですが、私たちには「つながり」が不可欠です。一人一人の声は小さくても、全国の皆様の声の一つにすることで日本中に響かせることができます。地域が違っていても思いは一つ。自分を知り、相手を知り、互いに手を携えてまいりましょう。全国大会はそのためにあるのだと思います。

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会ならびに全国特別支援学校肢体不自由教育校長会は、令和7年8月20日(水)・21日(木)に第68回PTA・校長会合同研究大会を『大阪大会』として開催いたしました。「肢体不自由のある子どもたち一人一人の生きる力を育むために、PTA活動はどうあるべきか ～なにわともあれ 友とつながり 共にいきる 大阪から愛と笑顔かがやく未来へ～」を主題に研究協議を重ねることができました。また、この大阪大会は、近畿地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会ならびに近畿地区特別支援学校肢体不自由教育校長会の夏季合同研修会も兼ねて開催いたしました。

全国大会が近畿地区で開催されましたのは、令和元年度の奈良大会以来のことです。昭和から平成へと受け継ぎ、培ってきた全国の連帯感を、新たに始まった令和の時代に確実に引き継いで子どもたちの未来に繋いでいきたいという強い思いを、奈良の地で全員で共有しました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止やオンライン開催を余儀なくされたり、開催の地が大地震に見舞われたりという苦難が続きました。このような中で、私たちは、人と人との繋がる大切さ、直接顔を合わせてお話しすることで生まれる豊かな気持ちを改めて感じることができました。

また現在、「大阪・関西万博」が開催中ですが、同じ年に大阪大会と万博が重なったことは偶然ではないように感じています。万博が、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無に関わらず、誰一人取り残さないインクルーシブな社会の実現をめざしているからです。子どもたちの輝く未来のために、この大阪での出会いを大切に、これからも皆で手と手を取り合って歩んでいきましょう。

子どもたちが意欲的に学び、社会に安心して巣立っていく環境と支援の輪を充実させるために、校長会、国、関係団体との連携を密にして、全肢P連として以下10の具体的取組みをここに宣言します。

大会宣言

- 一、 将来の自立と社会参加に向けて、就学支援ファイル、個別の教育支援計画及び移行支援計画の教育系支援計画と障害福祉計画に基づいた各支援計画（サービス等利用計画や障害児支援利用計画等）を効果的に融合し、ライフステージごとに策定・引き継ぎができるよう、「家庭支援」「兄弟姉妹支援」を含めた障害児者とその家族に対する就学前から卒業後までの切れ目ない支援体制整備充実に向けて働きかけていきます。
- 一、 インクルーシブ教育システム構築のために、学校において障害のある子供と障害のない子供が共に活動する交流及び共同学習の場を増やし、近い将来社会を担う子供たちの「心のバリアフリー」を育み、ひいては社会全体の意識を変えていく教育の充実を求めています。
- 一、 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に基づき、医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で十分な学校教育を受けられるよう、また、保護者の負担が軽減されるよう、看護師等の適正配置、通学手段をはじめとする体制整備を、教育・医療・福祉の関係者等社会全体で支えていくことを求めています。

- 一、 障害のある子供が等しく教育を受ける権利を確立するために、義務教育国庫負担制度及び特別支援教育就学奨励費制度の堅持・充実とその財源を確保し、肢体不自由教育の専門性が保たれるように研修制度や教員養成制度の改善を求めています。
- 一、 自然災害等に備えて、学校、家庭、関係機関と連携・協力し、総合防災マニュアルの策定、災害時個別避難計画の作成、さらに感染症流行時に障害のある子供の学びと命が守られるなど、地域社会において障害のある子供がいついかなる時も安心して、安全な生活ができるよう必要な施策の実現を働きかけていきます。
- 一、 特別支援教育の一層の充実のために、特別支援学校は、その専門性を活用して近隣の幼稚園や小・中・高等学校への相談支援や巡回指導などのセンター的機能を十分発揮できるよう、特別支援教育コーディネーター、およびスクールソーシャルワーカー等の増員と専門性を求めています。
- 一、 ICT機器は肢体不自由の児童生徒にとって学びの可能性を広げ社会を広げるための重要なツールです。GIGAスクール構想によってその成果が児童生徒一人一人に十分いきわたるように、ICT支援員の十分な配置と教職員との連携システム、児童生徒一人一人に応じた補助具や補助機器の予算化を求めています。
- 一、 肢体不自由児や医療的ケアの必要な障害児者が利用できる、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や通園、放課後等デイサービス、短期入所、通所施設の整備と、障害の程度に応じたグループホームや重度障害者が安心して生活できる入所施設の確保により、全ての肢体不自由障害児者が地域で安心かつ充実した生活ができるよう、居場所づくりの拡充を求めています。
- 一、 関係省庁間の連携を働きかけながら卒業後も学び続ける喜びと働くことへの希望をもって自分らしく豊かに生きていけるよう、障害の程度等に応じた生涯学習やキャリア発達を支援するための環境整備を求めています。
- 一、 共生社会実現のため公共・民間の施設・交通機関のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを活用した建物や設備の整備が進むよう働きかけていきます。

令和7年8月 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

◆開催地校長あいさつ◆

全肢P連「大阪大会」副実行委員長
大阪府立東住吉支援学校長



西浦 由夏

閉会にあたり、開催地・大阪を代表して、心よりお礼とご挨拶を申し上げます。

2日間にわたる「大阪大会」の開催に、全国各地から多くの皆様にご参集いただき、誠にありがとうございました。ご臨席いただきましたご来賓の皆様、助言者の皆様には、ご多用の中にもかかわらず、大会全体を通してご協力を賜り、心より感謝申し上げます。また、多くの企業・事業所の皆様には、本大会の趣旨をご理解いただき、ご協賛いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

本大会では、基調講演や会員研修、分科会そして全体会が行われました。菅野視学官による基調講演では、「肢体不自由のある子供たちの学びの充実」をテーマに、最新の動向や課題について具体的な情報を得ることができました。会員研修では、武庫川女子大学の宇野先生を講師にお迎えし、子どもの今とその先のために、見通しを持った支援や連携をどのように工夫していくかを学びました。分科会では全国の代表6校から貴重な実践報告をいただき、活発な協議と意見交換が行われました。発表校の皆様には、この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。各分科会での内容は、本日の全体会において参加者全員で共有し、岩井様、島添様よりご講評をいただきました。重ねてお礼申し上げます。

さて、ここで少し、大阪の肢体不自由教育の歩みについて、触れさせていただきます。昭和 31 (1956) 年に、「大阪府立養護学校」が開校しました。これは、愛知県立養護学校と並び、公立として全国で初めての肢体不自由校です。当時の資料には、ボンネット型のバスによる送迎や、理学療法・作業療法など医療的な支援が取り入れられていた様子が記されています。その後、大阪府立養護学校は、大阪府立堺支援学校と名称をかえ、現在では、府立の肢体不自由支援学校が 12 校 1 分校まで広がっています。養護学校の義務制施行は昭和 54 (1979) 年ですが、それ以前から多くの子どもたちが入学を希望し、学校は、多様な障害状況や教育的ニーズにきめ細かく対応することが求められてきました。

医療的ケアが必要な子どもたちへの対応も、大きな課題のひとつでした。数十年前、私が勤務していた学校にも、日常的に吸引が必要なお子さんが入学することになりました。全国的にも、大阪においても、医療的ケアにおけるガイドラインや校内体制が十分に整備されていない時代です。学校現場で、「吸引は教員が行うべき行為ではない」「目の前にいる子どもが必要としているのに何もしないのか」といった議論が、職員会議で何日も続いたことを、今でも鮮明に覚えています。

そのような時期を経て、現在では学校に看護師が配置されるなど、医療的ケアの体制が整備されるようになりました。これはほんの一例です。

子どもたちが一生懸命生きようとする命の輝き、もっともっと学びたいという強い意欲、そして、保護者の皆様の、この子を学校に通わせたい、充実した教育を受けさせたい、豊かな生活を送ってほしい、という切実な願いが、社会を動かし、特別支援教育のあり方を発展させてきたのだと感じています。私自身も、子どもたちや保護者の皆様との出会いの中で、教員として、また、ひとりの人間として多くのことを教わり育んでいただきました。今の自分があるのは、そのおかげであり、感謝の念に堪えません。今回の全国大会において、少しでも皆様のお役に立てたのであれば幸いです。

現在、学校には看護師はじめ様々な専門職が配置されるようになりました。とはいえ、まだまだ課題は山積しています。子どもたちの幸せと、輝く未来のために、教育、医療、福祉など子どもたちに関わる様々な分野の人たちの連携と協働が、さらに深まることを期待しております。

大会運営において、至らぬ点多々あったかと思いますが、なにとぞご容赦ください。

来年度は広島です。全肢 P 連「第 69 回大会」が開催されます広島の皆様に、心をこめてバトンをお渡しします。

最後に、今後の全肢 P 連のさらなるご発展と、保護者の皆様とお子様方、学校はじめ関係の皆様のご健勝を祈念しまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

厳しい暑さの中、また、最近のゲリラ豪雨などで被害を受けておられる方も少なくないかと思われませんが、2日間にわたり、多くの皆様にご参加いただきましたことに心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

◆次年度開催地校あいさつ◆

次年度全肢P連「広島大会」実行委員長
広島県立広島特別支援学校PTA



横田 君恵

全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会大阪大会にお集まりの皆様、こんにちは。そして今日は、全国各地からご参加いただき、心から御礼申し上げます。

このたび、次年度の事務局校を務めさせていただくこととなりました、広島県立広島特別支援学校の今年度 PTA 会長を務めております、横田君恵でございます。本校 PTA として、全国大会事務局という重責を担うにあたり、身の引き締まる思いでおります。

本大会の場には、全国の肢体不自由特別支援学校に関わる皆様一堂に会し、共に学び、語り合い、そして未来に向けた歩みを進める機会があることを改めて考えますと、支援の輪を広げ続けてきたことは誠に感慨深い限りです。これまでの事務局校の皆様の御尽力に敬意を表し、次年度に向けてその思いを引き継ぎながら、よりよい PTA 活動となるよう精一杯尽力いたします。

特別支援学校における子どもたちとその保護者が直面する課題は多岐にわたります。そのひとつひとつに耳を傾け、連携を深め、地域社会とともに歩む PTA 活動が、子どもたちの笑顔につながると信じております。研究大会をはじめ、今後の活動を通じて皆様と密に意見を交わしながら、実り多いものにしていけるよう努力してまいります。

次年度、広島平和記念公園の近くの会場をおさえて、皆様をお待ちしております。平和都市ヒロシマでお会いしましょう。

最後に、全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会のますますのご発展と、皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。

【参考資料】タイムテーブル

時 月日	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
		30				45	30	30			30
8/20 (水)		理事評議員受付	第2回理事評議員会		分科会打合せ	総会	移動	開会式	基調講演	移動・休憩	分科会
					受付						
											協賛企業等展示

時 月日	8	9	10	11	12	13
		30	45			30
8/21 (木)		受付	会員研修	休憩	全体会・講評	閉会式
						協賛企業等展示

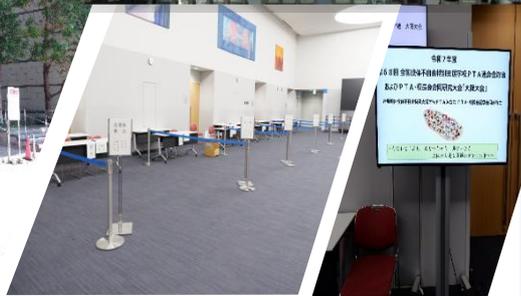


子どもたちの書いた文字とイラスト入りのTシャツを着て全国の皆さんをお迎えしました。

協賛企業等展示 参加団体・事業所(50音順)

企業名	展示内容
合同会社アエタ	防災関係・活動案内
オープンカレッジ未来みらい	活動案内
株式会社ジアース教育新社	特別支援教育関連書籍(販売有)
一般社団法人スペシャルキッズサポート振興協会	活動案内
大王製紙株式会社	衛生関連用品
株式会社デジリハ	療育アプリ展示
Tobiidynavox	コミュニケーション機器(AAC)
社会福祉法人 日本肢体不自由児協会	機関誌販売
パシフィックサプライ株式会社	義肢、装具、福祉用具
株式会社 ピーエーエス	スヌーズレン、姿勢保持具
社会福祉法人福祥福祉会 豊泉家グループ	活動案内(販売有)
ホリスティックケアプロフェSSIONALスクール	アロマセラピー紹介(販売有)
株式会社 ユニコーン	視線やスイッチを用いた支援機器
ラックヘルスケア株式会社	感覚支援機器
株式会社 リブドゥコーポレーション	衛生関連用品

大会アルバム



開会式



基調講演



PTA (Parent-Teacher Association)
本会の目的は、児童及び生徒の健全な育成を目的として、家庭・学校・地域社会が連携して、教育で児童生徒の二つある成長の途、意欲の振興に努め、そのための社会資源を開発すること。
↓
特別支援学校におけるPTA活動
共生社会の実現に向けた取り組みの一環
（特別支援学校）



分科会

会員研修



閉会式



展示会



〈大会参加記念品 製作協力校〉

耐洗紙製ストラップ（豊中支援学校）たこ焼きストラップ&メモスタンド（東淀川支援学校）

令和7年度 第68回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会
およびPTA・校長会合同研究大会「大阪大会」
近畿地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会
PTA・校長会夏季合同研修会

報 告 書

全肢P連 会報 第144号（大会特集号）

令和8年2月発行

編集・発行 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

大阪大会実行委員会主管校

大阪府立東住吉支援学校・大阪府立箕面支援学校・大阪府立中津支援学校

大会運営事務局 大阪府立東住吉支援学校

〒546-0023 大阪府大阪市東住吉区矢田5丁目1-22

TEL(06)-6608-9100 FAX(06)-6608-9500

印 刷 社会福祉法人あさか会 はあとらんど浅香